

農業農村整備事業における 景観配慮の手引き

平成18年5月

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会
農業農村整備部会 技術小委員会

はじめに

平成13年度における土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、平成15年度には、個性ある魅力的な農山漁村づくりのため、「水とみどりの『美の里』プラン21」が策定され、農村景観の保全、形成についての今後の施策の展開方向が示された。

また、平成16年度には、地方自治体における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を踏まえ、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制などを盛り込んだ、「景観法」が制定された。

こうした動きを踏まえ、農業農村整備事業において景観との調和への配慮を推進するため、農村景観の美しさのとらえ方や調査、計画、設計等の考え方など、農村景観を理解し、保全、形成するために必要な事項を取りまとめる必要が生じてきた。

これまで、景観についての研究は、都市計画や建築工学の分野で数多く手掛けられてきているが、農村景観を対象とした景観の保全、形成の理念や配慮の考え方については、体系的に取りまとめられたことがなく、この手引きは、農村景観の分野において初出となるものであろう。

手引きの取りまとめに当たり、本委員会では、平成17年10月より3回の検討会を実施するとともに、平成18年3月～4月にパブリックコメントを募集した。こうした検討を通じて、各委員をはじめ、数多くの方々から貴重な御意見・情報を頂いたことに改めて感謝申し上げたい。

今後、国営事業の実施地区等における「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」の作成や市町村における「田園環境整備マスタープラン」の作成・見直しに手引きを活用し、農業農村整備事業を実施するなど、農村景観に配慮した事業が全国で展開されることを期待したい。

技術小委員会委員長

目 次

第1章 手引きの目的	1
1.1 農村景観の保全、形成が求められている背景	1
1.2 手引きの目的	3
第2章 農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向	6
2.1 多様な美しさで構成される農村景観	6
2.2 農村景観を形成する要素と「水」と「土」が果たしてきた役割	8
2.3 農村景観の課題	10
2.4 農村景観への配慮の展開方向	11
2.4.1 農村景観の保全、形成の取組	11
2.4.2 農業農村整備における景観への配慮の展開方向	12
第3章 農村景観の保全、形成の基本的な考え方	14
3.1 農村景観の美しさをとらえる視点	14
3.2 景観のとらえ方	18
3.2.1 景観における「図」と「地」の把握	18
3.2.2 景観の概念を成り立たせる「視点」と「視対象」	20
3.2.3 景観をとらえる視点	22
3.2.4 景観特性のとらえ方	24
3.3 景観配慮対策の考え方	26
3.3.1 景観配慮の基本原則	26
3.3.2 景観調和の方針	28
3.3.3 景観設計の要素	30
第4章 景観配慮対策の進め方	34
4.1 景観配慮対策の進め方	34
4.2 住民参加による景観配慮の取組	38
4.3 景観配慮の取組姿勢	40

第5章 調査	44
5.1 調査の進め方	44
5.2 基礎調査	46
5.2.1 基礎調査の方法	46
5.2.2 地域景観特性の把握	48
5.3 詳細調査	50
5.3.1 詳細調査の方法	50
5.3.2 景観特性の把握	52
第6章 計画	59
6.1 計画の進め方	59
6.2 基本構想	61
6.2.1 景観保全目標	61
6.2.2 景観に配慮する区域と各区域における景観配慮の方向性	65
6.2.3 基本構想の取りまとめ	66
6.3 景観配慮計画	68
6.3.1 計画範囲と視点場の設定	68
6.3.2 景観への影響の検討	70
6.3.3 景観配慮方針の検討	71
6.3.4 景観配慮計画の取りまとめ	79
第7章 設計、施工及び維持管理	82
7.1 設計の進め方	82
7.2 景観設計	85
7.2.1 景観設計の検討	85
7.2.2 景観設計案の作成	103
7.3 景観設計案の比較検討と最終案への合意形成	104
7.4 施工及び維持管理	106
用語集	109
参考文献	115

～本手引きに掲載されている【参考資料】、【コラム】、【参考文献】について～

【参考資料】は、本手引きの内容を理解する上で役立つ具体的な内容や知見を示したものである。

【コラム】は、本手引きの内容を理解する上で有用な、関連事項について示したものである。

【参考文献】は、本文、参考資料、コラムにおいて引用した文献の他、手引きの作成に当たり、参考とした文献及び景観との調和への配慮を進める上で有用な文献を各章ごとに記載した。

第1章 手引きの目的

1.1 農村景観の保全、形成が求められている背景

我が国の歴史、文化は、二千年に及ぶ稲作を背景として成立してきたことから、水田を基調とする農村景観は、日本人の原風景となっている。また、農村では、水田等の農地や、二次林である雑木林や鎮守の森、用水路、ため池といった二次的な自然が有機的に連携し多様な生態系や良好な景観が形成されてきたといえる。

近年では、こうした豊かな自然と農業、伝統的な農村文化など農村の持つ魅力が再認識され、農村に対する期待が高まりつつあることから、農村景観の保全、形成を進めていくことが重要な課題となっている。

このため、農業農村整備事業の実施において、国民的な視点に立ち農村景観の保全、形成を推進する必要がある。

【解説】

1. 日本人の原風景としての農村景観

我が国において、農村集落は水の確保など生活の利便性や外敵の侵入、洪水に対する安全性などから、里山の麓や水の辺において発達し、水田の開発が進むに従い平野部全域に形成されてきた。我が国の歴史、文化は、こうした二千年に及ぶ水田開発と稲作を背景として成立してきたことから、水田を基調とする農村景観は日本人の原風景となっている。

また、農村では、水田等の農地や、二次林である雑木林や鎮守の森、用水路、ため池といった二次的な自然が有機的に連携し多様な生態系や良好な景観が形成されてきたといえる。このような農村景観を特徴づけている里地里山の二次的自然は、新・生物多様性国家戦略^{*1}においてとらえられているように、生物多様性を確保する上でも極めて重要となっている。

明治時代には、日本を訪れたイザベラ・バードが、当時の日本の農村の様子について、旅行記の中で、豊かな美しい田園風景を「アジアのアルカディア（桃源郷）」として記し、海外に紹介している。

2. 農村景観の変貌と危機

経済の高度成長を通じて、都市化、混住化による土地利用や水利用の秩序の混乱、過疎化、高齢化による農業と農村活力の低下、商品の流通の広域化や規格化などによる地域の個性の喪失や画一化が進み、日本の農村景観は悪化してきた。

また、我が国では、一般的に土地は個人の財産として強く認識され、基本的に土地の空間的な利用は自由であるべきという考え方や景観の管理は行政（公）が担うべき課題であるという意識があることから、こうした農村景観の悪化に対して、農家や地域住民は無関心でいたり、あるいは個人として無力感を抱いている状況がある。

3. 農村に対する国民の期待の高まり

近年、経済社会の成熟に伴い国民の価値観が変化し、ヨーロッパにおいて見られるように、ゆとりや安らぎを求め、社会として環境を重視する気運が高まりつつある。また、国民の間では、豊かな自然と農業、伝統的な農村文化を有する農村の魅力が再認識され始めている。具体的には、

農村の二次的な自然が、生物の多様性を確保していることを人々が認識し始めていること

古民家の再生がブームになったり、自然と共生する生活に関心を持ち、農村へのU・J・Iターンが増加するなど、農村生活に対して憧れや期待を抱く人々が増加していること

食の安全、安心の観点から、食料生産の場としての農村における環境の保全が重視されていること

に見られるように、農村の持つ様々な役割に対する期待が高まっていることから、国民的な視点に立ち、農業農村整備事業の実施において、農村の魅力を視覚的に表す農村景観の保全、形成を推進する必要がある。

コラム：外国人がみた幕末、明治の日本の農村風景

幕末の駐日英国公使であったオールコック(1809～1897)や明治時代に旅行家として日本を訪れたイザベラ・バード(1831～1904)などは、豊かな農村の美しい田園風景を海外に紹介した。

こんどは、りっぱな、背が高くて曲がりくねったスギの垣根だ。他方、わらぶきの家の入り口のうえには、フジの木が、あくことのない欲望をいだいて、その遠大な腕をひろげ、春ともなれば紫色の花の豪華な房でおおわれる。小さな村落や農家が絵のように美しい一種の混沌のうちに点在している。それらは、概して谷間や丘のふもとの木立のなかにある。そこには、スギ、タケ、シュロなどがはえており、いささかスイスの羊飼いの山小屋ににてないこともない住居に東洋的な特徴をつけ加えている。

～オールコック「大君の都(中) - 幕末日本滞在記 - 」岩波書店岩波文庫より～

米沢平野は、南に繁栄する米沢の町があり、北には湯治客の多い温泉場の赤湯があり、まったくエデンの園である。「鋤で耕したというより鉛筆で描いたように」美しい。米、綿、とうもろこし、煙草、麻、藍、大豆、茄子、くるみ、水瓜、きゅうり、柿、杏、ざくろを豊富に栽培している。実り豊かに微笑する大地であり、アジアのアルカディア(桃源郷)である。自力で栄えるこの豊沃な大地は、すべて、それを耕作している人々の所有するところのものである。彼らは、葡萄、いちじく、ざくろの木の下に住み、圧迫の無い自由な暮らしをしている。

美しさ、勤勉、安楽さに満ちた魅力的な地域である。山に囲まれ、明るく輝く松川に灌漑されている。どこを見渡しても豊かで美しい農村である。彫刻を施した梁と重々しい瓦葺きの屋根のある大きな家が、それぞれ自分の屋敷内に建っており、柿やざくろの木の間に見えかくれする。

～イザベラ・バード「日本奥地紀行」平凡社東洋文庫より～

* 1 新・生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき作成された、生物の多様性と持続可能な利用を目的とした国家戦略。平成14年3月に閣議決定。この中で、里地里山の状況については、生物多様性の危機の構造として、人間活動ないし開発が直接もたらす危機、自然に対する人為の働きかけが縮小、撤退することによる里地里山の荒廃等の危機、移入種等による生態系の攪乱による危機、の三つのうちのひとつとした上で、里地里山の二次的自然環境の保全が重要であるとされている。

1.2 手引きの目的

「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(以下、「手引き」という)では、農村景観の現状や美しさのとらえ方など、農村景観を理解し、保全、形成するための基本的な事項を取りまとめる。その上で、農村地域の水、土、環境を対象として扱う農業農村整備事業の実施に当たり、地域において農村景観を保全、形成するための基本構想など農地及び農業水利施設等の景観設計を行うために必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにするものとする。

【解説】

1. 取組の経緯

平成13年度に改正された土地改良法(昭和24年6月6日法律第195号)において、土地改良事業の実施に際し、「環境との調和への配慮」が原則化された。これを受けて、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」を制定したところである。

また、平成15年度には、個性ある魅力的な農山漁村づくりのため、「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定し、今後の施策の展開方向を示すとともに、農業農村整備事業の実施に当たり、景観との調和への配慮を原則化している。

さらに、平成16年度には、地方自治体における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を踏まえ、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制などを盛り込んだ、「景観法」(平成16年6月18日法律第110号)が制定されている。

こうした動きを踏まえ、農業農村整備事業においても景観との調和への配慮を推進する必要がある。

2. 目的

(1) 地域における農村景観の保全、形成に向けた取組の促進

農村景観の保全、形成は、これまでも観光の振興や歴史、文化の保全活動の一環として一部の地域では取り組まれてきているが、今後は、広く農村地域を対象とした国民運動として加速していく必要がある。このため、手引きでは、日本の農村景観の現状や美しさのとらえ方など農村景観を理解し、保全、形成するために必要な事項を「美の里づくりガイドライン」*1を踏まえて取りまとめる。

(2) 農業農村整備事業における環境との調和への配慮の推進

農村景観は、自然や地形を景観の土台として、土地利用、施設や植栽などから構成されている。農村地域の景観を特徴づけるのは、農業の持続的な営みとともに「水」と「土」により形成されてきた二次的自然である。

このため、こうした農村地域の水、土、環境を対象として扱う農業農村整備事業の実施に当たっては、農村景観の保全、形成を適切に行っていくための配慮が必要であり、手引きでは、こうした取組を推進するための調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにする。

3. 活用方法

手引きは、農地、農業水利施設等（以下「整備対象」という）の整備に当たり、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理を進めるための参考資料である。

また、農業農村整備事業の計画に当たり、国営事業実施地区等においては「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」^{*2}の策定、市町村においては「田園環境整備マスタープラン」^{*3}及び「農村環境計画」^{*4}の策定、見直しなどを行うために活用することが考えられる。

さらに、農村景観の保全、形成に向け、地方自治体が幅広い観点からの総合的な取組を行うに当たり、農村景観に関する基本的な考え方を整理するための参考資料として活用することなどが考えられる。

手引きにおける「農村景観」の意味

一般的に「景観とは人間を取りまく環境のながめにほかならない」(中村良夫「土木工学大系 13」(1977))とされていることから、手引きにおいて、「農村景観」は、山や川などの自然・地形、農地、林野、水辺、宅地などの土地利用及び施設・植栽など、人間を取りまく環境を視覚的にとらえたものとする。

これは、風景が主観的、感覚的にとらえた眺めであることに対して、景観は客観的な物質の状態であるとする考え方もあることから、手引きの内容を正確に理解するために、農村景観の意味するところを明確にすることとしたものである。

* 1 「美の里づくりガイドライン」

「水とみどりの『美の里』プラン 21」を踏まえ、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援するために、その基本的な考え方と進め方を取りまとめた解説書。

* 2 「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」

国営事業実施地区における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮方策を取りまとめた計画。

* 3 「田園環境整備マスタープラン」

市町村が策定する農村地域の環境の保全、形成に関する基本計画。田園環境整備マスタープランの作成は、農業農村整備事業を実施するための要件の一つ。

* 4 「農村環境計画」

都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施のための基本構想。

【引用文献】

オールコック,(山口光朔翻訳),『大君の都(中) - 幕末日本滞在記 - 』,岩波書店岩波文庫,1978

イザベラ・バード,(高梨健吉翻訳),『日本奥地紀行』,平凡社東洋文庫,2002

中村良夫編著,『土木工学大系 13 景観論』,彰国社,1977

【参考文献】

中村良夫,『風景学入門』,中公新書,1982

中村良夫,『風景学・実践編 - 風景を目ききする - 』,中公新書,2001

美の里づくりガイドライン編集委員会,『美の里づくりガイドライン』,農林水産省農村振興局,2004

第2章 農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向

2.1 多様な美しさで構成される農村景観

農村では、人間と自然が共生する二次的な自然を基礎として、農業生産活動、人々の生活、地域の歴史、文化が調和した独自の景観が形成されている。

こうした農村景観は、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持、向上されることにより保全される。

【解説】

農村では、農業生産活動と農村に暮らす人々の生活が織りなす農村景観や人間と自然が共生する二次的な自然がもたらす農村景観、地域の歴史、文化の継承がもたらした農村景観、また、農業、二次的自然、農村生活、伝統、文化が凝縮された農村景観など、自然景観や都市景観に対して、特徴ある景観が形成されている。

こうした農村景観は、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持、向上されることにより保全される。



農業と農村の生活が織りなす農村景観

島嶼部では狭小な空間を有効に活用するために、地形にうまく適合した農地利用と集落立地になっている。緩やかな勾配に合わせて畑地が造成され、集落は農道沿いの平坦部に立地するパッチワーク状の景観を形成している。農業と地域生活が溶け合った、生活感溢れる農村景観になっている。（沖縄県伊江村）



二次的な自然がもたらす農村景観

農業を営むことで維持される自然は、多様な動植物の生育、生息環境を育み、地域の豊かな個性となり農村景観を形成している。

（兵庫県豊岡市）



歴史、文化の継承がもたらした農村景観

はざ掛けの景観は、古くから農家に受け継がれてきた稲干しの技であるが、今では地域の代名詞ともいべき風物詩となっている。それぞれの地方において、長い歴史の中で培われてきた地域ならではの生活の知恵が、地域固有の農村景観を形成している。（新潟県新潟市）

2.2 農村景観を形成する要素と「水」と「土」が果たしてきた役割

農村景観は、自然、地形的な要素と土地利用的な要素に、住宅の意匠や植栽などの要素が加わることで成り立っている。

特に我が国の農村は、水田を基調とする水利用と土地利用が骨格部分を構成しているという特徴がある。水をコントロールする技術は、農業生産と農村生活を可能にする地域づくりの基本的な技術であり、また、水田や畑、宅地などの土地利用は、地域経済の状況を景観として表している。

このため、農村景観における「水」と「土」が果たしてきた役割を十分踏まえ、農業農村整備事業における景観との調和への配慮を行うことが重要である。

【解説】

1. 農村の景観要素*1

農村景観は、平地、台地、山、河川、湖沼、気候、自然植生、土壌など景観を形成する基本的な要素である自然・地形的な要素、農地、水辺、林地、宅地、道路など、人為の全体像を現す土地利用的な要素、住宅の意匠や公園、街路樹など人為の部分像を現す施設・植栽的な要素により、成り立っている。

農村では、これらの物質的な景観要素とともに、自然と共生した農業の営みや農村の生活慣行、地域の食物、冠婚葬祭、イベントなど人文的な活動の展開により、地域が特徴づけられている。

2. 「水」と「土」の果たしてきた役割

我が国の農村では、農業のために開かれた「土」と引かれた「水」の利用により土地利用が決められてきた。

水をコントロールする技術は、地域の安全性を高め、農業生産と農村生活を可能にする地域づくりの基本的な技術であり、また、水田や畑、宅地などの土地利用は、地域経済の状況を景観として現している。特に歴史的な農業水利施設などは、農村の水文化を代表する施設として重要な地域の景観構成要素*1となっているものも多い。

こうしたことから、農村景観における「水」と「土」が果たしてきた役割を十分踏まえ、農業農村整備事業における景観との調和への配慮を行うことが重要である。

(1) 「土(大地)」の利用

農村景観の大半をなす水田、畑、樹園地、草地などの農用地は、地域の地形、土壌、気候といった自然条件に適応するように、先人達の創意工夫により開墾され、耕作、管理されてきた資産である。また里山、野山、茅場等は、農業生産、農村生

【農村の景観要素の概念】



活に必要な資材を提供する場として住民の共同利用のもとに管理されてきた。

このように農村は自然である大地を上手に活用して土地利用を展開し、我が国の特徴ある農村の景観を創り出してきたのである。

栃木県那須の原台地の土地利用

扇状地のため、地表を流れる水が乏しく、明治に入って那須疏水の開通により形成された田園地帯である。「土」を拓き、「水」を引く技術により、農村の骨格が形成されている。



(2) 「水」の利用

アジアモンスーン地帯に属する我が国では、温暖多雨な自然条件を活用し水田農業を展開するために、利水、治水の両面にわたり、水を制御する技術を築き上げている。

先人達は水との闘いを繰り返しながら水田を開墾し、堰、長大な水路、ため池、田越しかんがい等々の水利用技術に創意工夫を凝らしている。こうした水利用は、個性と歴史的な重みを伴った風格ある農村景観を創り出している。

熊本県山都町の水利用技術

水路橋である「通潤橋」は、歴史的水利施設として有名である。水害の常襲地帯であったことから、古くから防災的な手段として石組みによる堅牢な築造技術が発達し、この地方一帯に石橋、石積み法面といった石の建造技術が現存している。それは、伝統技術の美として、農村景観に豊かさを添えている。



秋田県羽後町のため池

平野部に拓かれた農地では用水の確保を巡り様々な創意工夫が図られてきた。土地の起伏の少ない平野部では、わずかに高い丘陵部の裾に堤体を築造して水瓶としてのため池を設けた。水田地帯に点在するこうしたため池は、水田農業特有の景観として、農村景観に潤いと安らぎ感を提供している。



* 1 「景観要素」と「景観構成要素」

この手引きでは、「景観要素」は「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽等」を指すものとし、また、「景観構成要素」は、景観要素を構成する水田、畑、樹林などの要素を指すものとする。

2.3 農村景観の課題

都市化や混住化による土地利用や水利用の秩序の混乱や過疎化、高齢化による農業と農村の活力の低下、地域の個性の喪失と画一化などが進み、我が国の農村景観は悪化してきており、農村景観を保全、形成することが課題となっている。

【解説】

1. 農村景観の悪化

(1) 都市化や混住化による土地利用と水利用秩序の乱れ

企業や個人の経済効率性の追求により、都市化や混住化が進み、土地利用の秩序が乱れるとともに、土地開発に伴う排水路やため池の機能の喪失、生活雑排水による水質の汚濁など農業、農村生活を中心とした水利用の秩序の後退により、農村の景観は変貌してきている。



非農業的土地利用（工場進出）が、農村景観との調和を乱している。

(2) 画一的な技術や製品による個性の喪失

流通の広域化や製品の規格化により、画一的な技術や製品が普及し、農村において育まれてきた地域の個性を喪失しつつある。例えば、農業集落において伝統的な家屋と、地域性のない様式の住宅が混在することにより、農村景観の統一感が失われてきている。



地域性のない新しい住宅が、農村の伝統的な家屋と混在し、統一感を失っている。

(3) 農業と農村の活力の低下がもたらす耕作放棄地の発生

農業と農村の活力の低下が、中山間地域や都市近郊における耕作放棄を引き起こしている。耕作放棄地は、地域の統一感を乱すものとして、農村景観の悪化の一因となっている。



谷地田に広がる耕作放棄地が、食料生産の場としての農村に荒廃感を与えている。

2. 地域住民の関心

我が国では、土地は個人財産として強く認識され、基本的に土地の空間的な利用は自由であるべきという意識が強く、また、敷地の中は、個人の空間として管理するが、地域の景観の管理は行政（公）が担うべきという意識がある。上述したような農村景観の悪化に対して、多くの場合、農家を含む地域住民は無関心であったり、無力感を抱いている状態にある。

今後は、土地の空間的な利用や家屋は個人財産であるとともに、これらが、地域の景観を構成する公共的な意味を持った重要な要素であるという意識を醸成する必要がある。

2.4 農村景観への配慮の展開方向

2.4.1 農村景観の保全、形成の取組

国民の環境への意識の高まりから、土地改良法が改正され、土地改良事業の実施に当たって環境との調和への配慮が原則化された。さらに「水とみどりの『美の里』プラン21」において景観との調和への配慮を明確にした。

また、美しい景観を保全、形成しようという取組が、全国的に進み始めており、この動きを受けて、景観法が制定されている。

【解説】

1. 土地改良法の改正（平成13年度）

豊かな自然や美しい景観の保全を求める国民の要請に対応し、農業生産基盤の整備に当たり、環境との調和への配慮を原則とした。農業農村整備事業では、市町村が策定する田園環境整備マスタープランを農村地域の環境の基本計画として、環境との調和への配慮を実施している。

2. 「水とみどりの『美の里』プラン21」の策定（平成15年度）

高齢化、混住化の進行などにより、農山漁村の魅力が失われつつあることから、健全で豊かな自然環境や美しい農山漁村の景観の保全、再生の方向性を示すとともに、農業農村整備事業の実施に当たり、景観との調和への配慮を明確にするために策定している。

3. 景観法の制定（平成16年度）

近年の地方自治体による景観条例の制定数の増加に見られるように、美しい景観を保全、形成しようという取組が全国で進み始めている。景観法の制定により、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域における規制や誘導を行うことが可能となった。

【参考資料】景観法の特徴

景観計画

良好な景観形成を図るために、景観計画区域を定め各種規制措置や景観整備機構への支援措置を実施。

景観農業振興地域整備計画

景観計画区域のうち、農業振興地域内について、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため策定。土地利用についての勧告及び開発行為に対する許可。

土地利用

景観農業振興地域整備計画に従って土地利用を行うように勧告できる。従わない場合は、所有権の移転等に関し協議すべき旨を勧告。

景観整備機構

景観農業振興地域整備計画に従って土地利用を行うため、委託による農作業や土地の管理等を実施。

景観協定

土地所有者等の協定により、建築行為の基準や農地の保全、利用等を定めることが可能。

2.4.2 農業農村整備における景観への配慮の展開方向

美しい農村景観を保全、形成するためには、条例や集落協定等による景観保全の枠組の構築や住民による保全活動の取組と、公共施設の景観設計などの施策を総合的に展開することが必要である。

農業農村整備事業における景観との調和への配慮とは、農業の生産性の向上など事業本来の目的を踏まえ、地域の景観の特性を把握した上で、景観設計手法を通じて農村景観が一定の秩序と調和を保てるようにすることである。

【解説】

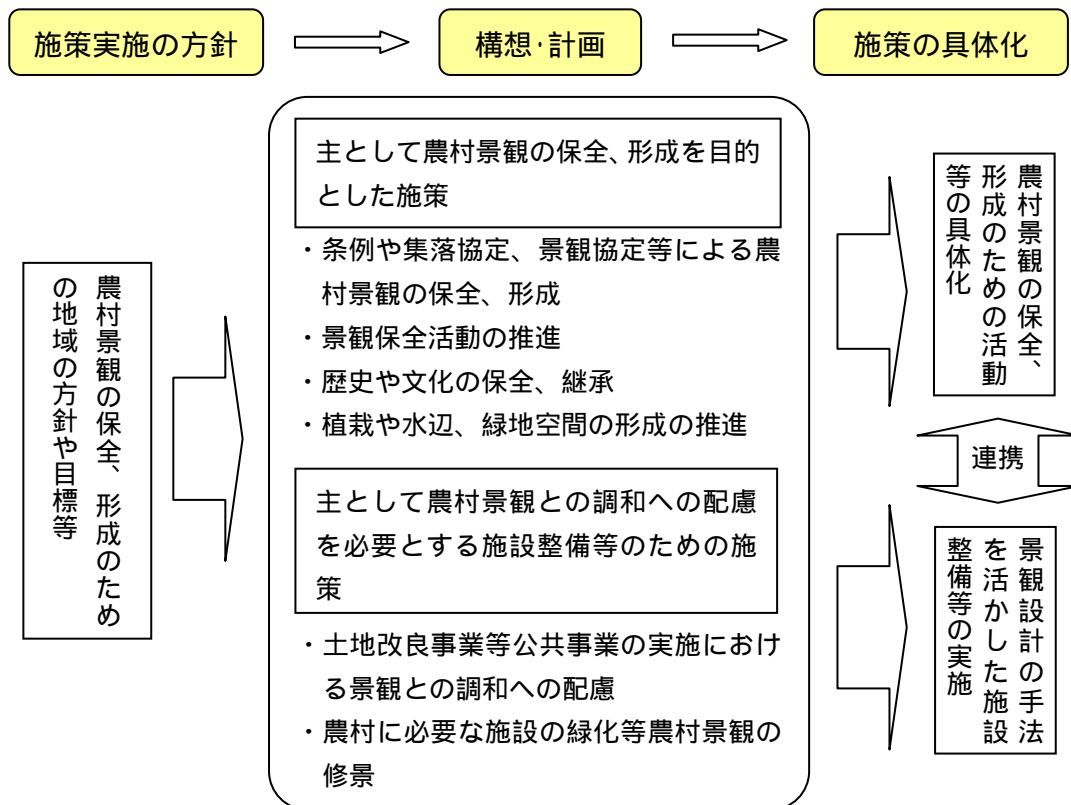
美しい農村景観を保全、形成するためには、条例、集落協定等による農村景観の保全の枠組を構築し、地域住民を主体とした保全活動等や土地改良事業等の公共事業の実施における景観との調和への配慮などの取組を総合的に展開することが必要である。

また、施策の具体化に当たっては、農村景観の保全、形成のためのソフト活動等と、景観設計の手法を活かした施設整備等が連携して実施されることが重要である。

このような総合的な取組の一環として、農業農村整備事業における景観との調和への配慮とは、農業の生産性の向上など事業本来の目的を踏まえ、景観の特性を把握した上で、景観設計手法を通じて農村景観が一定の秩序と調和を保てるようにすることである。

なお、総合的な取組を必要とする農村景観の保全、形成は、長期的な視点に立ち計画的、段階的に推進していくよう検討することが必要である。

【農村景観の保全、形成のための施策の体系イメージ】



【引用文献】

富山県，『田園空間整備事業となみ野地区 田園空間整備実施計画書』，2000

【参考文献】

勝原文夫，『村の美学』，論創社，1986

坂和章平，『わかりやすい景観法の解説』，新日本法規，2004

美の里づくり編集委員会，『美の里づくりガイドライン』，農林水産省農村振興局，2004

第3章 農村景観の保全、形成の基本的な考え方

3.1 農村景観の美しさをとらえる視点

農村景観は、農業の生産と農村の活力が持続されることにより保全、形成されている。また、その美しさは、農村に必要な機能を備えた上で、農村の景観を構成する要素が造形的に調和することにより、発現されるものと考えられる。

【解説】

1. 農村景観の美しさの発現

農村は、人間が生きるために必要な食料を生産し生活を営む空間であり、また、多様な生態系を育む二次的自然が形成されてきた空間である。このため、「生きる」という視点から農村の美しさを考えることが重要である。

生きるために必要な農村の機能には、人間の生存に必要な機能と快適に生きるための機能があり、美しい農村にはこれらの機能が備わっている必要があると考えられる。

また、農村では、地域の素材を効率よく農業生産や集落形成に活かした結果、調和と統一感のある景観が形成されてきた。このように形成された農村は、現代的な価値観からとらえた場合、造形的な美しさを持つ空間として評価されている。

こうしたことから、農村景観の美しさは、人間が生存し、快適に生きるための機能を備えた上で、農村景観を構成する要素が造形的に調和することにより、発現されるものと考えられる。

2. 農村に必要な機能を備えた空間としての農村景観

(1) 農村に必要な機能

人間の生存に必要な機能^{*1}

人間が環境から美的な満足感を受け取るのは、その環境が息息するのに適した場所であることを象徴的に表現している場合であると考えられる。

このため、農村には、「適切な食料の生産」や「生物の多様性の保全」、「安全性の確保」、「眺望の良さ」など、人間が生存するための環境として、生態的、生理的な望ましさを象徴する機能が備わっていることが必要である。

快適に生きるための機能

農村景観を眺める場合、生存するために適切な環境であるかどうかを評価するとともに、現代社会では、より人間らしく生きるという視点から、快適性や利便性も評価し、快適に生きることのできる生活空間、生活様式を連想させる景観を美しいと感じると考えられる。

このため、美しい農村には、地域の社会、経済的な状況や伝統的文化に基づき、「農業や農村住民にとっての経済的、機能的な合理性」や「農村生活の歴史性、文化性」などの住みやすさ（アメニティ）^{*2}が備わっていることが必要である。

(2) 農村に必要な機能を備えた空間の保全と形成

農村に必要な機能を備えた景観を保全、形成するためには、「人間の生存に必要な機能」、「快適に生きるための機能」の視点から、自覚的に景観要素のもつ意味をとらえ、評価し、地域資源を生かしながら、自然と共生する環境づくりを進めるなどの取組を行うことが必要である。

例えば、広大な畑地における樹木は、農作業の休息空間としての役割や鳥類や昆虫などのネットワークの中継点としての役割、自分の位置を特定する目印としての役割などがあるが、このように、農村景観を構成する要素が人間にとって持つ意味を考えることにより、その美しさがどこから発現されるものなのか理解した上で、樹木の保全や事業に伴う植樹など景観の保全、形成を図ることが重要である。

北海道美瑛町の畑作景観

食料を生産している畑作景観、山を背景とした眺望の良さ、1本の木が人間の活動に休息の場を与えている景観、畑作の境界によりヒューマンスケールを保った景観など、農村に求められる機能を備えた景観であることが美しさの根底にある。

また、造形的には、山と樹木、農地の起伏により遠近感がある空間となっている。



千葉県鴨川市の棚田景観

食料を生産している水田景観、生物の多様性を予感させる空間、地形を上手に活用し自然と調和した水田の区画形状、人間の生活を示す集落がある景観など、人間の生存に必要な機能を持った景観となっている。

また、造形的には、等高線に沿った水田区画のパターンや自然と二次的自然により構成され、異質物が存在しない景観などの特徴がある。

* 1 アップルトンの「眺望 - 隠れ場所理論」 = 生物的に必要な機能 (Appleton J. (1975))

英国の心理学者であるアップルトンは、「人間が環境から美的な満足感を受け取るのは、その環境が生息するのに適した場所であることを象徴的に表現している」ことから、人間が生きられる景観として「危険が回避できる場」、すなわち、「隠れ場と眺望がある場」を持つ景観を人間が美しいと感じるとする考え方を提唱。

* 2 アメニティ = 快適に生きるための機能

アメニティとは、生活環境の快適性向上の目標概念として「地域が保有する様々な地域資源を生かしながら、住民の住みやすさ、暮らしやすさの質的向上を目指すとともに、自然と共存、共生を図るような環境づくりの理念」を示す。快適に生きるための機能を備えた生活環境は、アメニティを実現した環境としてとらえることができる。

3. 造形的視点から見た農村景観

(1) 農村景観の形成過程

農村では、複雑な地形や様々な土壌、気候などにより地域性豊かな風土が存在している。特に、明治時代以前は、経済的、社会的に限られた営農手法や生活手段のもと、地域の素材を効率よく農業生産や集落形成に活用してきた。この過程において、自然と調和し、地域の特徴が活かされた営農形態、集落、住宅の建築様式、生活様式などが発達し、統一感のある洗練された農村景観が形成されてきた。

(2) 造形的視点からの評価

建築様式などが統一された農村景観は、現代的な価値観から、人間の知恵と技術が自然と共生した結果として、多くの人は造形的に美しい農村景観であると評価している。

このように、農業及び農村生活に必要な機能を効率よく整備することにより、美しい農村景観はいわゆる「用の美」*³として形成されてきたが、現代の社会では、「必要な機能」を実現する技術や手段が多様化しているため、必ずしもかつてのような「用の美」は期待できない状況にある。このため、これらをコントロールする手法として、造形的な考え方をを用いて、農村景観の美しさを保全、形成する必要が生じている。

京都府南丹市の農業集落

地域の自然、地形に融合し、地域の素材を使った建築様式などにより全体的にデザインが統一されており、造形的美しさを持つ農業集落となっている。

合併前の旧美山町では「美しいむらづくり条例」等により、茅葺き屋根を中心として、農村景観を保全してきた。



富山県砺波平野の散居村集落

季節風を防ぐための屋敷林や営農単位としてほぼ等距離に構えられた住居により、散居村自体がデザイン的な美しいパターンを持っている。

また、農家住宅は「あづま建ち」などの伝統的様式により建築され、地域として統一感が醸成されている。

今日では、集落協定等により、景観上の特徴である屋敷林の保全活動など様々な取組が行われている。



* 3 用の美

美術評論家である柳宗悦（1889～1961）が提唱した民芸運動の考え方。それまで美の対象として顧みられることのなかった民芸品（日常生活のために作った実用品）の中に「健康な美」や「平常の美」といった人間生活に欠かせない大切な美が豊かに示されていることを発見。

【美しい農村景観のとらえ方の視点（概念図）】

美しい農村景観

農村に必要な機能

【人間の生存に必要な機能】

人間の生存に必要な機能の例としては、

- ・適切な食料の生産
- ・生物の多様性の保全
- ・安全性の確保
- ・眺望の良さ（眺望が確保され、自分の位置が特定できること）
- ・「水」「土」「緑」の存在
- ・自然の活用の容易性（農村の背景として生活に必要な山（里山）があること） など

【快適に生きるための機能】

快適に生きるために社会的、個人的に必要とする機能の例としては、

- ・自然と共生した農村生活を送ることができる機能
- ・農村空間の中の休息性、安息性
- ・農村住民にとっての経済的、機能的な合理性
- ・農村生活の歴史性、文化性（歴史的、文化的位置付けができる機能）
- ・都市的な利便性、ファッション性がある生活の確保
- ・個人、地域住民の原風景や経験等に基づいた望ましさ など

造形的な調和

【空間的な観点からの調和】

空間的な観点からの調和の例としては、

- ・家屋の形式や色彩、素材などに統一感があり、電柱等の統一感を乱すものがないこと
- ・農地の区画形状などにパター的な統一感があり、耕作放棄地がないこと
- ・農作物などによる色彩が美しさをもつこと
- ・景観の構造に収まっていること（景観のコンポジションを乱していないこと）
- ・ランドマーク、変化に富んだ道、辻の広場（「入り隅み」の空間）など景観にアクセントがあること
- ・樹木や歴史的な建造物などの「図」と「地」により奥行感、遠近感が存在していること
- ・大規模なデザインとして直線や曲線の美しさをもつこと
- ・地域のアイデンティティを形成している歴史、文化的資源や山などの自然資源の視認性が確保されていること など

【時間的な観点からの調和】

時間的な観点からの調和の例としては、

- ・日変化、季節変化と調和のとれた色彩であること
- ・時間的経過による風格の発現（エージング）による調和 など

農村の景観要素

〔自然・地形的要素〕

平地、台地、山、河川、湖沼、気候、自然植生、土壌など景観を形成する基本的な要素

〔土地利用的要素〕

農地、水辺、林地、宅地、道路など、人為景観の全体像を現す要素

〔施設・植栽的要素〕

住宅の意匠や公園、街路樹など人為景観の部分像を現す要素

3.2 景観のとらえ方

3.2.1 景観における「図」と「地」の把握

「図（認識されやすいもの）」と「地（認識されにくいもの）」は、視覚におけるものの見え方を成立させる基本的な関係であり、「地に浮かび上がる図」が景観認識の基礎である。

整備対象が景観上問題となるのは、施設が景観の中で「図」として明確に認識され、「地」としての背景に調和していない場合が多い。

【解説】

1. 「図」と「地」の関係

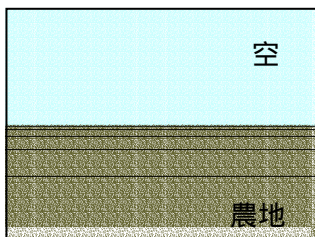
「図」と「地」は視覚認識の基本である。「図」は認識されやすいもの、「地」は認識されにくいものであるが、両者は相補関係にあって、「図」は「地」の中から浮かび上がる、目をひく形として認識されることになる。

しかしながら、「図」と「地」は容易に布置関係を転換する性質を持っている。右図（ルビンの壺）*1において、図形の中央に着目すれば、左右の黒地が背景となって壺が見え、左右の黒地に着目すれば、中央の白地が背景となって向かい合った二つの顔が見える。このように「図」と「地」は容易に転換する。例えば、建築物は通常、図となりやすいが、逆にビルとビルの間にあるポケットパークのような空間が図として認識されることもある。

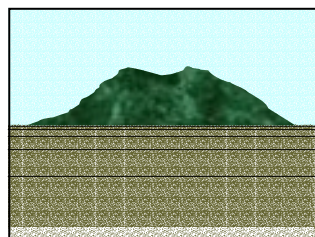


ルビンの壺
（『感覚・知覚ハンドブック』
1969より引用）

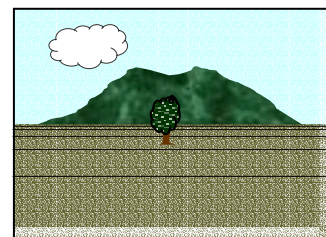
さらに、図と地とは、「図の見え方」を示す考え方でもあり、地の中の図のあり方によって見え方は異なる。言い換えれば、地に対して目立つことが図としての存在を強調するのである。



図となるものがなく、地だけが認識されている状態。



図としての山の存在。手前の農地と背景の空は地として認識される。



手前の木、空の雲が図として認識されるとき、背景の山は地となる。

2. 図の現れ方

景観の中で各景観構成要素が図として把握される場合、そこには幾つかの視覚認識の傾向がある。

図となる対象が複数あるとき、対象相互が影響を及ぼし合い、一つのまとまった群として知覚される「群化の法則」は、景観把握において、景観的特質を説明するときに有効な視点となる。

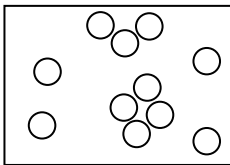
【参考資料】図の現れ方の例

「群化の法則」

人間は対象をできるだけ簡潔な対象としてとらえようとする。個々ではなく全体の秩序、まとまりを認識しようとする。これをゲシュタルト(gestalt)形態という。「群化の法則」(近接の法則、類同の法則など)は、ゲシュタルトを説明する考え方で、図となる対象が複数あるとき、対象相互が影響を及ぼし合い、一つのまとまった群として知覚される法則性のことである。これは、景観把握において、景観的な特質を説明するときに有効である。

近接の法則：

近くにある対象同士ほど
まとまって見える

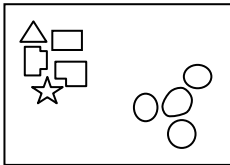


「近接の法則」の例

家屋の集合塊は一つの図として認識される。写真では二つの家屋の集合塊が二つの図を構成し、集落の秩序を表現している。

類同の法則：

形、色彩等が類似な対象
同士ほどまとまって見え
る



「類同の法則」の例

類似する対象同士はまとまって見える。同じ形、色彩、素材で建築された民家が建ち並んでいることで、整然としたまとまり感のある景観が形成されている。

* 1 「ルビンの壺」

デンマークの心理学者、ルビン (Rubin, E.J.) が 1921 年に発表した多義図形。

3.2.2 景観の概念を成り立たせる「視点」と「視対象」

景観は、見る側の「視点」と、見る対象である「視対象」の関係によって成立する。視点を取り巻く場を視点場といい、視点場の違いにより対象となる施設は多様な見え方をする。このため、視点場の設定は景観配慮を検討する上で重要であり、人が往来する道路や歩道、展望所など、まなざし量^{*1}（見る頻度）の高い場所を選定する。

農業農村整備事業では、農地、農業水利施設等が視対象であり、様々な視点場から視対象のデザインを考慮するとともに、「見る - 見られる」の関係から視点場自身もデザインの対象となることにも留意する必要がある。

【解説】

1. 視点場の設定

景観配慮の検討では、視対象そのものの検討が重要であるとともに、視対象と視点場の相互関係をとらえた検討が重要であるといえる。また、視対象は様々な場所から望むことができるため、その主要な視点場を決定する際には、視対象が眺められる頻度、つまり「まなざし量」についても検討する必要がある。

このようなことから、視点場の設定に当たっては、視対象をより適切な場所から眺めるということと、人の往来や訪問者による「まなざし量」に留意し、多くの人が通行したり立ち寄りたりする場所（展望所、道路、橋上、公共施設、山腹の駐車帯など）の中から適切な場所を選定する。なお、視点場自体の快適性が、景観の美しさに影響することにも留意する。

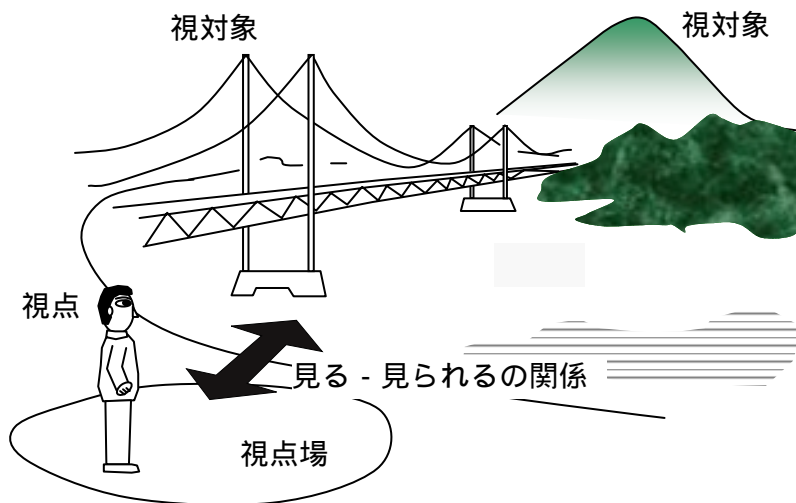
視点場の設定と景観配慮



2. 「見る - 見られる」の関係

図で、視点場は視対象である橋や山を眺める場所であると同時に、橋や山から視点場を見れば視点場自身が視対象となる。このような「見る - 見られる」の関係から、視点場の整備に当たっては、視対象と視点場は逆転する、ということも考慮して行う必要がある。例えば、山頂に展望台を設置する場合は、展望台自体が視対象となることを十分踏まえた上で、設計の検討を行う必要がある。

【 視点場と視対象の関係 】



篠原修による景観把握モデル(シーン景観 / 1982)をもとに作成

3. 移動する視点

日常生活において、人々は常に活動し、視点は絶えず動いている。特に、野外においては、移動する視点から景観を眺めることが多い。

移動する視点からの見え方は、視対象が見え隠れしたり、あるいは徐々に大きくなる、小さくなるというようなリズムがあったり、紙芝居のようなストーリー性を持つところに特徴がある。このように、視対象の見え方が動画のように多様に变化することになるが、移動する主要な視点場は道路、広場、農地などある程度特定できるので、見え方に一定のパターン(見え隠れのリズム)を見いだすことが可能である。

* 1 まなざし量

ある視点場から、視対象を眺める頻度(人数)、時間のこと。

3.2.3 景観をとらえる視点

視点と視対象の距離によって、視対象の近景は「小景観」、中景は「中景観」、遠景は「大景観」という景観スケールを創り出す。

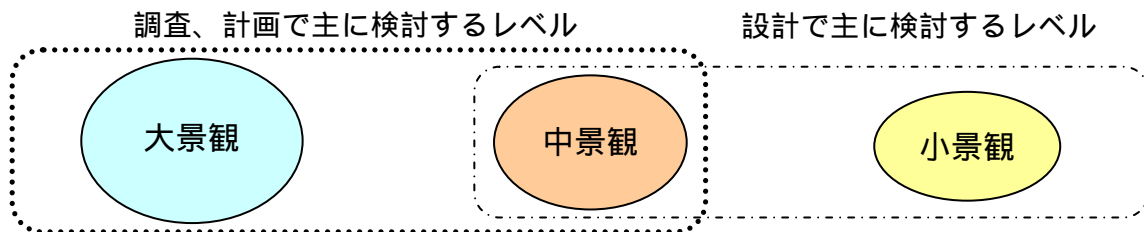
景観スケールは、それぞれを連携させて関係付けることが重要である。視対象を含むある景観を三つの景観スケールにおいてどのように見えるかを理解することが、景観スケールを使った景観把握の意義である。

【解説】

景観スケールは、視対象としての景観を分析するための基本的な枠組みである。景観は「見え方」の現象であるので、見える範囲と見える内容によって分析が可能となる。

近景では、小景観における視対象と景観構成要素の一つ一つの細部を把握する、中景では、中景観における景観要素の連続性やまとまりを認識する、遠景では、大景観における地形と空間利用の関係を評価することができる。

また、地図の縮尺における景観スケールの目安は、おおむね大景観では 1/200,000 ~ 1/25,000、中景観では 1/25,000 ~ 1/2,500、小景観では 1/2,500 ~ 1/500 である。



「大景観」は、地域全体を包含する広がり景観であり、地形との調和、土地利用の状態を把握することができる。



「中景観」は、集落や農地のまとまりを認識する景観であり、景観構成要素間の群としてのまとまりや一体性を把握することができる。



「小景観」は景観構成要素の一つ一つの状態を認識でき、要素間の連続性や調和性などのつながり方を把握することができる。

【参考資料】「遠景、中景、近景」と「大景観、中景観、小景観」

景観の「見え方」を表すときに、「遠景、中景、近景」と、「大景観、中景観、小景観」という考え方がある。

「大景観、中景観、小景観」が見える範囲全体をとらえるのに対し、「遠景、中景、近景」は、ある施設を対象として見た場合の考え方であり、視点の中心は常に視対象である。つまり、視点は視対象を「図」としてとらえ、その背景に広がる空間は「地」として把握される。例えば、農業集落排水処理施設などの施設の写真を撮る時に、遠景、中景、近景のいずれであっても、常に中心は施設であり、その他の景観構成要素は施設との関係においてとらえられるものとなる。

遠 景



施設の規模が周辺景観の中で突出していないかを判別できる。

中 景



施設の形、色彩が、周辺景観と釣合いがとれているかを把握できる。

近 景



施設の素材や肌理を把握することができる。

3.2.4 景観特性のとらえ方

景観配慮対策を行うに当たっては、景観特性を踏まえた上で、調和の在り方を整備対象のデザインとして検討することが重要である。景観特性をとらえるためには、地域のデザインコードを把握することが必要となる。

【解説】

1. デザインコード

デザインコードは、地域の景観を構成している空間の秩序や建物、施設などの形や色彩などに共通するパターンであり、景観配慮対策を検討する上で地域の統一性を生むために必要な事項である。現地踏査によって地域の特性を十分に把握した上で、地域住民や専門家の意見を踏まえ抽出されるものであり、計画、設計段階において、形、色彩、素材等を適切に検討するために必要である。

2. デザインコードの見かた

地域において道路の線形、集落内の辻の様態、庭や生け垣の様式、水利用の方法、建物の建築様式や建築素材等についてそれぞれ子細に見ていくと、規模・配置、形、色彩、素材等において、その地域に独特のデザインや要素間に共通するデザインのパターンとしてデザインコードを見いだすことができる。

(1) 歴史的デザインコードと創造的デザインコード

歴史的デザインコード

歴史的デザインコードは、時間的経過に伴い地域の気候風土に適応していく過程で育まれた地域共通のデザイン様式で、これをそのまま継承することにより地域の伝統的な景観を保全、継承することができる。



地域の気候風土に適応した屋敷林と塀

この集落では、防風の役割を負う屋敷林(エグネ)と薪を積み上げた塀(キヅマ)が多くの家屋に残る。いずれも、屋敷の北西に配置されている。これらの歴史的デザインコードを同じ形状、使い方で踏襲することにより、伝統的な景観が継承されることになる。(岩手県奥州市)

創造的デザインコード

創造的デザインコードは、歴史的デザインコードを現代的にアレンジしたデザイン様式であり、地域の伝統性を踏まえながら新しい地域景観の創造を図ろうとするときに有用なデザインのパターンとなる。



伝統的景観の中にある農業集落排水処理施設の例

杉材を家屋建築の素材として活用している歴史的デザインコードを踏まえ、農業集落排水処理施設の外周を杉の角材で囲むことにより、新しい景観構成要素である農業集落排水処理施設が周囲の伝統的な景観と調和するとともに、地域の新しい景観を創り出している。(京都府南丹市)

(2) 景観スケールに応じたデザインコード

農村景観を眺めたとき、大景観、中景観、小景観のそれぞれにおいて認識できるデザインコードがある。

大景観におけるデザインコード

大景観は地域全体を俯瞰した眺めであり、そこから認識できるデザインコードは、地域に共通して見られる家屋の配置、道路や水路の線形、農地の形状、背景となる山や海の配置等の空間利用の秩序や規則である。



大景観における共通様式

各屋敷地に備えられた屋敷林と家屋の向きが共通様式となっている。また、散居的に配置された家屋もデザインコードといえる。

屋敷林は北風を防ぐためにすべて屋敷の北西側を覆うようにできている。このことが空間全体に共通性、統一性を醸し出している。（岩手県奥州市）

中景観、小景観におけるデザインコード

中景観や小景観は地域の中からの眺めであり、そこから把握されるデザインコードは各建築物におけるデザインのパターンや、水路、道路の線形や構成素材、使われ方などにおける共通のパターンである。このスケールでは、営農上生じる必要不可欠な様式（棚田、はざ掛け）等の農村景観として重要なデザインコードを把握することができる。



中景観における共通様式

屋根材、形が共通様式となっている。また、屋根の向きも統一されている。素材や形のパターンは中景観のデザインコードである。ここでは集落の背景の杉林、集落内道路との配置関係における共通のパターンを生み出してきた。

（京都府南丹市）



小景観における共通様式

壁が共通の建築様式となっている。また、側溝の蓋を階段状にしたことで、階段も統一感がある。さらに階段と壁、路地と建物が相互に影響しあい格子状の様式により空間が統一されている。

（新潟県出雲崎町）

3.3 景観配慮対策の考え方

3.3.1 景観配慮の基本原則

景観に配慮した計画、設計に当たっては、「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」という景観配慮の基本原則に基づき、適切な景観配慮対策を検討する。

【解説】

景観における配慮の基本原則として、「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の四つの方針がある。

(1) 除去・遮蔽

除去・遮蔽とは、景観阻害となる要因を取り除いたり隠すことであり、景観の質の低下を防ぐための配慮の一つである。雑草やごみ、野積みの廃車、野立ての看板といった景観を悪化させている要素、耕作放棄地や廃屋といった負の要素などは、良好な景観を維持しようとするれば、除去、遮蔽（マスキング）することが必要となる。除去、遮蔽は景観配慮の基本的な対策である。



コンクリート側壁を植栽により遮蔽した例

人工的な素材感や色などが多く表出すると、周辺景観に与える影響が少なくない。しかしながら、住民の意向や経済性、施工性などから景観に配慮した施設をつくるのが困難な場合もあり、このようなときは施設周辺を植栽するなどして遮蔽（マスキング）することで、周辺景観に与える影響を和らげることができる。

（栃木県河内町）

(2) 修景・美化

除去・遮蔽が、整備対象そのものを見えないようにしてしまうのに対し、修景・美化は、景観阻害のインパクトを軽減し、植栽などの美化要素を追加するという配慮方針である。景観に影響を与える施設に対しては、周辺景観と馴染む、又は良好な景観となるように形、色彩、素材などのデザイン要素や周辺整備を考える必要がある。



集落内水路に修景・美化を施した例

水路など線形の施設は、材料に自然素材を用いたり、花や樹木を周りに植栽することで、周辺景観と施設を一体化させる手法が考えられる。群馬県みなかみ町須川地区は、道路沿いに歴史的家屋が建ち並び、多くの観光客が訪れる。このため、各戸は庭先に色とりどりの植栽を施しており、この集落美化のコンセプトに合うよう、水路沿いにも植栽を行っているほか、歴史的景観のイメージを損なわないように水路も石積みで施工されている。

（群馬県みなかみ町）

(3) 保全

保全とは、今ある空間調和を保つために、調和を乱す要素や要因の侵入、介入を防ぎ、現状を維持していくための考え方である。地域景観は長い年月をかけて培われたものであるが、近年の生活様式の変化や農業離れによって新たな様式が日々生み出されて、景観を阻害している状況が見受けられる。これらの様式を地域の景観と調和させる、あるいは介入を防ごうとするのが保全である。



集落の伝統的の家屋を保全した例

高柳町荻ノ島集落は、茅葺き民家が数多く残っていることで美しい伝統的景観を伝承している。町では、伝統的景観を地域の観光資源として地域内に宿泊施設を設置する際、伝統的景観を壊すことのないように、新設する宿泊施設に茅葺き民家のデザインコードをしっかりと継承させて、集落景観に溶け込むような配慮を行っている。（新潟県柏崎市）

(4) 創造

創造とは、新たに要素を付加することで新たな空間調和を創り出す考え方である。空間調和を実現していく上では高度な考え方である。除去・遮蔽、修景・美化、保全というプロセスを踏まえた上で、より高い空間の質を目指す場合に用いられる。



水路に新たな要素を付加した例

水田地帯を流れる用水路に、過去、かんがい用に存在していた水車を復活させるとともに、水路沿いにアジサイを植栽するなどして、新たな田園地帯の景観を創造している。（高知県四万十市）

3.3.2 景観調和の方針

農業農村整備事業によって整備する施設等については「主役と脇役」*1、「融合調和と対比調和」という二つの概念に基づき景観との調和を考える。

これら二つの概念からは四つの組合せが導かれ、基本的にはこれらの組合せが景観との調和の方針となる。

【解説】

1. 主役と脇役

農業農村整備事業によって整備する施設等は、基本的に周辺景観の中で主役又は脇役として位置付けることができる。多くの場合、主役となりうるのは大規模施設であり、脇役には小規模施設が当てはまる。

しかしながら、主役と脇役は視点場と視対象の距離によってその関係が入れ替わることがある。例えば、遠景におけるダムのでんは、周辺景観の中で脇役となるが、のでんに近づけば主役となる。また、施設のない広大な平野に配置される集落排水処理施設などの小規模施設が、景観の中で主役として認識されることもある。

主役と脇役は、対象となる景観において主要な視点場を設定し、その視点場からの眺めを考慮して決定する。

2. 融合調和と対比調和

造形的な調和とは、規模・配置、形、色彩、素材等の選択により周辺景観との釣り合い又は整合を図ることである。整備対象を周辺景観とどのように調和させるかを考える上では、融合調和又は対比調和という調和方針が基本となる。

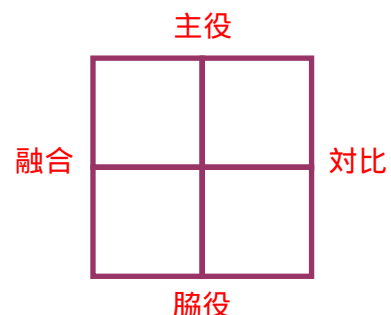
融合調和とは、周辺の景観構成要素と同調した形、色彩、素材等を用いることで調和を図る考え方である。また、それに対して対比調和とは、周辺の景観構成要素との差異を明確にし、対比的な調和を図る考え方である。

融合調和か対比調和かの決定に当たっては、主要な視点場からの景観の見え方を考慮し、当該施設が景観構成要素の一つとしてどうあるべきかを、住民の意向も取り入れつつ決定する。

3. 景観調和の方針

主役と脇役、融合調和と対比調和という二つの概念は、マトリックスを用いて考えると容易に理解できる。マトリックスでは「主役 - 融合」「主役 - 対比」「脇役 - 融合」「脇役 - 対比」の四つの調和方針がある。

なお、調和方針の決定に当たっては、施設とその周辺景観との関係を十分に吟味し決定する。



* 1 P75 コラムを参照

(1) 主役 - 融合

施設の素材や形を周辺景観と馴染ませつつ、周りを脇役に施設自身を引き立たせる。



ため池堰堤の主役 - 融合調和

曲面を描くように造られた石積みのため池の堤体表面を流れ落ちる水が、素材の効果により気泡を伴って流下するため、白く見える。堤体の無骨な印象を水のカーテンが和らげるとともに、周辺の緑の中で存在感を際だたせている。

(大分県竹田市)

(2) 主役 - 対比

周辺景観とは異なる独自のデザインを用いることで、新たな景観を創り出す。主に周辺景観の中に参考となるデザイン要素を見いだせない場合に適用される。



農道橋の主役 - 対比調和

広大な水田地帯では、橋梁の形状に関して参考となる地域のデザイン特性を見つけることができないため、独自のデザインを採用した。少ない橋脚と斜張のワイヤーが、空間の開放感を阻害せずに、新たな景観構成要素として存在している。

(佐賀県白石町)

(3) 脇役 - 融合

周辺景観を阻害しないように、施設の形と素材を馴染ませ、景観構成要素の一部として存在する。



取水路の脇役 - 融合調和

自然石で構成された側壁が、周辺景観とよく馴染んでいる。岩盤の川底、石積みの河川護岸を参考にして水路護岸も自然石張りにすることで、周辺景観に違和感なく溶け込んでいる。

(佐賀県神埼町)

(4) 脇役 - 対比

大きな空間に囲まれた小さな異質な要素が、周辺景観をより引き立たせる。



農道の脇役 - 対比調和

広大な農地を横切る農道が、アクセントとなり、景観を引き締める効果を発揮し、起伏に富んだ農地の美しい景観を引き立たせている。

(北海道美瑛町)

3.3.3 景観設計の要素

景観設計は、規模・配置、形、色彩、素材等の景観設計の要素について造形的調和を図るために行う。

規模・配置は、整備対象の景観特性を基礎付ける重要要素であり、規模・配置の検討を行った上で形、色彩、素材等について、デザインの検討を進める。

【解説】

景観設計の要素には、整備対象の規模・配置、形、色彩、素材等がある。規模・配置は、整備対象の景観特性を基礎付けるものであり、景観設計の基本的な条件であるため、計画の段階若しくは設計の早い段階で決まるうえに、用地取得などの制約があり、後の変更ができない場合が多い。また、整備対象の形、色彩、素材等の景観設計要素の選択や組合せを決定するに当たっては、周辺景観に存在するデザインコードを調査し、当該設計に反映できるものを適用すること、つまり、「デザインコントロール」*1を行うことが、景観配慮を行う上で重要である。

(1) 規模・配置の検討

主要な景観資源の眺望を確保し、地域の景観特性を踏まえて、人間を圧倒しないヒューマンスケールを基準とした規模と配置を検討する。また、整備対象がグランドスケールとなる場合は、自然地形に適合し、地域の景観の構造を変えないような配置となるよう検討する。



グランドスケール

地形や空間の広がりに対して施設が過大、過小にならないようにする。水田の広がりの中に存在する大規模な施設は、周辺の景観構成要素とかけ離れたスケールとなり、開放感のある田園景観を阻害する。



ヒューマンスケール

日常生活の身近に置かれる施設は、見るものにその全体像が容易に把握できるスケールとなるように配慮する。農道や水路は農作業だけでなく、日常生活の中でも身近な施設であるので、人を圧倒しない施設規模となるよう工夫することが肝要である。

(2) 形の検討

整備対象が一つの形として統合するように構成要素間の「プロポーション（分割比）」や「コンポジション（構図）」におけるバランスを検討する。

全体が統一されたデザインとして見えるようにするためには、整備対象を構成する各要素を個々に自己主張させるのではなく、多様でありながら秩序立てることが必要である。



多様の混乱

景観構成要素であるサインの形が不統一であり混乱している。



多様の統一

サインの形を統一して集めたことにより秩序が形成されている。

(3) 色彩の検討

色彩の検討では、見る者に美的な快感を与える色彩の構成とすることが重要である。色彩は色相、彩度、明度の3属性から構成され、これら3属性を一体的に考えることが必要である。

色の調和を図ろうとする場合、色相環(下図)のように、現在の景観を構成する色である基調色に対して両隣の色が融合の調和を、対角とその両隣の色が対比の調和をなす。明度、彩度も同様に、基調色調に対して融合、対比いずれかを選択し決定する。



色の3属性

色相：赤、青、黄などの色味、色合い

明度：色彩の明暗の度合い

彩度：色の鮮やかさの度合い

色相環のモデル図

『むらの色まちの色 農村環境の色彩計画 -』より引用

明度の差によるゲートの見え方の違い



明度を落とすと、周辺の自然素材の色彩と調和する。



明度が高いと浮き立って見える。

(4) 素材の検討

景観設計における素材は、施設に表情を付ける役割となり、素材のもつテクスチャ（肌理）を可能な限り活かすことが重要である。テクスチャは馴染ませることで融合し、目立たせることによって、その存在感を際立たせる。

素材には自然素材と人工素材があり、農村においては、基本的に自然素材（木、草、石、土など）により融合調和を、人工素材（アスファルト、コンクリート、レンガ、金属製品など）により対比調和を図ることができる。



自然素材を用いた小規模農道

アスファルトやコンクリートとは異なり、不規則に配置された石が創り出す陰影が、素朴さを醸成し、周辺景観の中に馴染んでいる。



人工素材を用いた歩道

ブロックを用いた舗装は公園内の遊歩道によく用いられるが、色づかいやブロックの並べ方による模様によって、歩く楽しさを感じることができる。

* 1 デザインコントロール

周辺景観のデザインコードを踏まえて、景観設計要素である形、色彩、素材等の選択をしたり組合せを工夫することで、造形的な調和を図ること。

【引用文献】

- Appleton J. , 『The Experience of Landscape』 , John Wiley and Sons Ltd. ,1975
和田陽平・大山正・今井省吾編 , 『感覚・知覚ハンドブック』 , 誠信書房 , 1969
(財)農村開発企画委員会・(独)農業工学研究所集落整備計画研究室編集 , 『改訂版 農村整備用語辞典』 , (財)農村開発企画委員会 , 2001
篠原修編 , 『新体系土木工学 5 9 土木景観計画』 , 技報堂出版 , 1982
多摩美術大学環境色彩研究会編 , 『むらの色まちの色 - 農村環境の色彩計画 - 』 , (社)農村環境整備センター , 2002

【参考文献】

- 柳宗悦 , 『民藝四十年』 , 岩波書店岩波文庫 , 1995
中村良夫 , 『風景学・実践編 - 風景を目ききする』 , 中公新書 , 2001
樋口忠彦 , 『景観の構造』 , 技法堂 , 1975
樋口忠彦 , 『日本の景観』 , 筑摩書房 , 1993
堀繁・斎藤馨・下村彰男・香川隆英 , 『フォレストスケープ』 , (社)全国林業改良普及協会 , 1997
中村良夫編 , 『土木工学体系 1 3 景観論』 , 彰国社 , 1977
篠原修編 , 『景観用語事典』 , 彰国社 , 1998
進士五十八・森清和・原昭夫・浦口醇二 , 『風景デザイン 感性とボランティアのまちづくり』 , 学芸出版社 , 1999
栃木県 , (藤本信義監修) , 『栃木県農村景観ビジョン』 , 1997

第4章 景観配慮対策の進め方

4.1 景観配慮対策の進め方

美しい農村景観を保全、形成するためには、農村に必要な機能を把握し、地域の基本構想に反映させるとともに、造形的な手法を用いて、農地、農業水利施設等の整備を進めることが重要である。

また、景観との調和に配慮した農業農村整備事業の実施に当たっては、調査の実施、基本構想、景観配慮計画の策定、景観設計の各段階において、地域住民の参加を得て、景観配慮対策の検討を進める必要がある。

【解説】

1. 基本的な考え方

農業農村整備事業においては、農業の持続的な発展や農村生活の利便性の向上を目的に整備が行われてきた。

景観との調和に配慮した事業の推進に当たっては、従来、事業で行ってきた整備内容の検討とともに、農村に必要な機能の整備として、人間の生存に必要な機能という視点に加え、より快適に生きるという視点から、整備内容を検討することが必要となる。

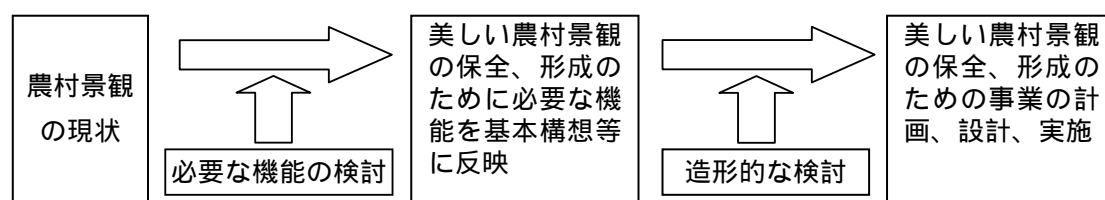
また、こうした機能を備えた上で、農村空間を構成している要素間において、形、色彩、素材などについて、造形的な視点からの調和を図る必要がある。

2. 景観配慮対策の検討の進め方

景観配慮対策を進めるためには、事業の基本構想の段階において、人間の生存に必要な機能と快適に生きるための機能の視点から農村で必要としている機能を検討し、地域の方向性を見出すことが必要である。

次に、整備対象を含めた景観構成要素の造形的な調和を図るため、計画の段階において、「図」と「地」の観点から整備対象の景観上の役割を検討し、融合又は対比による調和方針を定めるなどの検討を行い、その上で景観設計及び整備を行うことが重要である。

なお、このような検討を進める上では、農地（面的な広がり）、農業用排水路・農道（線的な連続性）、頭首工・用排水機場（点的な施設）などの整備対象の特徴を踏まえて調査、計画、設計を行う必要がある。



【参考資料】農村景観の美しさをとらえる視点を生かしたほ場整備の実施イメージ

地域の農村景観を構成する要素が持つ意味を十分に理解し、「農村景観の美しさをとらえる視点」を活かした景観の保全、形成を行うことが重要である。

【『農村に必要な機能』を活かした農村景観の保全、形成】

【ほ場整備の構想】

社会、経済的に農業生産上必要とする機能について検討し、ほ場整備において整備すべき事項、方針を検討



【『農村に必要な機能』の視点から、農村景観の保全、形成のための検討】

景観の保全、形成に向け、農村に必要な機能（あるいは必要と感じる機能）について、人間の生存に必要な機能、快適に生きるための機能の視点から検討し、ほ場整備で配慮すべき事項を抽出

<人間の生存に必要な機能の視点>

安全性：安全な空間か

多様性：多様な生物が生息できる空間か

安心性：周辺環境を一望できて自分の位置が確認できる空間か

<快適に生きるための機能の視点>

安息性：ほ場内に憩える空間があるか

歴史性：地域の歴史を感じる水田景観であるか

利便性：小休憩、散歩、親水等の使い良さはあるか



【樹木、緑地の構想】

- ・ほ場整備の区画境界に休息空間として樹木を植樹
- ・生態系の保全のため、鎮守の森を中心に緑地空間を創設



【『造形的な視点』を活かした農村景観の保全、形成】

【造形的な手法による景観の保全、形成の検討】

景観の保全、形成に向け造形的手法を用いて、農業農村整備事業等の整備対象の計画、設計を実施



【ほ場整備の計画、設計】

<空間的調和の視点>

統一感：区画形状にパターンの統一感が図れているか

アクセント：景観のアクセントとしての植栽の配置や樹高になっているか

視認性：鎮守の森の視認性は確保されているか

<時間的調和の視点>

季節変化：周辺植生の季節的变化に調和した樹種になっているか

経年変化：エージングに配慮した素材が選択されているか



【ほ場整備事業の中での樹林、緑地の整備】



ほ場整備を行う際に、農道沿いに樹木を配置したことにより、広い田園の中に休憩できる場所を創出するとともに、自分の存在位置を明確にし、安心感のある景観を形成



鎮守の森を中心に生態系保全のための緑地を創出したことにより、精神的よりどころとしての機能に加え、生態系保全の場として人々に安心感を与える景観を形成

3. 景観配慮対策の手順

(1) 調査

景観要素やデザインコードなど、地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を行う。整備対象を含む地域を対象とした基礎調査と、整備対象の周辺を対象とする詳細調査を段階的に実施する。

(2) 計画

調査において把握された地域景観特性等を踏まえ、良好な農村景観の保全、形成を図るため、地域の景観の保全、形成の方向性を設定するとともに、整備対象が周辺景観と調和するよう方針を定める。

このため、地域全体の景観配慮の方針となる「基本構想」と、整備対象の景観配慮対策の方針である「景観配慮計画」を策定する。

(3) 設計

景観配慮計画においては、景観配慮方針に基づき、デザインコード等を手掛かりとして整備対象の景観設計を進め、具体的な設計案を作成する。さらに、地域住民や専門家等とともに予測画像等を用いて周辺の景観構成要素との調和を検討し、維持管理方法等も含め総合検討を行った上で最終的な景観設計案を決定する。

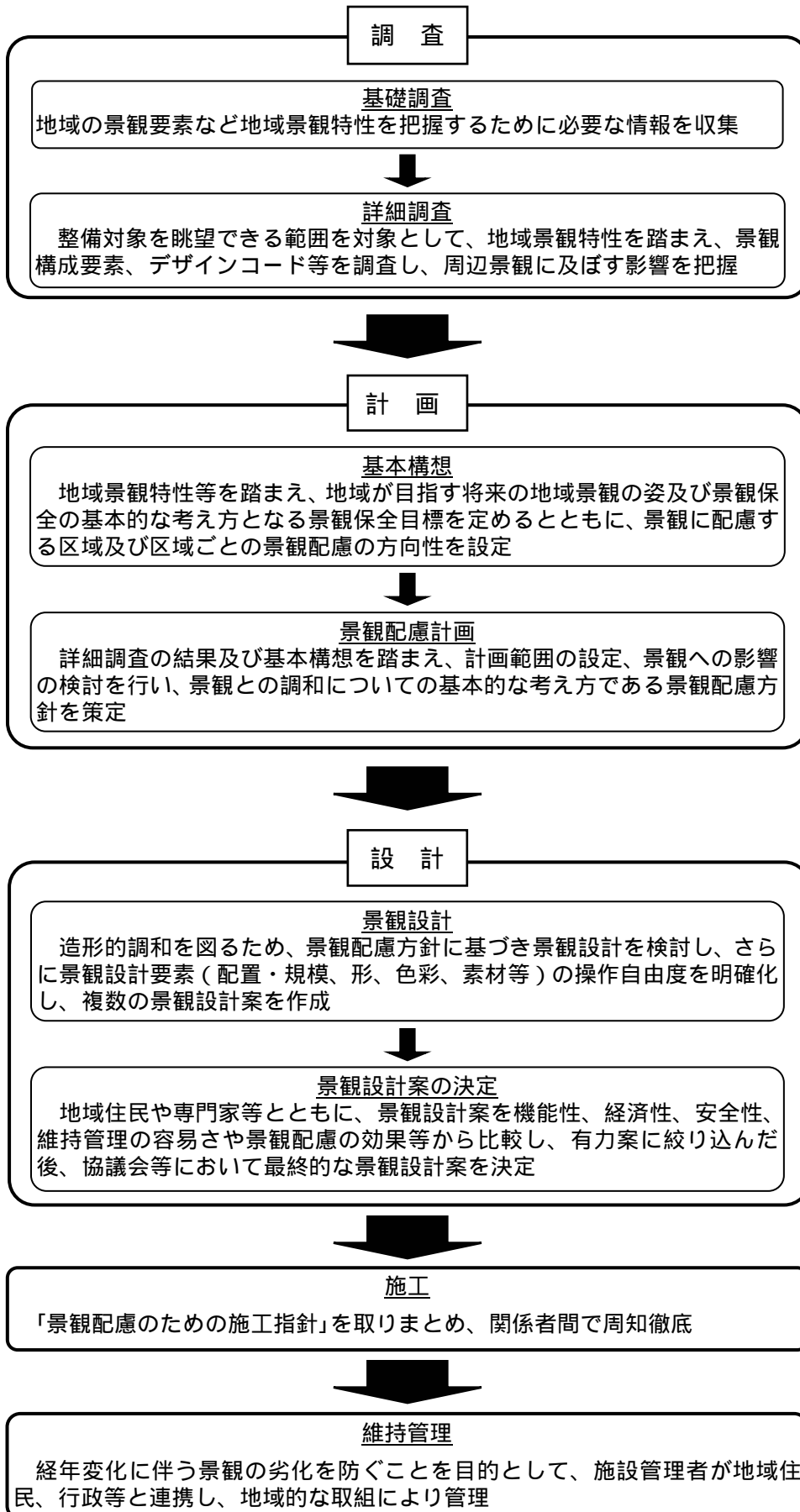
(4) 施工

景観に配慮した整備対象の施工を行う上で、留意すべき事項を「景観配慮のための施工指針」として取りまとめ、関係者間で周知を徹底する。

(5) 維持管理

整備後の維持管理では、経年変化に伴う景観の劣化を防ぐことを目的として、施設管理者が地域住民、行政等と連携し、地域的な取組により管理を行う。

【 景観配慮対策フロー 】



4.2 住民参加による景観配慮の取組

景観との調和に配慮した農業農村整備事業の実施においては、調査、計画、設計等を通じ、住民参加を促し、周辺景観の評価、配慮対策の検討や維持管理活動の在り方について地域の合意を形成しながら進めていくことが重要である。

【解説】

1. 住民の合意形成の必要性

農家を含め地域住民は、地域景観を最も享受する立場にあるとともに、日々、地域景観を創出し保全している主体である。地域住民が日常的に景観を意識することにより、地域景観に変化や影響を及ぼすような行為に対して住民の目が行き届き、美しい農村景観の保全、形成が図られることになる。

2. 住民参加による景観配慮の進め方

地域住民が、地域の景観と整備対象における景観配慮の関係を意識しながら、調査、計画、設計等の各段階で、ワークショップ等による景観の保全、形成への取組に参加できるよう進める必要がある。

(1) 調査

調査における住民参加では、地域住民の地域景観の保全、形成に対する意向や整備対象の景観配慮の方向性を検討するために、地域景観に関する情報を収集する。また、調査を通じて住民が地域景観の成立過程を再認識することや、住民の間で景観の保全、形成に向けての意識の醸成や高揚が図られることが必要である。

(2) 計画

計画段階では、地域住民の考えを計画に反映させるとともに、維持管理の方法や体制について合意形成を進めるための住民参加が必要である。地域住民による合理的な判断やアイデンティティが醸成されることは、地域住民の景観保全に対する積極的な取組につながる。

基本構想、景観配慮計画の策定の段階ごとに、対象地域の規模や計画の内容に合わせ、アンケート、聞き取り、ワークショップ等の適切な住民参加を展開することが必要である。

(3) 設計

設計においては、景観設計案の作成や最終案の決定を行うに当たり、地域住民や専門家等とともに、機能性、経済性、安全性、維持管理の容易さ、景観配慮の効果等を比較検討する。また、直接計画や設計に携わることができなかった地域住民に、最終案が決定されるまでの経緯を説明し、合意形成を図ることが重要である。

(4) 施工及び維持管理

施工では、整備対象周辺への植樹、植栽や案内板の設置などの軽微な修景・美化について、地域住民自らの活動による直営施工で実施することを検討する。

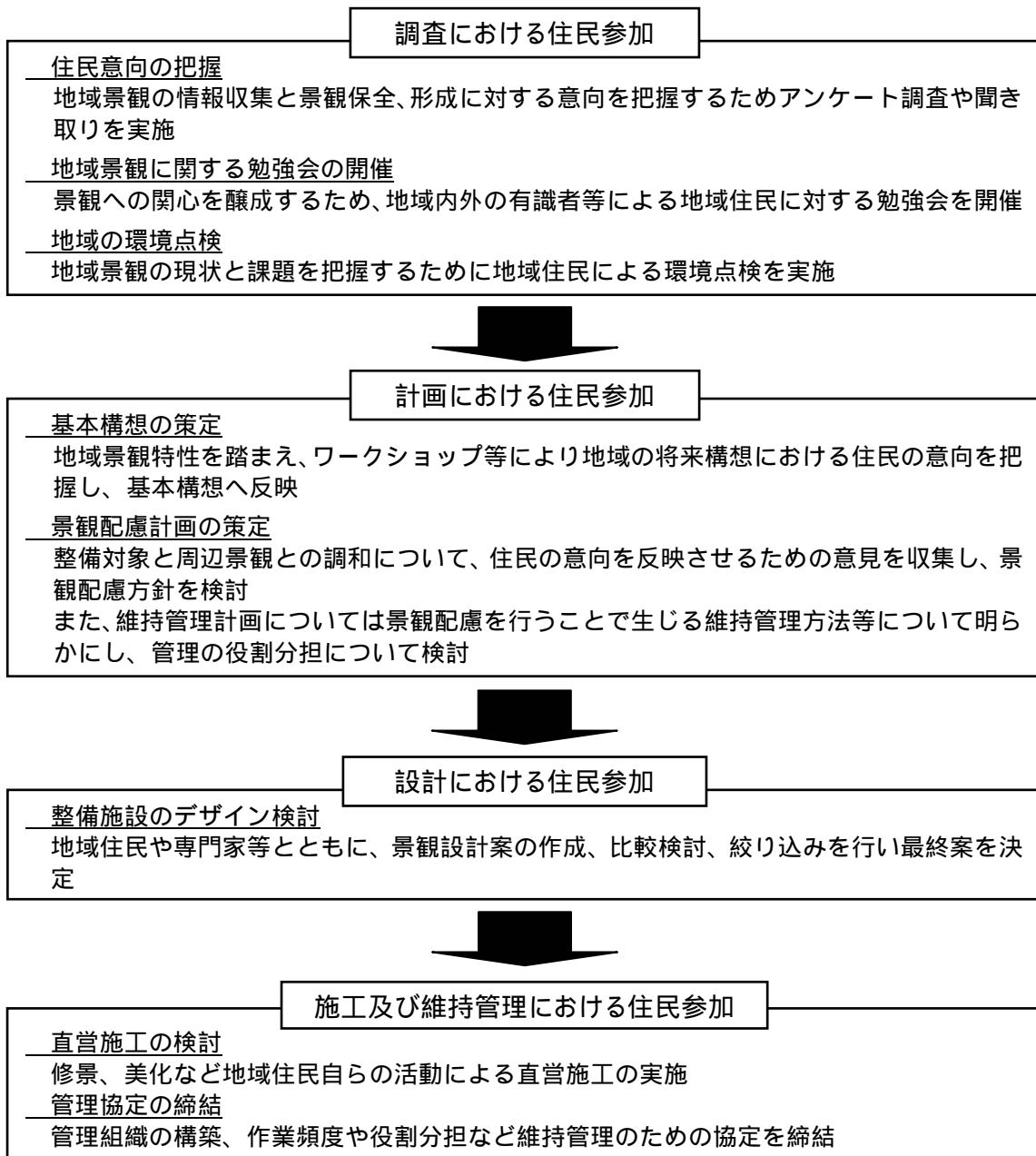
また、維持管理の継続的实施に向けて、管理作業の頻度や役割分担などを明文化した管理協定の締結や協定を維持するための管理組織の構築について、地域住民の間で合意を形成することが重要である。

3. 住民参加における留意点

美しい農村景観は、農業の持続的な展開、地域環境の保全と併せて地域住民が快適な空間の形成に関する意識を共有してはじめて成り立つものである。

景観の保全、形成の取組に当たっては、住民自身が地域景観のアイデンティティを十分に認識し、景観に興味のなかった住民も啓発され、持続的な景観の保全、形成への意欲が醸成されるような取組を進めるとともに、地域住民と行政、専門家等が一体となって取組を展開することが重要である。

【 住民参加の流れの例 】



4.3 景観配慮の取組姿勢

優れた土木構造物の条件は、「用」、「強」、「美」*1の3要素を兼ね備えることとされている。これまで農業農村整備事業では「用（機能）」と「強（強度）」の考え方が中心になっていたが、今後は「美」という要素についても十分な検討が必要である。

また、景観との調和への配慮を行うには、地域の個性や性格に応じた設計を取り入れ洗練していくことが重要である。このため、地域の歴史、文化を踏まえ、地域の景観を構成する様々な要素を持つ意味を十分理解することが必要となる。

農村景観づくりの主役は地域住民であり、維持管理を行っていくのも地域住民である。地域住民が自主的に景観づくりに取り組んでいけるよう、住民参加のための配慮が必要である。

【解説】

1. 「用」、「強」、「美」の思想

明治から昭和初期にかけ、「用」、「強」、「美」を兼ね備えた土木構造物が数多く造られ、風格ある施設として今なお残されているが、高度成長期以降造られた施設については、「用」と「強」に力点が置かれ、景観要素として無味なものが多い。今後は、農村景観の保全、形成に向け、技術者が常に持つべき視点として、「美」という要素についても検討を深め、「用」、「強」、「美」の3要素を総合的にとらえて計画、設計を行うことが必要である。

2. 景観配慮に取り組む技術者の姿勢

(1) 地域の景観が持つ意味を理解することの必要性

地域の景観の特徴を把握するには、意識して地域の自然、農業、施設などを自分の目で確かめることが重要である。また、地域の景観が持つ意味について、感性を磨き、様々な視点から把握することが重要である。例えば、地域の人々が長い間守り続けてきた文化や生活様式などが、しばしば地域の美しさにつながっていることから、その風土的背景を含め、理解するよう努めることが必要である。

(2) 景観配慮の継続性の確保

農村景観の保全、形成を適切に行うには、調査、計画の考え方が設計、施工、維持管理に的確に継承、反映されることが必要である。このため、調査、計画から設計、施工、維持管理まで継続した取組となるよう、景観配慮に関する考え方や方針などについて、各段階で整理、引継ぎを確実にすることが必要である。

(3) 景観配慮の留意点

周囲との調和

農村景観の保全、形成には総合的な取組が必要であり、整備対象だけが美しくても美しい景観はできないことから、様々な視点から検討を行い、周辺を含め、全体として調和がとれた計画の作成、景観設計が必要である。

地域性に応じた計画、設計

地域性に応じた景観設計を行うには、地域において産出する素材や、地域の伝統的工法、地域で受け継がれてきたデザインなどの積極的な活用を検討する必要がある。

設計の洗練

美しい農村景観を保全、形成するためには、地域や整備対象全体の景観上の構成などを常に思い描き、洗練するための努力が必要である。

景観に関する技術の習得

景観予測資料の作成などの技術を習得し、専門家等と協力して景観配慮を推進する必要がある。

3. 住民参加のためのコーディネーターとしての役割

美しい農村景観づくりの主役は農家を含めた地域住民であり、維持管理を行っていくのも地域住民である。住民が地域の環境、景観について関心と愛着を持ち、地域づくりに参加するようにコーディネートし、地域住民の自発的な活動を促進する。そのためには、調査、計画段階から地域住民が参加し、考え方や知識を共有するとともに、景観配慮の考え方や知識が地域で引き継がれていくような体制（地域の協議会等）の整備が必要である。

美しい農村景観の保全、形成のためには、様々な取組が必要であり、専門家や地方自治体の関係各部所、農家以外の地域住民、NPOなど様々な主体の参加と連携を促すことが重要である。また、専門家など地域外の人と地域住民との間のバランスを図り、地域住民の声が適切に反映されるよう配慮する。

* 1 「用」、「強」、「美」

古代ローマ帝国の建築家、マルクス・ウィトルウィウス・ポリオ(Marcus Vitruvius Pollio)が著した『建築十書』の第一書において、建築の三原則として「強さ(Firmitas)、便利さ(utilitas)、美しさ(venustas)」を提示して以来、「用」「強」「美」をいかに調和させるかという問題は、現代に至るまで絶えず議論されてきている。

コラム：景観配慮に取り組む技術者の姿勢について

【景観設計の5原則】

格に応じた設計の原則：地域の個性、性格に応じた設計、地域性に応じた設計が必要。しかし個性をあまりに強調すると、施設の持つ普遍的な部分がおろそかになり非常に使いにくい施設になったりするので注意が必要。

洗練の原則：設計根拠の数値そのままで作られた施設は美しくない。美しくするには「洗練」が必要であり、全体のバランスなどを再検討しシェイプアップすることが必要。

背景の原則：主役は何かということを考える。土木施設はあくまで脇役であり、人間や自然といった主役を美しく見せる必要。

首尾一貫の原則：景観とは総合的なもの。施設だけ美しくても不十分であり、周りと調和していなければ景観として美しくならない。周辺を含め全体として景観設計を首尾一貫させた上で、どこにアクセントをつけるかメリハリをつけるかを考える。また調査、計画の考えを設計に、設計の考えを施工にしっかり伝え、調査、計画から施工までの事業実施上の首尾一貫も重要。

他力本願の原則：景観の設計は一人ではできない。他力をお願いするところが多い。良いものができるためには周りの協力が必要。

篠原修他『景観づくりを考える』（1989）から抜粋編集

【引用文献】

篠原修他,『景観づくりを考える』,技法堂出版,1989

【参考文献】

藤本信義,(財)農村開発企画委員会編集『村づくりワークショップのすすめ』,
農林統計協会,1994

農林水産省農林水産研修所生活技術研修館,『美しい農村景観づくりへのアプローチ』,1995

マルクス・ウィトルウィウス・ポリオ(森田慶一翻訳),『ウィトルウィウス建築書』,東海大学出版会,1979

第5章 調査

5.1 調査の進め方

調査では、地域の景観要素やデザインコードなど地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を行うため、整備対象を含む地域を対象とした基礎調査と、整備対象の周辺を対象とする詳細調査を段階的に実施する。

【解説】

1. 調査の目的

調査では、地域の景観特性やデザインコード等を把握し、整備対象の景観への影響を把握するなど、将来の地域景観の保全、形成の方向性等を検討するために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

2. 調査の手順

(1) 基礎調査

基礎調査では、地域のまとまりを踏まえ、事業を実施する区域を含む地域を調査対象として、大景観～中景観における地域の景観構成要素、デザインコードなどの情報を、既存の文献や、地域住民へのアンケート、聞き取りなどにより収集し、地域景観特性を把握する。

(2) 詳細調査

詳細調査では、基礎調査における地域景観特性を踏まえて、整備対象の周辺を対象として、中景観～小景観における景観要素、デザインコードなどの情報を現地踏査等により収集し、景観特性の把握及び事業による景観への影響の把握を行う。

3. 調査における留意点

調査の初期段階から地域住民が参加し、地域住民により地域の景観特性の再認識が行われるよう促すとともに、学識経験者や専門家との十分な連携を図りながら調査を進めていくことが重要である。

また、景観に関する情報は、

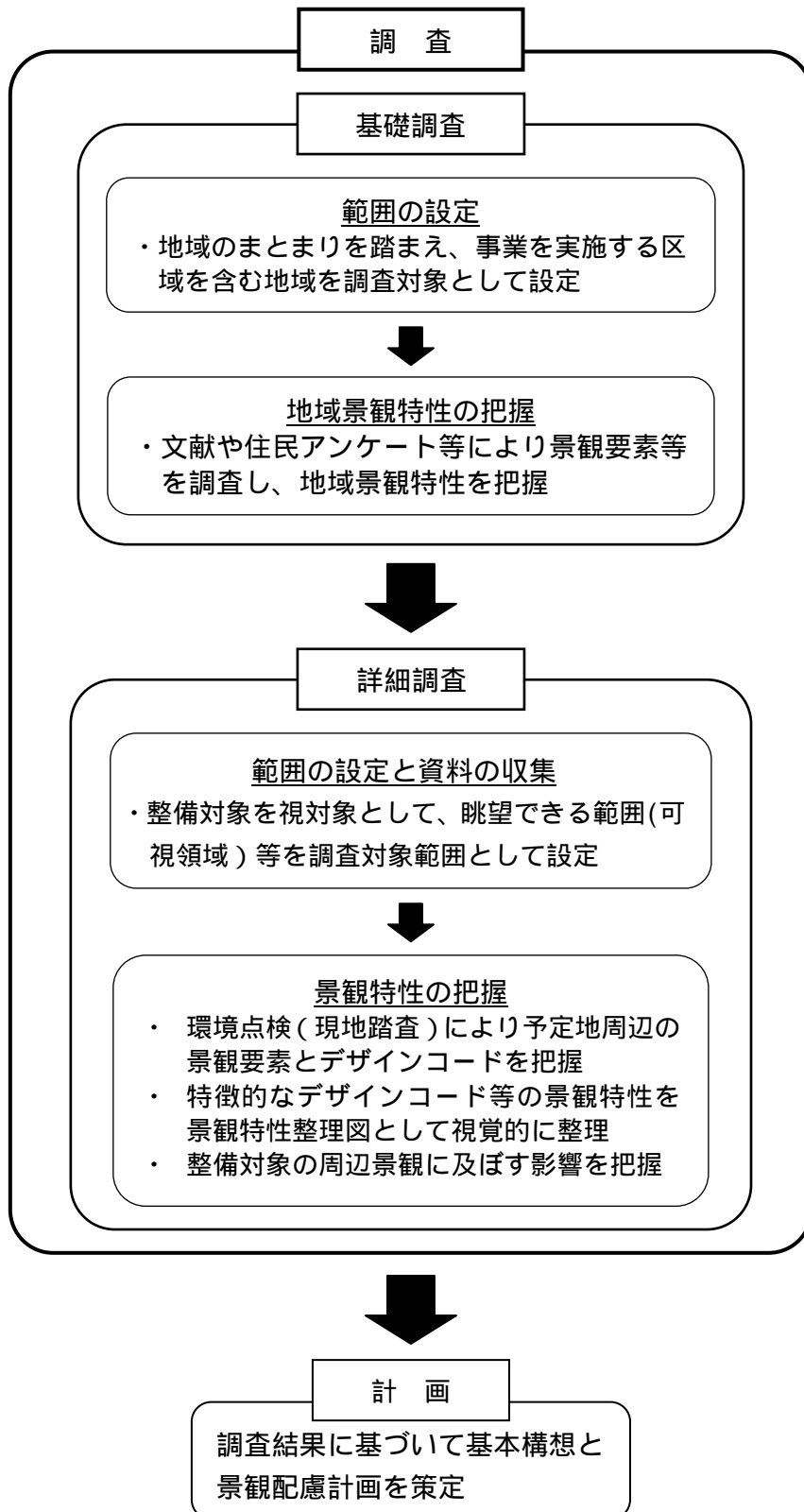
気象や季節等、時間的な変化を伴うものが多いこと

物的情報に人文情報が複合的に絡まり、視覚ではとらえられない意味のある空間を形成していること

視点と視対象の関係によっては情報が変化すること

を常に意識して調査を実施することが必要である。

【調査のフロー】



5.2 基礎調査

5.2.1 基礎調査の方法

基礎調査では、農業農村整備事業の実施区域を含む地域を対象として、地域の景観要素等の情報や資料を収集し、地域景観特性を把握する。

【解説】

1. 基礎調査の考え方

地域景観特性を把握するため、地域景観を成立させている景観要素等について、それぞれ現状が把握できるような情報を収集し整理する。

なお、基礎調査では、広範囲にわたる情報を収集する必要があるが、実施する事業の性格に応じた情報を的確に集めることが重要である。

2. 調査の対象範囲

基礎調査では、地域の「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽等」の景観要素の他、歴史や文化、行政区域などの地域のまとまりを踏まえ、事業の実施区域を含む範囲を設定して調査を実施する。

3. 調査の内容

地域の景観要素等の調査により、地域景観特性を把握する。

4. 調査の留意点

(1) 資料の収集

大景観～中景観を対象とする基礎調査では、目視で把握することが困難な広がりを持つことも多いことから、「田園環境整備マスタープラン」、「農村環境計画」、「農村振興基本計画」や「景観計画」等の計画から、地域の景観について情報を収集し整理した上で、文献等により効率的に資料の収集を行う。

(2) 住民の意向の把握

住民からの聞き取り調査やアンケート調査、意見の公募、インターネット等を活用した意見収集等の手法により、意向の把握を行う。

また、地域の歴史、文化や地域景観に詳しい住民からなる協議会等を設置して検討を行うことにより、地域外部者では把握することが困難な地域景観についての情報を把握することが可能となる。

【参考資料】「情報収集の項目と整理の視点」の例

調査項目	整理の視点	情報の所在
自然・地形	平地、台地、山、河川、湖沼等の地形分布状況 地質、土壌の分布状況 植生、緑のネットワーク 湿地、ため池、湖沼、里山の配置 気候、気象、気温、降雨、日照、季節風	市町村総合計画、田園環境整備マスタープラン、農村環境計画、地形図、植生分布図、土壌・土質調査、生態系調査 など
土地利用	農地、水辺、林地、宅地、道路、商業地、市街地等の土地利用の状況 水田、畑、施設園芸地、茶園、樹園地、草地の状況 水系、水路網、道路網の状況	市町村総合計画、田園環境整備マスタープラン、農村環境計画、都市計画図、農振計画図、自然公園計画図、水系図、道路網図、森林保全計画図、古地図 など
施設・植栽等	用排水路、ほ場整備区画、農業用倉庫、ライスセンター等の農業施設の分布 学校、役場、病院、福祉施設等の基幹公共施設及び商業店舗等の配置状況 名勝地、公園、観光施設等の活性化資源の分布 碑塔聖地、寺社仏閣、歴史的遺構、伝統芸能等の歴史文化資源の分布 集落形態、住宅地形態	市町村総合計画、都市計画図、農振計画図、公共施設配置図、道路網図、交通量調査、観光パンフレット、伝統文化資源調査、郷土史 など
社会環境	景観法や自然公園法等による指定地域や規制の設定状況 都市計画や農振法による区域指定の状況 人口密度や人口推移等による空間の差違状況 通学ルート、通院ルート、購買ルート等の日常生活圏 観光ルート 危険箇所等の分布	都市計画図、農振計画図、国勢調査、農林業センサス(集落センサス含む)、購買圏調査(サービスクラウド調査)、交通量調査、防災調査(危険箇所調査)、観光パンフレット など
住民意向	将来の望ましい景観に関する地域住民の意向や有識者の意見 小中学校の校歌、自治会等の憲章等における景観題材の分布	住民意識調査、アンケート調査の実施、聞き取り調査の実施、小中学校の校歌、小中学校の郷土学習本 など

5.2.2 地域景観特性の把握

収集した地域の景観要素等から、地域景観特性を明らかにする。

【解説】

1. 地域の景観要素等の調査

「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽等」の三つの景観要素と生活慣行や祭礼神事などの不可視的な事項である社会環境について調査を実施するとともに、景観の保全、形成の担い手である地域住民の景観に対する認識や意向等を把握する。

なお、地域の景観要素等に係るデザインコードの把握を行うことも必要である。

2. 地域景観特性の分析

(1) 収集した資料の整理

地域景観特性を把握するためには、収集された情報を総合的に検討する必要がある。このため、調査項目ごとに収集された様々な形式のデータを、記号やイラスト等を用いて、地図上にプロットするなど分かりやすい整理を行う。

特に、景観要素や社会環境の調査項目のうち、地域の歴史、文化に関する項目や地域のアイデンティティの形成に結び付いている項目については、地域景観の形成上重要な役割を果たしていることから、横断的に調査結果を取りまとめることも必要である。

なお、整理に当たっては、収集情報を数枚の同一の地図上に表すレイヤー整理手法の活用も検討する。この手法は、各調査項目別に整理された情報を、共通した地図の上にプロット処理するもので、それを重層化することによって調査項目間を相互に関係させた考察が可能となる。



歴史、文化に関する項目

歴史、文化的な項目には、著名な寺社仏閣、旧所名跡、伝統的な建築様式の分布や集合（家並みや町並み）、旧街道、水利遺構、碑塔聖地等や地域の来歴、故事、祭礼神事、伝承生活様式、伝承農法等がある。これらの要素は、地域住民の郷土愛を培う契機となる。例えば、水利遺構などは、住民の郷土愛を喚起する重要な要素となっている。



アイデンティティを形成する項目

地域景観は、ある特定の項目によって地域の個性を強く表現している場合がある。高い峰の眺望、著名な寺社仏閣、大河や山並みといった眺望物は、地域景観のアイデンティティを形成する重要な役割をもつ。例えば、地域の随所から眺望できる高い峰は、地域景観の個性を強く表している。

(2) 地域景観特性の分析

調査項目ごとに収集された情報を重ね合わせ、共通する内容や関係が深い事項等を整理し、地域景観特性を分析する。

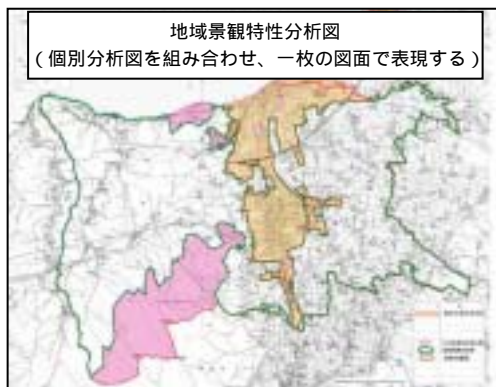
例えば、「土地利用」に関する情報収集の結果から、農地の占める割合や農業施

設、農業用水路網の配置が重複する区域が把握されたら、その範囲を農業景観区域などの名称を付けて整理する。

【参考資料】「収集した情報の整理（レイヤーによる整理）」の例



個別分析図面の作成
各景観要素、歴史・文化に関する項目、アイデンティティを形成する項目ごとに分析した図面を作成する。



地域景観特性分析図の作成
「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽等」、「社会環境」の景観要素や「歴史、文化に関する項目」、「アイデンティティを形成する項目」などの各分析図を組み合わせ、地域景観特性図として整理する。

5.3 詳細調査

5.3.1 詳細調査の方法

詳細調査では、整備対象を視対象として眺望できる範囲を調査対象とする。また、整備対象と周辺景観が調和するために必要な情報を収集し整理する。

【解説】

1. 詳細調査の考え方

整備対象と周辺景観が調和するためには、整備予定地周辺の景観特性を十分に理解するとともに、事業の実施による周辺景観への影響を造形的な視点から把握し、計画、設計を検討する必要がある。

このため、詳細調査では、現地踏査を中心に景観要素やデザインコードの収集に加え、必要に応じて地域住民等からの聞き取りによって、景観の調和を図るための詳細な情報を収集する。

2. 調査の対象範囲

現地踏査を実施する範囲の設定では、「視点場と視対象」という考え方を踏まえる。整備対象を視対象として、それを眺望することのできる地点（視点場）から視対象に向かった的確に見える範囲（以下「可視領域」という。）を基本的な調査対象範囲として設定する。

(1) 「調査のための視点場」の設定

整備対象と周辺景観との関係を導き出すためには、それらの関係を眺望できる視点場を設定することが必要である。また、整備対象の形態に留意しながら、周辺景観との関係性がより見だしやすい場所や、地域住民や訪問者が容易に立ち入れる（活用できる）場所を視点場とする。



整備対象を十分に眺望できる場所（展望台、高台にある道路や公園等）



整備対象の設置場所（ほ場整備の場合は、中心部にある農道、水路の場合は管理道や橋梁、ファームポンドの場合は整備箇所等）



住民の日常生活の場所から整備対象を展望できる場所（集落道路、集会所、鎮守等の住民がよく利用する場所等）

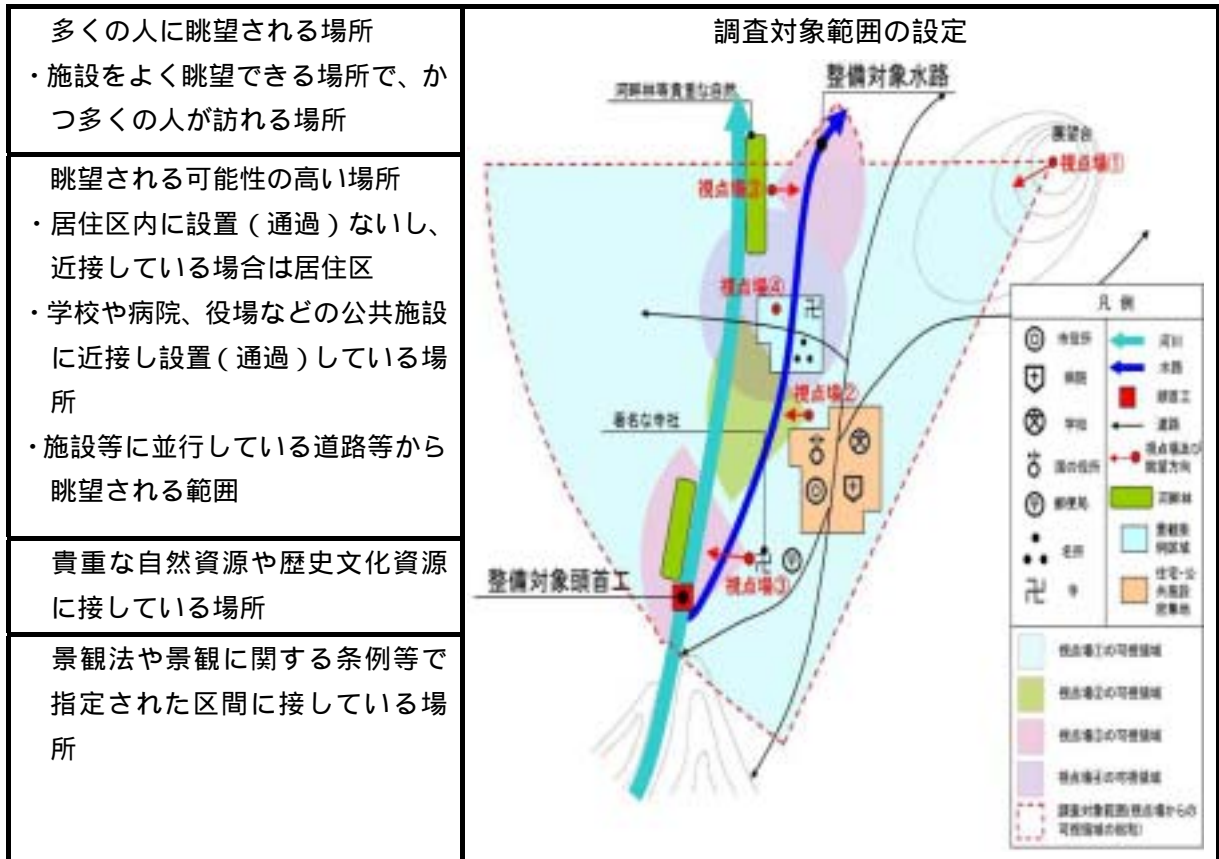
(2) 「調査対象範囲」の設定

調査対象範囲は、整備対象と周辺景観の関係を検討するための情報を収集する範囲であり、現地踏査の対象範囲となる。範囲の設定は、基本的には設定された視点場からの可視領域を勘案して設定する。

なお、視点場からの眺望範囲だけでは、見えたものだけの情報に偏ることから、

歴史、文化や生活習慣等の情報についても把握できるように調査対象範囲を設定する。

【参考資料】 調査対象範囲の設定方針イメージ



3. 調査の内容

周辺景観と整備対象の関係をとらえるためには、現地踏査において、周辺景観の内容及び整備対象の見え方について検討する上で必要となる具体的な情報を収集、整理することが重要である。

(1) 景観特性の把握

整備予定地周辺の現地踏査により、「景観要素調査」として、周辺景観を構成している景観構成要素等に関する情報を収集する。また、「デザインコード調査」として、周辺の景観構成要素、景観秩序など景観特性を理解するための情報や整備に反映すべきデザイン素材としてのデザインコードを収集する。

こうした調査の結果により、景観特性の把握を行う。

(2) 景観への影響の把握

視点場から撮影した写真等により、整備対象が現況の景観に及ぼす影響について、主に造形的な視点から把握する。

5.3.2 景観特性の把握

現地踏査により、整備対象周辺の景観構成要素とデザインコード等を調査し、周辺景観との調和の在り方を検討するために必要な資料を収集、整理するとともに、整備対象が周辺景観に及ぼす影響を把握する。

【解説】

1. 景観特性を把握するための調査

景観やデザインについての専門家等の協力を得ながら、環境点検を行うことにより「景観要素調査」と「デザインコード調査」を実施する。また、地域住民が参加したワークショップ方式による環境点検を実施することにより、より詳細で有効な情報を収集することが可能となる。

(1) 景観要素調査

整備対象の周辺景観を成立させている景観構成要素を把握する。現地調査により収集した景観構成要素等を地図に書き込み整理する。

【参考資料】景観要素調査の整理項目の例

景観要素	景観構成要素
自然・地形	・平地、台地、山、河川、湖沼、気候、自然植生、土壌等
土地利用	・農地、水辺、林地、宅地、道路、工場用地等 ・農作物 ・集落の形態 ・水路網、道路網
施設・植栽等	・学校、病院等の公共施設 ・農業施設 ・住宅、工場等の民間施設 ・人の集まる場所（広場、集会所、店舗等） ・電柱、高圧線、看板、広告塔等
（歴史・文化に関する項目）	・碑塔聖地、高木、名勝名跡等 ・鎮守、氏神、寺、祠等 ・水利遺構、古い農業施設
（アイデンティティの形成に関する項目）	・固有名が与えられているモノ ・シンボルとされているモノ ・地区の花、草、木

(2) デザインコード調査

現地踏査により景観秩序を把握し、空間及び整備対象に関するデザインコードを抽出する。

なお、デザインコードは、自然条件や伝統文化など「農村に必要な機能」が反映された結果であることが多いことから、デザインコードの根拠を明確にしておくことが重要である。

【参考資料】景観秩序の把握の視点

景観秩序	景観秩序の把握の視点
遠景、中景、近景の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・代表的な遠、中、近景においてとらえられる諸要素 ・集落内から周りを眺望した場合の諸要素 ・集落外から集落を眺望した場合の諸要素 ・集落外から集落に向けて歩いたときの景観の変化
住民の空間利用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・日常で最も歩かれる道路 ・自動車の場合よく利用する道路 ・人がよく集まる場所（広場、集会所、店舗等） ・農作業の小休憩場所 ・農地の作付け内容 ・通勤ルート、通学ルート、通院ルート ・祭礼神事の場所とルート
景観構成要素の配置や関係	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、里山、雑木林の配置状況 ・緑のネットワーク（水辺も含む） ・水系、交通体系 ・農地と宅地の境界 ・宅地、公共施設、農業施設の配置状況
時間的变化	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通しての景観の変化 ・気候による景観の変化 ・朝、昼、夕での景観の変化
空間の意味付け	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の好む景観、嫌う景観（モノ、場所） ・美化運動の場所（花壇の設置、共同清掃の場所等） ・ごみ等が捨てられている場所 ・危険と考えられている場所

【参考資料】デザインコード抽出の例



ほ場の縁における植栽

ほ場整備におけるデザインコード抽出の例

整備前のほ場や隣接する地区について、区画形状や土地利用の形態、畦畔木や花、観音像、鎮守の森などの地域景観の特徴を表すものについて抽出する。

ほ場の境界における植栽



水路におけるデザインコード抽出の例

整備予定地周辺における旧来の水路形態や、水路を構成している素材と使われ方等のデザインコードを抽出する。また、付帯施設として必要となる手すりや柵、小橋梁などについても調査を行う。



2 . 調査結果の分類、整理

景観要素調査とデザインコード調査から得られた情報と、住民参加の環境点検により収集された情報を併せて、景観要素等の分類に従い整理する。このとき、地区の景観特性を代表する景観構成要素や、施設に直接関係する景観構成要素、空間に関するデザインコードや施設に関するデザインコード等を「景観特性整理表」として整理する。

また、地区の景観特性を視覚的にとらえられるようにするには、整理表に示された内容を地図上に落とした「景観特性整理図」を作成することが有効である。

【参考資料】景観特性整理表の例
特徴的な景観構成要素の整理表

景観要素	代表的な景観構成要素	整備対象に関する景観構成要素
自然・地形	 広大な水田が広がる開放的な景観。	 広がりのある農地を貫く水路。直線的な景観を形成。
土地利用	 ほ場内に家屋が点在する散居風景。	 水平な農地の中に直線の道路と水路が強い存在感。
施設・植栽等	 木材を利用し、地区内の新しいシンボルとなっている小学校の校舎。	 周囲の緑の中で目立たない石積み水路。
歴史・文化	 ほ場内の鎮守の森。散居村の点在する屋敷林に似ているが鳥居の赤色がアクセント。	 上流にある円筒分水工。周囲は親水公園として整備。
アイデンティティ	 住民のふるさと意識を醸成する山。地区内のどこからも眺望が可能。	 この地方独特の刈り取った稲の乾し方、「ほにお」。

空間に関するデザインコードと整備対象に関するデザインコード

景観要素	空間に関するデザインコード	整備対象に関するデザインコード
土地利用	 屋敷林と河畔林で形成されている緑のネットワーク。	 河畔林のネットワークを残した農業用水路。
施設・植栽等	 家屋を北風から守る屋敷林。植栽様式の樹高、樹種、植栽間隔、家屋の方角などが地域内で共通。	 水路の上流にある古くから生活用水として使われた湧水井戸。石積み護岸が特徴的。
歴史・文化	 伝統的農法としての稲干し。地域の風物詩としての貴重な景観資源。	 地区の伝統的建築様式の一つである屋敷門。色合い模様などが地域内で共通。
アイデンティティ	 この地方の独特の屋敷囲いの「きずま」。木の積み方が特徴的な模様を形成。	 ほ場内の辻には、道祖神が共通して存在。

3. 景観への影響の把握

景観は、実際に目で見て認識されることから、整備対象が周辺景観に与える影響を把握するため、整備対象地点及びその周辺を実際に眺望して、整備対象の見え方、整備することによって喪失したり変化したりする景観の状況を、主として造形的な観点から、留意すべき特徴として把握する。

【参考資料】景観への影響の把握の例

整備対象を見る位置	整備対象の見え方	造形的観点から留意すべき特徴
<p>ほ場整備の場合</p> <p>ほ場を俯瞰できる視点場から区画や道路、水路の線形、ほ場の周辺に景観要素として見えているものなど、ほ場が創り出す空間の見え方と周辺の景観構成要素との関係を調べる。</p>	 <p>ほ場の背後には里山が接し自然との共生感を生み出している。水路や道路はほ場の形状に沿って曲線を描いている。ほ場が不整形で、水路や河川沿いには河畔林が存在している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村景観と調和が良い樹木の植栽、水辺等による遠近感の創出 ・デザインとしての直線や曲線を工夫した区画形状や道路線形 ・「入り隅み」*1空間の創出などによるほ場空間への安息性の演出 ・地域アイデンティティの源泉となっている里山の視認性の確保
<p>水路整備の場合</p> <p>施設を視点場としたときに、水路の見え方、施設の周辺に景観要素として見えるもの、施設と景観構成要素の関係性などを調べる。</p>	 <p>スカイラインを分断するような構造物はない。ほ場、水路、農道はいずれも直線で構成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望の妨げとなる施設の設置の回避 ・農村景観と調和が良い樹木の植栽、水辺等による遠近感の創出 / 目標物の設置 ・「水」、「緑」、「土」を使った柔らかみのあるデザイン ・地域のデザインコードを採用した設計
<p>機場整備の場合</p> <p>施設の見え方(大きさ、形、目の引き具合等)や施設の周辺に景観要素として見えるもの、施設と景観構成要素の関係性(主役は何か、施設によって目隠しされるものは何か、施設の眺望を遮るものは何か等)を調べる。</p>	 <p>施設(排水機場)の規模(大きさ)、色彩、素材が周辺から突出している。地域住民の散歩コースに当たり、アイストップとなる位置に立地している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の圧迫感を抑えるデザインへの配慮 ・ランドマーク(アイストップ)としての形、色彩、素材等 ・周辺景観との形、色彩的調和 ・移動する視点(シーケンス景観)における見え隠れ

* 1 P99【参考資料】を参照

【参考文献】

(財)農村開発企画委員会,『農村工学研究 4 農村土地利用計画と景域計画』,
1975

(財)農村開発企画委員会,『農村工学研究 53 農村景観形成の基本的考え方』,
1992

井手久登・武内和彦,『自然立地の土地利用計画』,東京大学出版会,1985

五十嵐敬喜・野口和雄・池上修一,『美の条例』,学芸出版,1996

新建築学大系編集委員会,『新建築学大系 13 建築規模論』,彰国社,1988

第6章 計画

6.1 計画の進め方

計画段階では、調査において把握された地域景観特性等を踏まえ、住民参加による合意形成を通じて、基本構想、景観配慮計画の策定を段階的に進める。

【解説】

1. 計画策定の目的

計画策定の目的は、調査において把握された地域景観特性等を踏まえ、美しい農村景観の保全、形成を図るため、地域の景観保全の方向性を明らかにした上で、整備対象が周辺景観と調和するよう景観配慮対策の方針を定めることである。

2. 計画策定の手順

計画は、地域全体の景観配慮の方針となる「基本構想」と整備対象の景観配慮対策の方針となる「景観配慮計画」からなり、基本的にはそれぞれ基礎調査及び詳細調査を踏まえて段階的に策定する。

(1) 基本構想

基本構想の策定では、地域のまとまりを踏まえ事業の実施区域を含む地域を対象に、主として基礎調査において把握された地域景観特性等から、地域が目指す将来の地域景観の姿及びその基本的な考え方となる景観保全目標を定めるとともに、景観に配慮する区域を設定し、区域ごとの役割、配慮の方向を明らかにする。

基本構想は、整備対象の景観配慮計画の上位計画として地域全体を視野においた構想となっていることが重要である。

(2) 景観配慮計画

景観配慮計画は、基本構想で設定された景観に配慮する区域に係る整備対象と、その可視領域を対象として策定する。

また、詳細調査によって得られたデザインコードなどの景観特性、事業による影響の把握等を踏まえ、周辺景観に対する整備対象の影響を検討し、景観設計を検討するための景観配慮方針を定める。

3. 計画策定の留意点

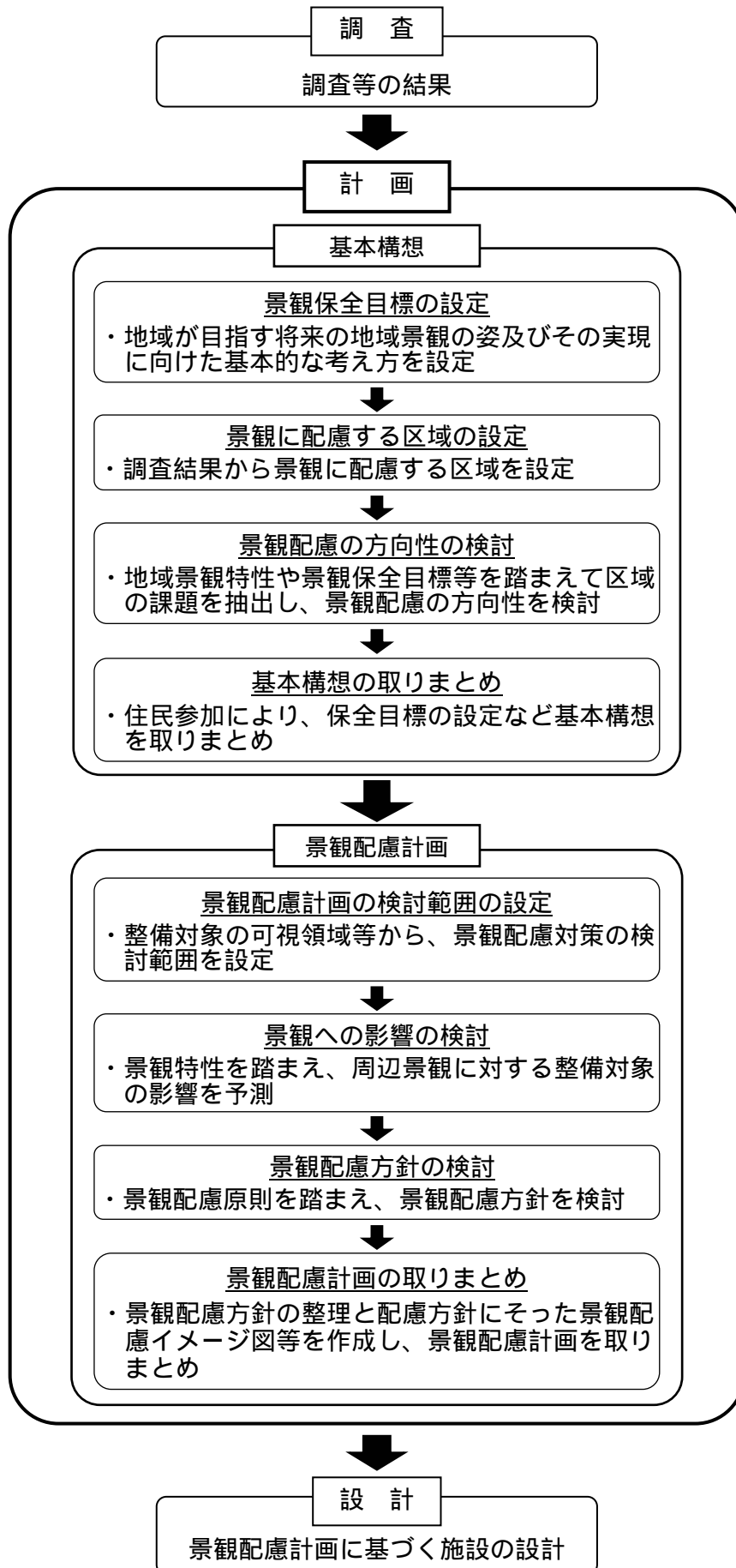
(1) 住民参加による計画策定

美しい景観は、その地域の住民を中心とした管理によって維持されることから、景観配慮に係る計画は、住民参加を通じて策定されることが重要である。住民の考えを計画に反映するために、ワークショップ等において景観シミュレーション等の手法を用いて景観の予測と利用方法を検討するとともに、実現可能な維持管理の方法や体制について、合意形成を進めていくことが必要である。

(2) 計画策定過程の記録

基本構想及び景観配慮計画の取りまとめに当たっては、最終的な計画内容だけではなく、景観配慮対策の内容が絞り込まれていった過程についても記録し、設計、施工の円滑な推進につなげるとともに、設計段階でのフィードバックや継続的な維持管理、景観保全活動への布石として活用することが重要である。

【 計画策定のフロー 】



6.2 基本構想

6.2.1 景観保全目標

基本構想では、調査結果における地域景観特性等を踏まえ、地域が目指す将来の地域景観の姿及びその実現に向けた基本的な考え方として景観保全目標を設定する。

【解説】

1. 景観保全目標の考え方

景観保全目標とは、地域が目指す将来の地域景観の姿及びその実現に向けた基本的な考え方である。

景観保全目標の設定により、農家を含む地域住民等が将来の地域景観の姿について共通認識を持つことが可能となるばかりではなく、景観配慮の取組を効果的かつ効率的に行うことや地域における景観保全活動の展開等、事業における景観配慮を超えた取組にもつながる可能性がある。

また、地域景観の保全、形成は、住民が景観を地域の社会資本と意識することから始まると言える。地域住民の間に、美しい農村景観を保全、形成するという考え方が定着し、土地利用、公共建築、民間建築等の各分野において、各々が地域の景観に関する目標のもと、景観に配慮し活動することが重要である。こうした地域住民の間における景観に対する意識の定着は、地域全体のイメージを創り上げるための貴重な社会資本となる。

2. 景観保全目標の検討

地域景観特性や「農村に必要な機能」*¹の視点からの検討を踏まえ、景観保全目標を設定する。

例えば、「農村に必要な機能」のうち「人間の生存に必要な機能」の一つである「農村空間の中の休息・安息性の確保」に関しては、ほ場整備に伴う整備区域内の樹木の保全や植樹による休息空間の創出などを目標の検討材料とすることも考えられる。また、「快適に生きるための機能」の一つである「農村生活の文化性、歴史性」に関しては、地域の伝統的な建築手法や材料を使用した歴史性のある景観づくりなどを目標として検討することも考えられる。

3. 景観保全目標の検討に当たっての留意点

(1) 分かりやすい目標

目標は、地域が一体となった取組を推進するため、農家を含む地域住民等にとって身近で親しみやすく、分かりやすいことが重要である。例えば、地域のシンボルとなっている景観の保全を目標に取り入れたり、生態系を含めた豊かな環境によってもたらされる農村生活のイメージなどを目標とすることなどが考えられる。

(2) 地域のメリットを引き出す工夫

農村において生態系や景観を保全することにより、地域のイメージを創り上げ、そのイメージが農産物のブランド化やエコツーリズムなどの地域活性化にもつな

がることなど、具体的な地域のメリットを視野に入れて取り組むことが重要である。

(3) 景観に配慮する区域等との関係

景観保全目標の設定に当たっては、景観に配慮する区域や景観配慮の方向性の検討なども行った上で、基本構想として取りまとめる。

(4) 他の計画等との関係

基本構想については、「田園環境整備マスタープラン」や「農村環境計画」、景観法に基づく「景観計画」等の各種計画との整合性を図り検討を進めることが重要である。

* 1 P63【参考資料】を参照

【参考資料】景観保全目標の設定のイメージ

地域の概況

川により形成された扇状地である 平野の 地域では、水田の開発とともに散居村が形成された。地域における農業用排水路は、河川の玉石を用いて建設され、伝統的建築様式の住居や屋敷林とともに歴史的景観を形成している。

このため県営かんがい排水事業の実施に当たり、景観との調和への配慮が必要となっている。

地域景観特性

- [自然・地形] ・ 川の氾濫原である扇状地地形
- [土地利用] ・ 洪水に対する安全性の確保から、扇状地の微高地を選び住居が構えられ、周囲を開田したために散居村が形成
- [施設・植栽等] ・ 地域特有の伝統的建築様式である住居と住居を囲む屋敷林で構成
- [社会環境] ・ 混住化により、伝統様式と現代様式の住居が混在し、統一感の希薄化が進行
 - ・ 都市化により水田と工場、宅地が混在し、景観が悪化
- [住民意向] ・ 現代的な利便性、経済性は追求したいが、昔ながらの散居景観を大切にしたい



「農村に必要な機能」の視点からの検討

人間の生存に必要な機能

- ・ 適切な食料の生産
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 眺望の良さ
- ⋮

検討の項目

- ・ 農業生産を持続するための生産基盤の整備
- ・ 農業用排水路を利用した生態系の保全
- ・ 広がりのある散居景観の保全
- ⋮

快適に生きるための機能

- ・ 自然と共生した農村生活
- ⋮
- ・ 農村生活の歴史性、文化性
- ・ 都市的な利便性、ファッション性
- ⋮

検討の項目

- ・ 緑地、水辺空間の保全
- ⋮
- ・ 地域素材と伝統的工法を活用した水利施設の整備
- ・ 伝統的建築様式の住居の外観を残した内部の改装
- ⋮



景観保全目標

地域が目指す将来の地域景観の姿

地域資源の保全、活用による環境と共生した散居村の創造

実現に向けた基本的考え方

平野では、歴史と伝統的な文化（散居景観、屋敷林、伝統的建築様式家屋、玉石積み水路等）が息づき、現代的なセンスの生活を取り込みながら、水と緑あふれる田園空間を創出し、住民も訪れる人もともに楽しめる散居村を目指していく。

【参考資料】「農村に必要な機能」と検討項目の例

農村に必要な機能		検討の考え方	
		検討の項目（例）	検討内容（例）
人間の生存に必要な機能	・適切な食料の生産	・農業生産の継続 ・農地の視認性の確保 / 障害物等の除去、遮蔽	 農地等における農業生産の視認性が確保できるよう配慮
	・生物の多様性の保全	・生物のネットワークの保全・形成のための緑地、水辺空間の保全、創出	 生物のネットワークの保全、形成に配慮し、緑地、水辺空間の整備を実施
	・眺望の良さ	・広がりをもった農村景観の保全 ・自分の位置を特定できる指標物の保全、形成	 独立樹木などを保全することで眺望を確保するとともに、自分の位置が特定できるように配慮
快適に生きるための機能	・自然と共生した農村生活	・生物のネットワークの保全、形成のための緑地、水辺空間の保全、創出 ・地域に合った季節感のある樹木の選択 ・自然地形と調和した土地利用	 地形に沿った土地利用により、地域景観に落ち着きと安定感を創出
	・農村空間の休息性、安息性の確保	・集落や農道沿いなどに余裕のある空間を確保し、休息、安息性を高めるように配慮 ・農地や集落内における樹木、杜の保全、形成による休息、安息できる場所の確保	 農道沿いに残る遊び（余裕）により、農村空間の休息性を高めるように配慮
	・農業、農村住民にとっての経済的、機能的な合理性	・土地利用の整序化 ・自然地形に調和した土地利用、施設等の整備 ・効率的な施設整備 / 必要最小限の施設整備	 集落道において利用形態を考慮し、必要最小限度の整備を行い、自然、景観との調和を形成
	・農村生活の歴史性、文化性	・地域アイデンティティ（伝統的建築手法、地域素材などを活用）を活かした地域づくり ・時間的経過による風格の発現が期待できる施設等の整備 ・歴史的、文化的景観の保全 ・集落の背景となる里山の保全	 農村の独自の歴史、文化を感じさせる遺構、水利施設などを補修し、地域の歴史性、文化性を保全
	・個人、地域住民の原風景や経験等に基づいた望ましさ	・地域アイデンティティを活かした地域づくり	 地域のシンボルである山の視認性を確保することによる原風景等の保全

農村に必要な機能については、主たる役割から「人間の生存に必要な機能」と「快適に生きるための機能」に分類している。例えば、「眺望の良さ」の確保は、生存に必要な機能であるとともに、快適に生きるための機能でもある。

6.2.2 景観に配慮する区域と各区域における景観配慮の方向性

調査から得られた地域景観特性等を踏まえて、景観に配慮する区域及び区域ごとの景観配慮の方向性を設定する。

【解説】

1. 景観に配慮する区域の設定

基礎調査によって把握した地域景観特性と地域住民の意向を踏まえ、重視すべき景観構成要素が集積している範囲や景観形成を図っていききたい範囲などを区域（以下、「景観配慮区域」という）として設定する。

例えば、自然・地形に関連する景観構成要素を重視した景観配慮区域や歴史的・文化的な観点を重視した景観配慮区域など、それぞれが持つ景観構成要素等によって特徴づけられた区域設定が考えられる。

また、農業農村整備事業により、歴史的な石積み水路の改修を行う場合、水路の配置状況や歴史的な遺構の分布状況等の景観構成要素を組み合わせることにより、整備対象と景観構成要素の関連性を把握するとともに、住民の歴史的施設の保全に関する意向を踏まえ、歴史的景観保全のための区域として設定することなどが考えられる。

2. 景観配慮区域の設定の留意点

重視すべき景観構成要素の分布状況、集積度合等に応じて、景観配慮区域の広がりや種類、数を設定する必要がある。

3. 景観配慮区域における景観配慮の方向性の設定

地域景観特性や景観保全目標等を踏まえて区域の課題を抽出し、景観配慮の方向性を検討する。

また、複数の景観配慮区域において共通する課題や水路、道路など広域的な視点からの検討を必要とする事項については、施設別の広域的な方針として取りまとめることも検討する。

6.2.3 基本構想の取りまとめ

景観保全目標、景観配慮区域及び各景観配慮区域ごとの景観配慮の方向性を基本構想として取りまとめる。

【解説】

地域全体の景観保全目標、景観配慮区域及び景観配慮区域の景観配慮の方向性を検討し、それぞれの内容と関連性を精査した上で、地域住民の意見を踏まえ、最終的に基本構想として取りまとめる。

また、最終的に基本構想を取りまとめるまでの一連の検討プロセスについても記録し、景観設計や景観保全活動に活用する。

【基本構想の構成と主な内容の例】

構 成	主な内容
1. 地域景観の概況	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の概況・ 地域景観特性等調査の分析結果・ 取りまとめまでの経緯
2. 景観保全目標	<ul style="list-style-type: none">・ 地域景観の将来の姿及び景観保全の基本的な考え方
3. 景観配慮区域図	<ul style="list-style-type: none">・ 調査において作成された地域景観特性図を踏まえた景観配慮区域の配置
4. 景観配慮区域における景観配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 景観配慮区域ごとの特性・ 景観配慮区域ごとの課題・ 景観配慮区域ごとの方向性

【参考資料】地域の景観保全構想の取りまとめの例

【まちづくり計画の目標】

勝沼固有の美しい景観のまち

- ・全町に広がる全国でも希なぶどう棚の景観が、勝沼の個性をつくりだしていることを再認識し、そのぶどう畑が、農地の中に点在する住居や街並みと美しく調和した状態を維持し、形成していくこと

優良なぶどうとワインづくりを育むすぐれた環境のまち

- ・勝沼の伝統ある主要産業としてのぶどう栽培とワイン醸造が、美しい固有の景観を生み出すぶどう畑の存続と密接に関係していること、そして、優良なぶどうもワインもともに、食の安全性に十分配慮された、すぐれた環境の中でつくり出されていること

【ゾーニング図(抜粋)】



【ゾーン別の土地利用方針・配慮事項】

凡 例	場所の例	特 徴	土地利用方針	配慮事項
生活の中心ゾーン		・勝沼の中心地で、公共施設が集まる	・買い物や各種施設等の利便施設を集める	・看板類の乱雑化防止 ・歩道の確保 など
田園住宅ゾーン		・住宅の間に農地が混在 ・住宅の増改築が頻繁に発生	・緑の多い住宅地の形成を図る	・電柱や建物等の色彩誘導及び建物周囲への植樹を推進 など
歴史文化ゾーン		・文化財があり観光活用可能な魅力を有する	・文化財を活かし歴史的氛围気をつくる	・固有の歴史的雰囲気形成と観光活用 など
自然環境ゾーン		・山地の自然植生や鎮守の森、河川の自然など	・多様な動植物の生育環境として保全する など	・緑のネットワーク化により生態回廊を形成 など
景観形成農地ゾーン		・勝沼らしさを生み出す農地が広がり、農地の中に住居が点在することもある	・農地を維持できるようにする ・点在する住宅等の存在感を抑える	・農地維持のための仕組みづくりの推進 ・電柱や建物等の色彩誘導及び建物周囲への植栽を推進
∴	∴	∴	∴	∴

山梨県甲州市勝沼町『勝沼町まちづくり計画(都市計画マスタープラン)報告書』より抜粋編集

6.3 景観配慮計画

6.3.1 計画範囲と視点場の設定

景観配慮計画の検討範囲は、基本的に整備対象の可視領域等であり、この範囲において、地域住民等のまなざし量を検討し、整備対象の景観配慮を検討する上で適切な視点場を設定し、計画を検討する。

【解説】

1. 景観配慮計画の検討範囲の設定

整備対象の可視領域等により決定された詳細調査の対象範囲について、詳細調査結果等を踏まえて精査し、景観配慮計画の検討範囲として設定する。

2. 視点場の設定

施設等の計画を検討するための視点場は、地域住民や来訪者が容易に立ち入れる場所であり、整備対象と周辺景観との関係性が把握できる場所を設定する。

例えば、視点場には、生活道路の辻、公民館、役場、病院など日常生活に密着した公共的な施設が集合している場所や、集落内部、整備対象を俯瞰できる丘陵地や峠などが考えられるが、地域住民や来訪者のまなざし量の多寡を目安に複数の視点場を設定し、計画を検討する。

3. 計画範囲と視点場の設定の留意点

(1) 空間スケール

景観配慮計画では、具体的な整備対象の景観配慮について、中景観～小景観レベルでの検討が多い。このため、検討に使用する地図の縮尺としては、1/25,000～1/500が適切である。

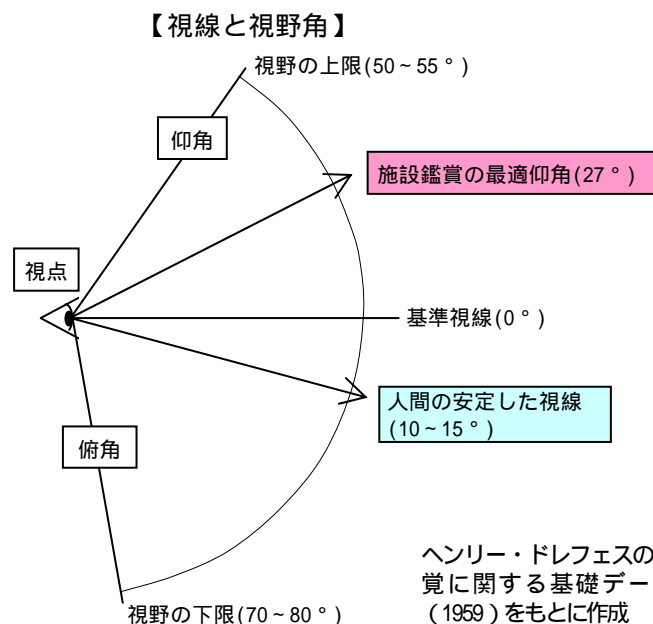
(2) 施設の見え方

整備対象の見え方は、視覚的に「見えの大きさ」として把握され、「整備対象の規模」と「視点から整備対象までの視距離」との関係によって決まる。

整備対象を見る視線

整備対象を見る場合、視線の角度について考慮することが重要である。視線の角度には、整備対象を見上げる仰角と、対象を見下ろす俯角がある。仰角は高さのある整備対象の周辺景観に及ぼす影響を把握する視線として、俯角は整備対象の周辺地形との関係を把握する視線として有効となる。

周辺景観を眺める場合、

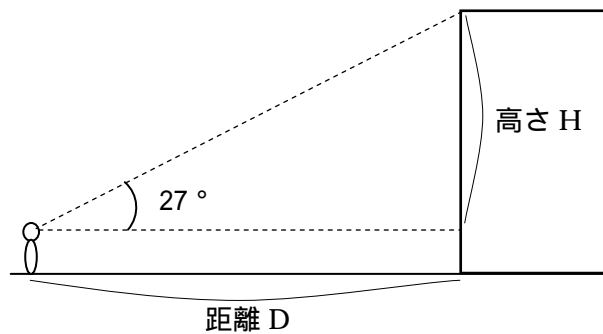


人間の安定した視線の方向は、俯角で、 10° から 15° までであり、整備対象を鑑賞する場合は、仰角で 27° が適した視角とされている。

距離圏の設定

施設鑑賞の最適視角である仰角 27° のときの、人間の視線から上の建物の高さ H を 1 とすると、建物から視点までの距離 D は 2 となる。すなわち、建物の高さの倍の距離が鑑賞適正位置ということになり、視点場の設定は整備対象の見え方を考慮した上で行うことが重要である。

【メルテンスの法則^{*1}による鑑賞適正位置】



* 1 P90【参考資料】を参照

6.3.2 景観への影響の検討

整備対象の規模、形等の特性が、周辺景観に与える影響について、景観シミュレーションによって検討する。

【解説】

1. 整備対象の特性と周辺景観への影響

整備対象の周辺景観に与える影響を規定する「見え方」は、整備対象の機能により決定される規模、形などによって大きく左右される。

このため、整備対象の規模、形等の特性が、周辺景観に与える影響について、景観シミュレーションによって検討する。

【整備対象の規模、形等が景観に与える影響】



面的整備対象の景観への影響

ほ場整備により開放感がある反面、立脚点が不明となり、不安感を与える例。



線的整備対象の景観への影響

修景整備された農業用水路が都市内の生活空間に潤いを与えている例。



点的整備対象の景観への影響

カントリーエレベータが景観の主役となっている山並みのスカイラインを侵している例。

2. 景観シミュレーション

周辺景観への影響の内容を具体的に予測するためには、影響を受ける景観の写真を撮影し、その写真に整備対象の予想図をはり付けて、影響の内容をイメージするなど、「景観シミュレーション」を導入するのが有効である。

なお、近年ではシミュレーション用のソフトウェアの開発も進んでいることから、効率的、効果的にシミュレーションを行うよう留意する。

【参考資料】景観シミュレーションの例

現況写真	予測画像	設定された視点場から、整備対象を撮影し、予想図や他地区の整備事例写真などをはり付けて、影響の内容を予測する。
		
撮影場所（視点場）：集落と山並みが一望でき、彼岸花やホタル鑑賞ができる場所		
撮影対象（視対象）：近景の土羽護岸、遠景の集落と山並み、広がり感のある眺望		
シミュレーション内容：土羽の水路護岸を石積みにする		

6.3.3 景観配慮方針の検討

景観配慮の基本原則を用いて整備対象の景観配慮に係る基本的な方向性を明らかにし、景観上の役割、調和の方向及び景観設計要素について検討を行い、景観配慮方針を取りまとめる。

【解説】

1. 景観配慮方針の検討の進め方

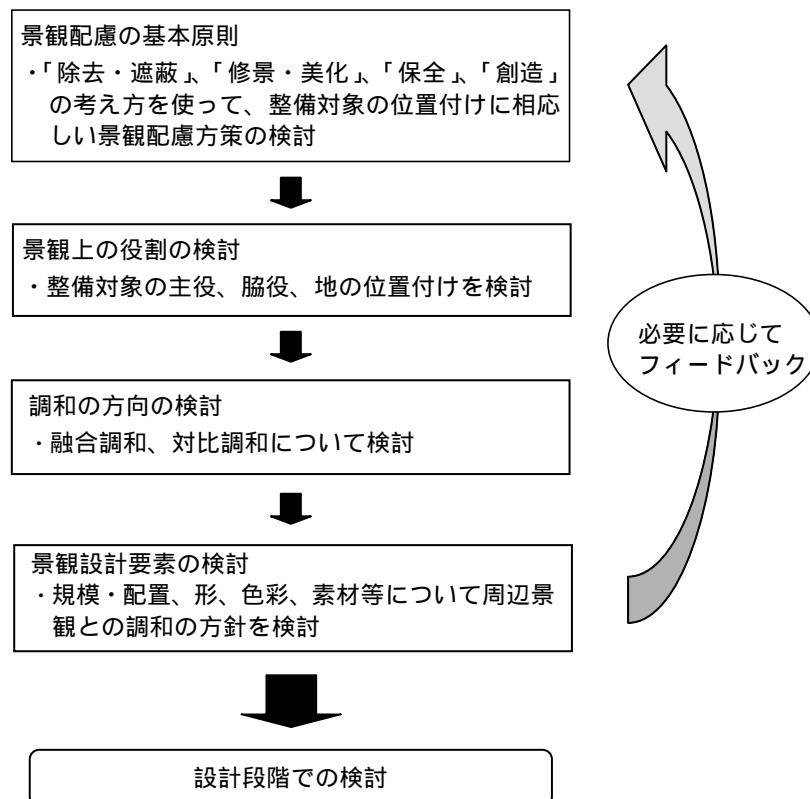
景観配慮の基本原則を用いて整備対象の景観配慮に係る基本的な方向性を明らかにする。

次に、整備対象について景観の中での図（主役、脇役）と地の位置付けを行い、融合あるいは対比調和の考え方を検討する。

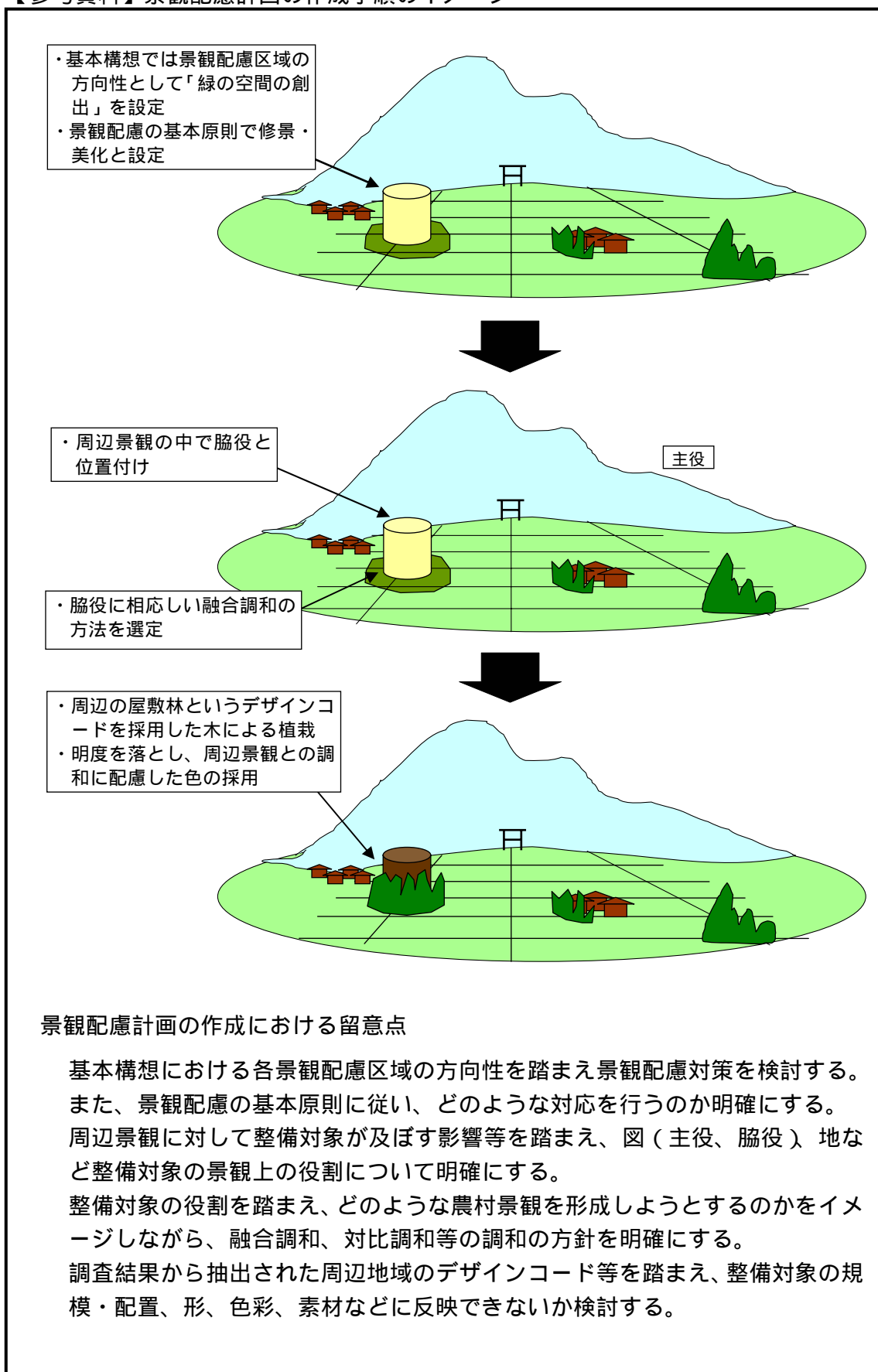
これらの検討を踏まえ、景観設計要素等について総合的に検討を行い、景観配慮方針として取りまとめる。

なお、地域住民参加による継続的な景観配慮に関する検討を進める中で、必要に応じて、既に検討を行った項目についても立ち返り、フィードバックを繰り返しながら検討を行い、景観配慮方針として取りまとめ、設計段階に引き継ぐことが重要である。

【 景観配慮方針の検討の進め方 】

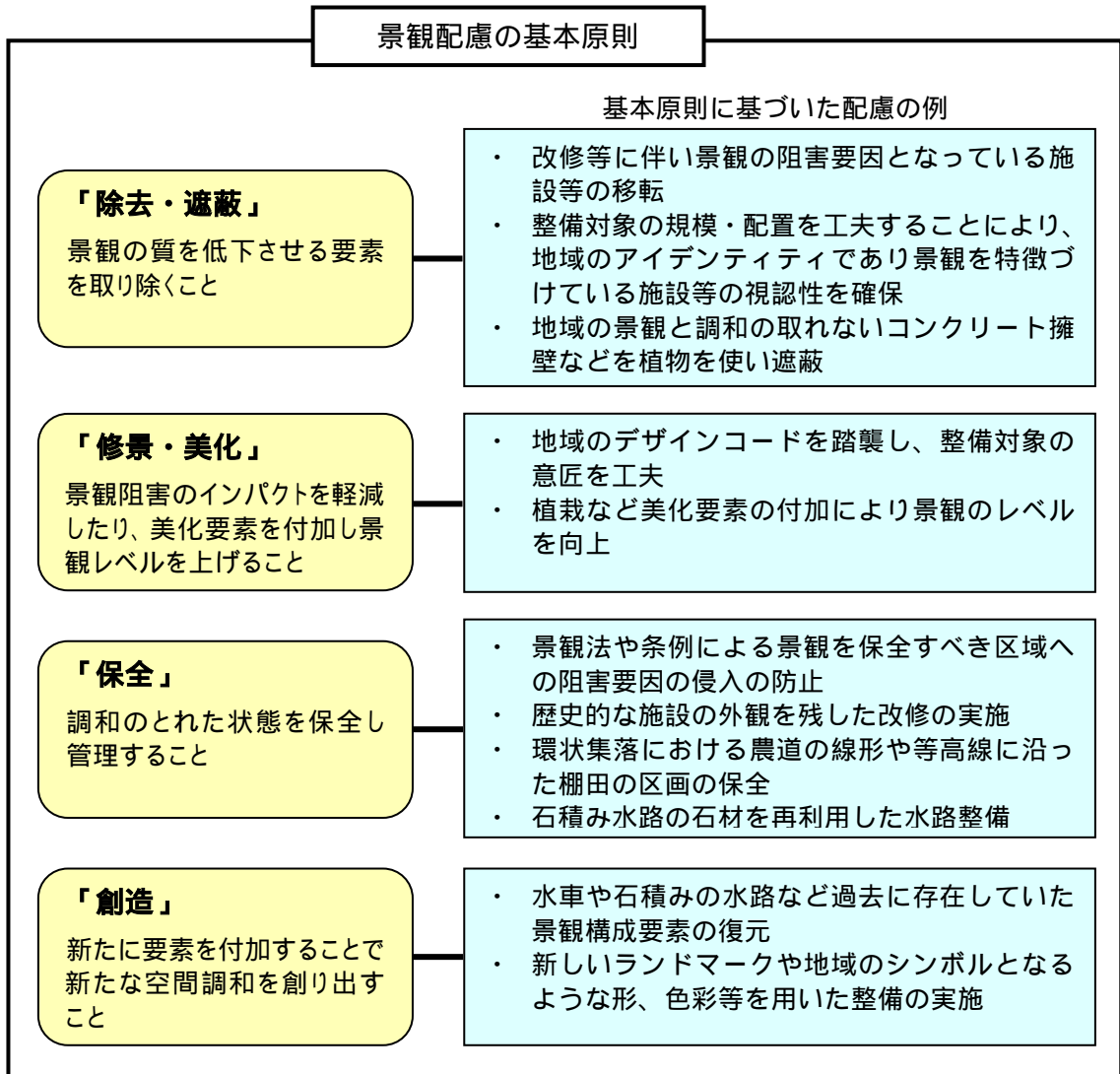


【参考資料】景観配慮計画の作成手順のイメージ



2. 景観配慮の基本原則

周辺景観と整備対象との景観的な調和を図るため、景観配慮区域の方向性を踏まえて検討し、景観配慮の基本原則である「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の四つの考え方に基づいて基本的な方向を明らかにする。



3. 景観上の役割の検討

景観は、「地」の中に「図」が浮き上がって見える、という構造をもっている。図の中には、主役、脇役があり、景観の中で特に目をひく景観構成要素が「主役」、主役を目立たせる要素が「脇役」、景観の中で大部分を占めている要素や背景となっている要素が「地」という役割となる。

整備対象の景観上の役割の検討に当たっては、周辺景観の中での整備対象の見え方を踏まえて、周辺景観との調和を図るため、整備対象が「主役となる」のか、「脇役となる」のか、あるいは「地となる」のかについて検討を行った上で、それぞれの役割に応じた配慮方針を検討する。

例えば、ダム、頭首工、カントリーエレベータなどヒューマンスケールを超える大規模な構造物については、景観上の役割として主役となる場合が多い。しかし、その背景に地域のシンボルとなっている山や河川などがある場合には、これらの景観構成要素との関連性について検討し、脇役としての役割を与えるべきであることもある。

【 景観における主役、脇役、地 】



コラム：農村景観における図（主役、脇役）と地

図における主役、脇役の意味

主役...景観構成要素の中で最も目立つ存在。形の良い山や特徴のある山、岩、ランドマークとなる巨樹、鎮守の森、建造物などが景観の主役となりやすい。なお、広大な農地の広がりや起伏のある大地及びその表面の作物の並びなどが景観の主役を演じる場合もある。

なお、本来、景観の主役は、その景観の魅力を高める要素として存在すべきものであるが、図として目立ち、景観を損なう要素である場合は、配置・規模、形、色彩、素材等の景観設計要素の工夫により、景観への影響を軽減する必要がある。

脇役...景観の主役を目立たせる存在。脇役は、景観の中で魅力ある主役が存在している場合の役割である。例えば、景観の主役が、遠くの山である場合、その前景の樹木、民家、池、草花などが脇役となり、主役である山の眺めを目立たせたり、強調している場合などがこれに該当する。

地の意味

地 ...景観の基調を形成する存在。広がりのある農地や空、背景をなす樹林や山腹斜面などの比較的均質な景観構成要素であり、視覚的に大面積を占めていることから、景観の基調を創り出す役割を持つ。

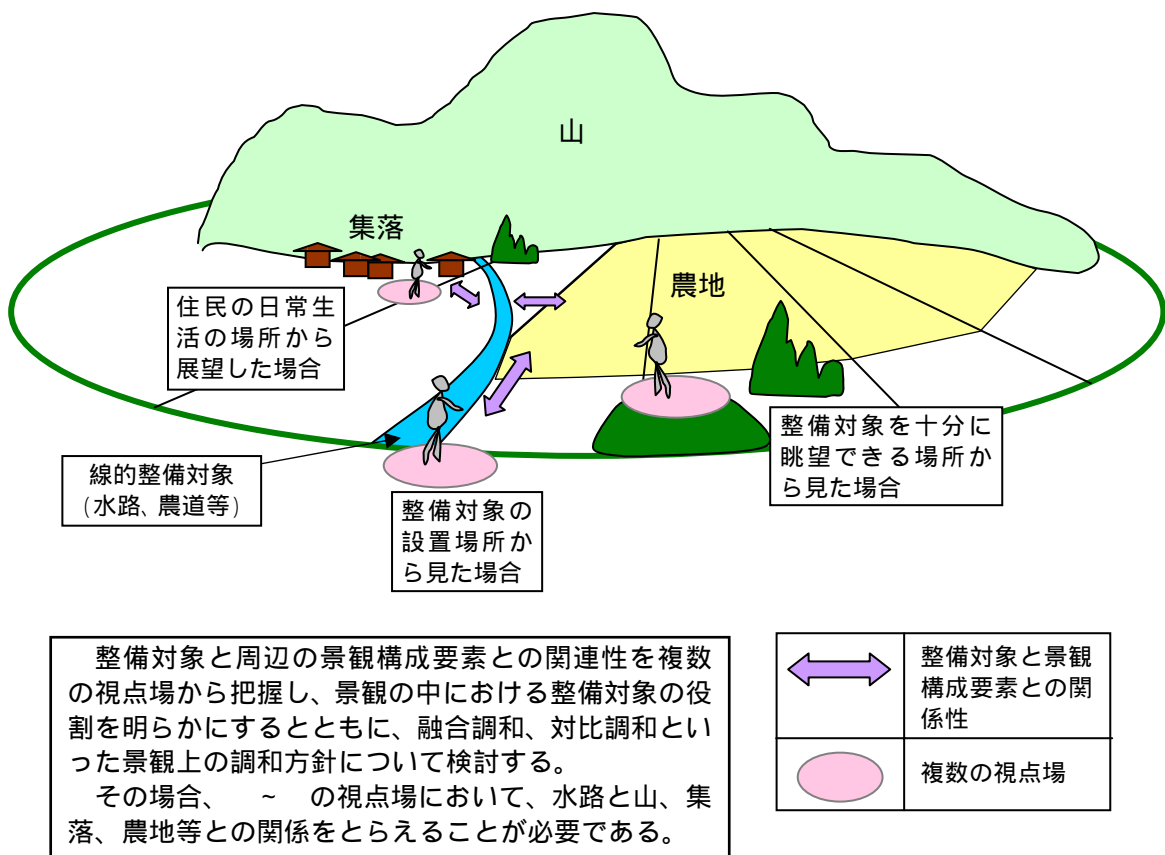
地は、本来、目立たないものであるが、それらの起伏やテクスチュアの変化、あるいは部分的に傷ついたり損なわれたりすると景観全体に影響を及ぼすことがある。

4. 調和の方向の検討

主役と脇役の役割付けを踏まえて、主要な複数の視点場からの見え方を考慮し、地域住民の意向も取り入れながら、景観構成要素の一つとして融合調和、対比調和の方向性について検討する。

主役、脇役と融合調和、対比調和の相互の関係については、組合せにより主役 - 融合、主役 - 対比、脇役 - 融合、脇役 - 対比の四つを基本としながら、景観配慮方針の検討を進める。なお、地については融合調和を目指した検討を行う。

【 視点場から見た景観構成要素と整備対象の関係 】



【参考資料】検討結果の整理の例

整備対象の景観的役割である「主役、脇役、地」についての検討と、この役割付けを踏まえ、選択される融合調和、対比調和の考え方について、「景観的役割に関する方針」と「景観調和方針」とに分けて整理し、その関係性について取りまとめる。

整備対象の景観上の役割付けと対比調和・融合調和の分類の例

整備対象の設定	ほ場整備	水路	ファームボンド
主役 (景観の中で最も引き立たせる)	ほ場の造形を興味対象として魅力的に見せる 棚田を形成する石垣などを従来通り復活し造形美をみせる	水路の線形を工夫して景観の興味対象とする	整備対象を魅力あるランドマークとしてデザインする 整備対象の周囲を花木で修景し集落の憩いの空間とする
脇役 (主役が引き立つようにする)	主役を引き立てる脇役として相応しい素材を用いる	主役と視点場とを景観的につなぐ役割を担わせる 前景をなす水面として活かす	主役を引き立てる脇役として形、色彩、素材を採用する 整備対象の周囲を高木で修景し屋敷林のように見せ、脇役とする
地 (存在感を抑える)	周辺の農地と一体化させた形状にして融和させる	地域の樹種で植栽することにより落ち着いた印象の施設とする コンクリートや柵の存在感を抑え目立たなくする	植栽で覆い隠し背後の樹林に融和させる

(: 融合調和 : 対比調和)

景観構成要素の景観的役割である主役、脇役、地は、周囲に見える景観構成要素との関係で決まってくるものであり、景観を眺める視点場ごとに決まる。

上表は特定の視点場からの眺めにおいて、整備対象を景観の中で、「主役」とすべきか、「脇役」とすべきか、「地」とすべきかを設定した上で、「融合調和()」か「対比調和()」のいずれかの景観調和方針を採用すべきかを選定した例である。

5. 景観設計要素の検討

整備対象の景観配慮の検討に当たっては、「規模・配置」、「形」、「色彩」、「素材」等について、整備対象の特徴、機能性、経済性、安全性等を踏まえて行う。

このとき、調査結果から導き出された周辺のデザインコードを踏まえ、整備対象の設計要素である「形」、「色彩」、「素材」について検討することも必要である。

「規模・配置」については、整備対象の機能を確保した上で景観配慮上の工夫を検討することが求められる場合が多い。また、「形」、「素材」についても必要な形状あるいは必要な強度などから「素材」が決まることも多いが、どの程度の形状変更とこれに伴う素材の変更が可能なのか把握し、景観配慮を検討する。

「色彩」は操作性が高い要素であり、周辺景観の四季の変化なども考慮した上で検討する必要がある。特に樹林地など明度の低い背景に明度の高い色による修景を施した場合、視覚的な不調和が顕著に起きる。周辺景観の基調となっている色調は何かという点について十分に留意しながら整備対象の色について検討する。

明度が高い調圧水槽の例

高い明度の外壁となっているため、明度の低い周辺の樹林から浮き立つように見える調圧水槽。

一般に農村地域に多く見られる樹林地は、明度が低い場合が多い。

整備対象をどのように位置付けるかによって、どのような色を採用すべきかを検討する。



6.3.4 景観配慮計画の取りまとめ

基本構想及び詳細調査等を踏まえ、整備対象の景観配慮方針などを景観配慮計画として取りまとめる。

【解説】

1. 景観配慮計画の内容

景観配慮の基本原則による方向性を踏まえ整備対象の景観上の役割、景観調和の方針、景観設計要素の考え方などの景観配慮方針を景観配慮計画として取りまとめる。

また、取りまとめに当たり、検討結果に基づく景観予測資料として、周辺景観を含めた整備対象の景観配慮イメージ図を作成すると景観配慮計画の内容が理解しやすくなる。

【景観配慮計画の構成と主な内容の例】

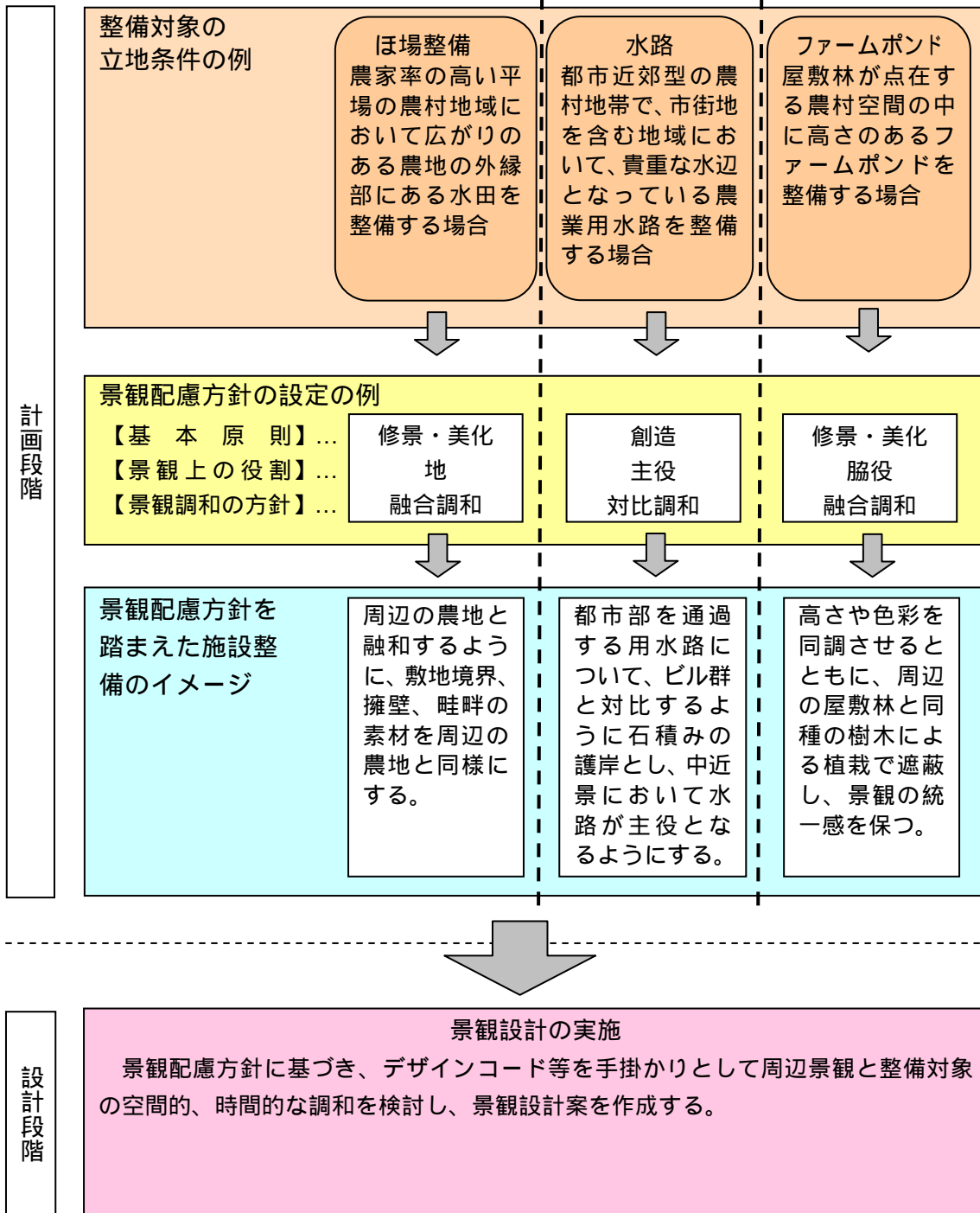
構 成	主な内容
1. 基本構想における位置付け	・基本構想における景観保全目標及び景観配慮区域の考え方の概要
2. 計画範囲と視点場	・景観配慮計画の対象範囲と視点場及びその設定の考え方
3. 景観への影響	・景観シミュレーション等の導入による、整備対象が現況景観に及ぼす影響についての検討結果
4. 景観配慮方針	・基本構想を踏まえた整備対象の景観配慮方針
5. 景観配慮イメージ図	・景観配慮方針を踏まえた整備対象の景観配慮イメージ図

2. 景観配慮計画の取りまとめの留意点

景観配慮計画は、最終的には設計においてその実現を図ることから、検討過程も含めて、理解しやすいように整理することが重要である。

なお、設計では景観配慮方針を踏まえた整備対象の景観設計要素を検討することになるので、設計担当者への引継ぎは計画における重要な作業となる。

【 計画段階から設計段階への展開の例 】



【引用文献】

Henry dreyfuss , 『The Measure of Men』, Human Factors in Design , Whitney Publications , New York , 1959

新建築学大系編集委員会 , 『新建築学大系 13 建築規模論』, 彰国社 , 1988

山梨県勝沼町 , 『勝沼町まちづくり計画(都市計画マスタープラン)報告書』, 2004

【参考文献】

Martens.H , 『Der Optische-Masstab in den bildenden Kuensten (2nd Edition)』, Berlin Wasmuth , 1884

樋口忠彦 , 『景観の構造』, 技法堂 , 1975

佐藤誠監修 ,(財)日本交通公社編 , 『魅せる農村景観』, ぎょうせい , 2004

石井一郎・元田良孝 , 『景観工学』, 鹿島出版会 , 1990

富山県 , 『田園空間整備事業となみ野地区 田園空間整備実施計画書』, 2000

第7章 設計、施工及び維持管理

7.1 設計の進め方

景観配慮方針に基づき、デザインコード等を手掛かりとして整備対象の景観設計を進め、具体的な設計案を作成する。さらに、地域住民や専門家等とともに予測画像等を用いて周辺の景観構成要素との調和を検討し、維持管理方法等も含め総合検討を行った上で最終的な景観設計案を決定する。

【解説】

1. 設計の目的

設計では、整備対象の基本的な性能としての機能性（利便性や効率性など）経済性、安全性、維持管理の容易さ等とともに、周辺景観との調和への配慮を同時に検討する。

景観設計では、山並みや河川、集落といった周辺の景観構成要素と整備対象の調和を図るため、景観配慮方針に基づき、規模・配置などを空間的な関係や時間的な観点から検討した上で、整備対象自体の形、色彩、素材等の細部を検討し、より洗練されたデザインとすることを目的とする。

2. 設計の手順

(1) 景観設計

景観設計の検討

景観配慮方針に基づき、基礎調査で収集した地域の特徴的な景観要素やデザインコード、詳細調査で収集した整備対象周辺の景観構成要素やデザインコード等を手掛かりとして、空間的な関係及び時間的な経過の観点から設計を検討する。

また、景観配慮方針及び空間的、時間的な検討を踏まえて、デザインコントロールとして整備対象の規模・配置及び整備対象自体の形、色彩、素材など景観設計要素を検討する。

景観設計案の作成

地域住民、専門家等の意見を踏まえて、複数の視点場からの見え方を想定し、複数の景観設計案を作成する。また、必要に応じて景観予測資料を作成することを検討する。

(2) 景観設計案の決定

比較検討と絞り込み

地域住民や専門家等とともに景観設計案の予測画像等により、機能性、経済性、安全性、維持管理の容易さ、景観配慮の効果等を比較検討し、少数の有力案への絞り込みを行う。

最終案の決定と地域住民の合意形成

絞り込まれた有力案を基本に、景観に関する地域の協議会等を開催し、地域住民や専門家等の意見を取り入れながら、施工に向けた景観設計案を決定する。

また、地域住民に最終案が決定されるまでの経緯を説明し合意形成を醸成することも重要である。

3．設計の留意点

基本構想における景観保全目標や景観配慮区域の方向性を踏まえ、整備対象が地域住民にどのように見られるかということを常に念頭に置いて、設計を行うことが重要である。

また、設計上工夫することによって、整備対象に新たな意味付けを付加し、調和を図ることが可能な場合もあることについて留意する。

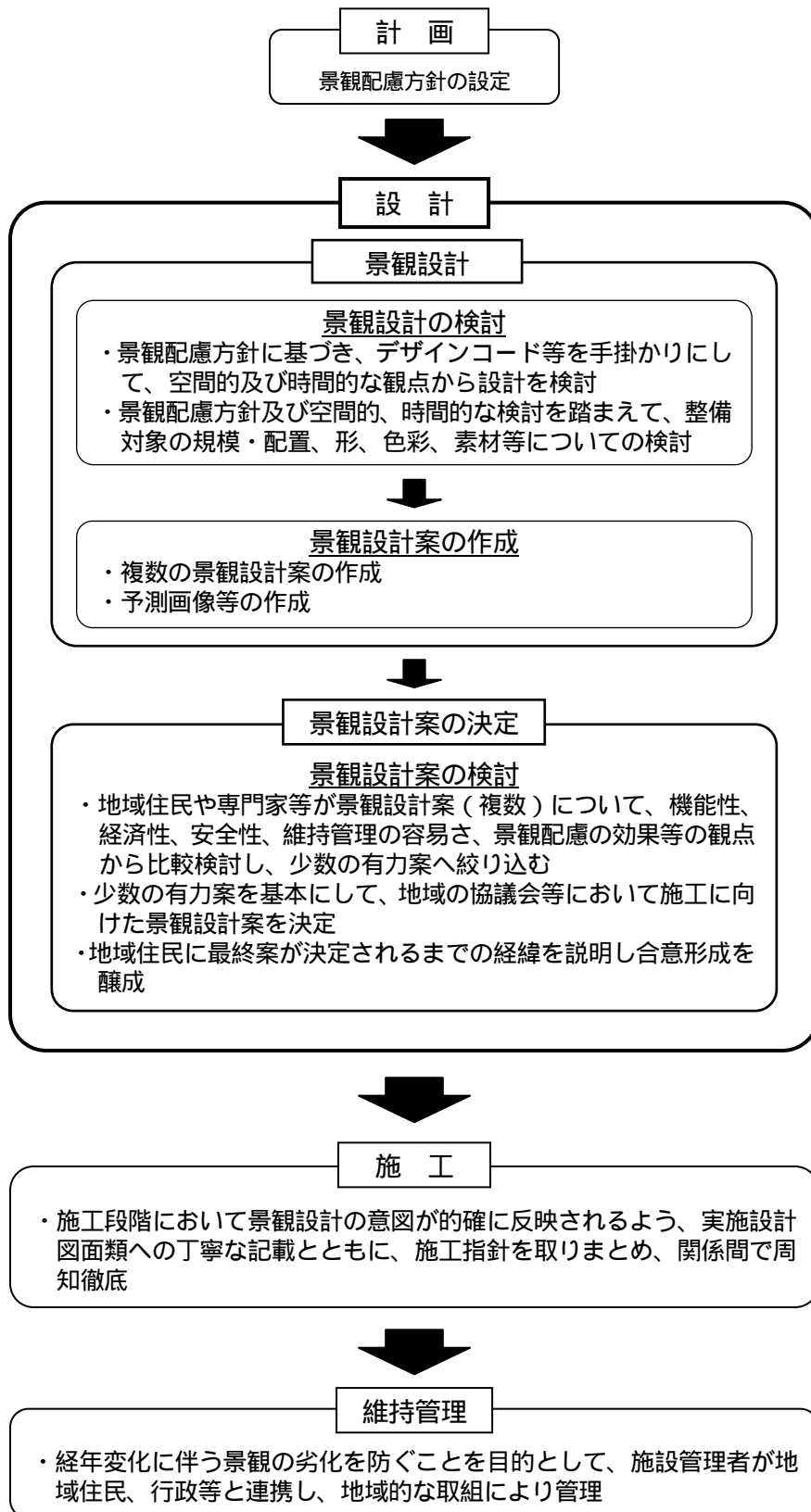
4．施工

施工段階において景観設計の意図が的確に反映されるよう、設計者は、実施設計図面等へ丁寧な記載を行うとともに、景観配慮のための施工指針を取りまとめ、関係者間で周知徹底を行う。

5．維持管理

整備後の維持管理では、経年変化に伴う景観の劣化を防ぐことを目的として、施設管理者が住民、行政等と連携し、地域的な取組により適切な維持管理を行う。

【 設計のフロー 】



7.2 景観設計

7.2.1 景観設計の検討

整備対象と周辺景観の造形的調和を図るため、景観配慮方針に基づき、デザインコード等を手掛かりとして、空間的な観点から景観設計を検討するとともに、時間的な観点からの検討も行う。

さらに、整備対象の規模・配置、形、色彩、素材等の景観設計要素について、デザインの自由度を明確にし検討を行う。

【解説】

1. 景観設計の検討

整備対象と周辺景観は、互いに独立して景観を形成するのではなく、整備対象が景観構成要素の一つとなって新たな景観が創出される。このため、周辺景観と整備対象の規模・配置などの空間的な調和については、調査段階で把握されたデザインコード等を手掛かりとして、両者を一体的にとらえて検討する必要がある。

また、空間的な関係とともに、季節や気象、歴史、文化など時間的な観点からも周辺景観との調和について検討する必要がある。

さらに、規模・配置、形、色彩、素材等の景観設計要素のうち、整備対象の種類によって、操作できる要素が異なるので、景観配慮方針に基づき、造形的調和が効果的に実施できるよう検討することが重要である。複数の景観設計要素を同時に操作することで、その効果を相乗的に高めることも可能となる。

なお、デザインコードは、自然条件や伝統文化など「農村に必要な機能」が反映された結果であることが多いことから、景観設計に際しては、そのデザインに関する根拠を明確にしておくことが必要である。

また、造形的な調和の検討と同時に、「農村に必要な機能」の視点から景観設計の意味を整理、確認することが重要である。

2. 景観設計における空間的、時間的な調和

(1) 空間的な観点からの景観設計

整備対象が景観に与える影響

用排水路や農道の線形は景観の奥行き感、遠近感に対して影響を及ぼし、ほ場整備などの面的整備は開放感や広がり感を与え、機場やファームポンドといった施設の整備はスケール感や他の景観構成要素の視認性に対して影響を及ぼすことになる。

特に、整備対象の規模・配置は、周辺景観の全体的な構造や秩序に大きな影響を及ぼすことから、景観設計において、整備対象の主役、脇役等の景観上の役割を踏まえて、地域の景観構成要素（山並み、集落等）との調和について、始めに検討を行う必要がある。

空間的な観点からの調和

デザインコード等を手掛かりとして、「統一感があること」、「周辺景観の構造に収まっていること（景観のコンポジションを乱さないこと）」、「奥行き感、遠近感があること」、「アクセントを有していること」、「生態系や歴史、文化など（農村に必要な機能）を示す景観の視認性が確保されていること」などの視点から、整備対象を

含む周辺景観が造形的に調和するよう検討する。

具体的には、整備対象の規模・配置、形、色彩、素材などの統一、整備対象を使った周辺景観のスケール感や奥行き感などの強調、整備対象を周辺空間におけるアクセントとして位置付ける配置など、空間における造形的な調和を検討する。

なお、規模・配置は、整備対象の本来の機能に深く関わる事項だけに計画段階でおおむね決定されていることが多いが、景観設計の検討に当たり、計画で決定された規模・配置により造形的な調和が困難な場合には、景観配慮計画に立ち戻って再検討を行うことや整備対象の形、色彩、素材等の操作により代償することなどを検討する必要がある。

(2) 時間的な観点からの景観設計

時間経過が景観に与える影響

時間経過の影響には、整備対象の耐用年数等と比較して、日変化や季節変化など、短い期間におけるものと経年変化のような長い期間にわたるものがある。

このため、景観設計に当たっては、時間変化の一断面を切り取った静止状態における検討だけでは、農村景観全体の質的な向上を図る上で不十分であることも考えられることから、「常に整備対象と周辺の景観要素は移り変わる」という視点を持ち、造形的調和の実現に向けて検討することが必要になる。

また、周辺景観において、直接確認できない地域の歴史、文化的要素や日変化、季節変化などの時間的な変化について、調査段階で明らかになっている知見を踏まえて検討を行う。

時間的な観点からの調和

時間的な観点からの調和は、1日の中での太陽光の変化や周辺景観の樹木等の季節的な変化、整備対象自体の経年的変化を想定した景観設計によって実現する。

ア．日変化、季節変化

日変化では、太陽光の量的変化への調和を基本として、例えば建造物の場合には、日射光の反射を抑制する色彩、素材等を採用するなど、周辺景観との統一感の創出を図ることに配慮する。

また、季節変化では、周辺植生の季節的な色調の変化に対して違和感のない色彩になっていることなど、農作物の季節的な変化や植物の成長に伴う周辺景観との調和を基本として、年間を通じたの景観的な調和を図ることに留意し設計を行う。

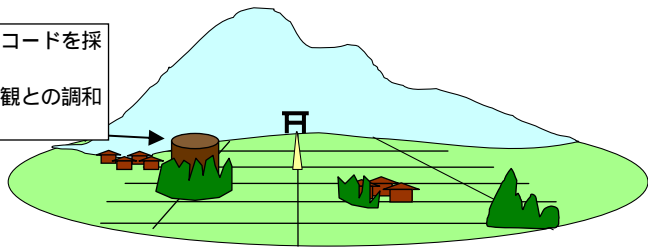
イ．経年変化

経年変化では、整備対象自体が年数を経ることによる変質、変容についての検討を行う。具体的には自然素材を用いることで時間的経過により風格が発現し、周辺景観との統一感が醸成されることや、植物の成長による周辺景観との調和などについて検討する。

【参考資料】ファームポンド整備における景観設計の検討のイメージ

景観配慮計画

- ・屋敷林というデザインコードを採用した周辺植栽
- ・明度を落とし、周辺景観との調和に配慮した色の採用



〔基本原則〕・・・修景・美化

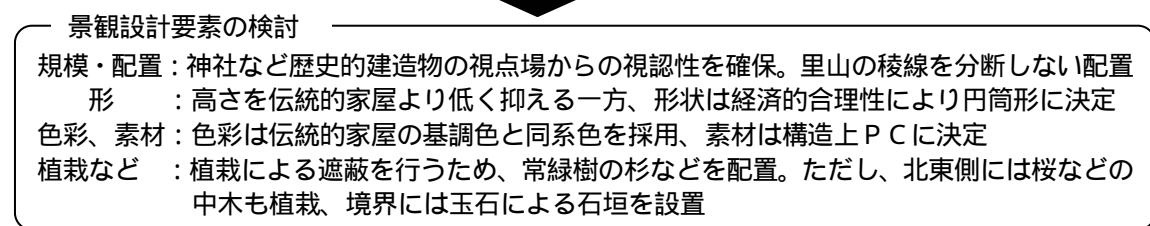
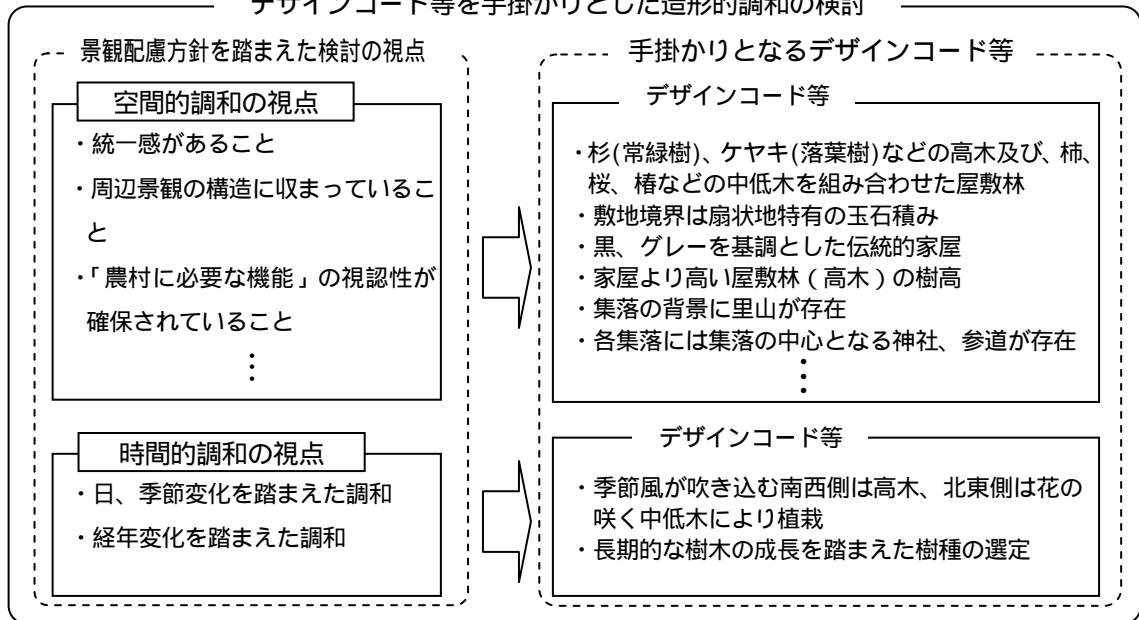
〔景観上の役割〕・・・脇役

〔調和の方針〕・・・融合調和

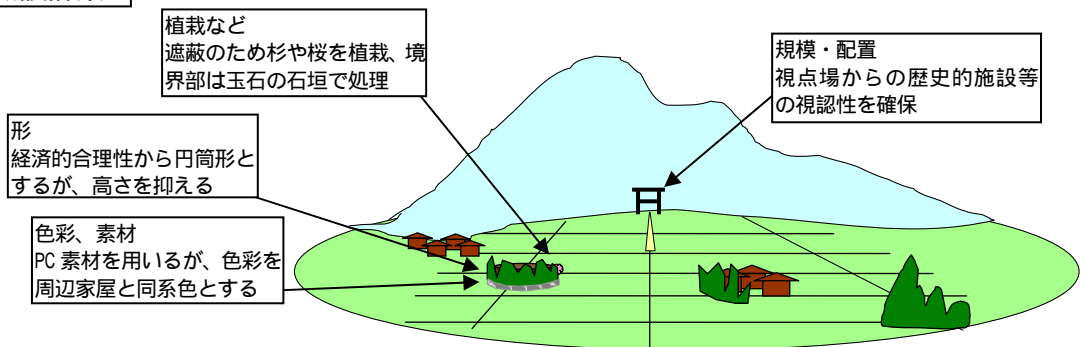
〔整備のイメージ〕・・・高さや色彩を同調させるとともに、周辺の屋敷林を持つ家屋と同様に植栽を行い景観の統一感を保つ

景観設計の検討

デザインコード等を手掛かりとした造形的調和の検討



景観設計案



【参考資料】空間と時間に関する造形的調和の例

分類	調和の方向	検討の考え方	
		検討の項目(例)	検討内容(例)
空間に関する造形的調和	統一感があること	<ul style="list-style-type: none"> 形、色彩、素材の統一などによる融合調和 デザインコードの活用 	 <p>形、色彩、素材の選択に当たって民家のデザインコードを踏襲し、周辺空間との一体感を醸成</p>
	アクセントを有していること	<ul style="list-style-type: none"> 形、色彩、素材などによる対比調和 整備対象や樹木の配置 ランドマークやアイストップなどの配置 	 <p>ほ場の中にある塚石や祠の存在を樹木の植栽により強調し、変化に富んだ景観を創出</p>
	周辺景観の構造に収まっていること(景観のコンポジションを乱さないこと)	<ul style="list-style-type: none"> 脇役としての規模、形の工夫 稜線や家並みの連続性の保全 	 <p>地域のアイデンティティとなっている山の稜線を分断することのないよう建造物の規模・配置、形を工夫</p>
	奥行き感、遠近感があること	<ul style="list-style-type: none"> 線的整備における曲線や屈折線の導入 植栽の配列や配置の工夫 	 <p>環状集落特有の「曲り」のデザインコードを採用した道路整備を行い、奥行き感を創出</p>
	生態系や歴史、文化など(農村に必要な機能)を示す景観の視認性が確保されていること	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的資源の視認性の確保 生物多様性が感じられる緑地、水辺の視認性の確保 	 <p>地域のアイデンティティである社の視認性を妨げる構造物を置かないことで、個性ある景観を保全</p>
時間に関する造形的調和	日変化、季節変化の考慮	<ul style="list-style-type: none"> 日射光の反射の抑制 季節変化に伴う色調変化への適応 	 <p>道路整備において日射光の反射を抑える暗色の色彩や素朴な素材を選択し、周辺景観の日、季節変化へ適応</p>
	経年変化の考慮	<ul style="list-style-type: none"> 時間的経過による重厚感の向上など風格の発現 植栽樹木の成長による風格の発現 	 <p>自然素材(石)を活用し、時間的経過により集落景観へ馴染</p>

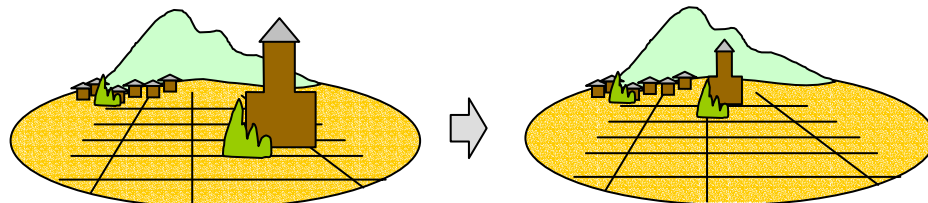
3. 景観設計要素の留意事項

(1) 規模・配置の検討

整備対象の規模と配置は計画段階でおおむね決定されるが、規模・配置を微修正することによって微地形の中に整備対象をうまく納めることができたり、植栽によって効果的に隠すことができる可能性もある。

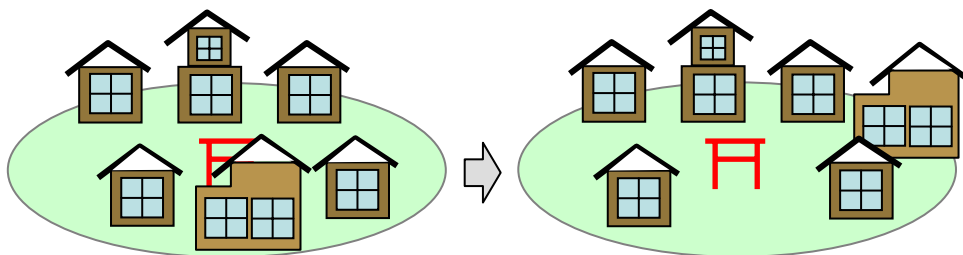
規模については、整備対象の機能により決まるため、操作性が低い場合が多いが、周辺施設との相互関係や背景である山並みとの関係、ヒューマンスケールへの配慮などについて検討することが重要である。

検討例：「周辺景観の構造に納める」



「山並み」や「大川」等の主要な景観要素は、周辺景観のスケール感や広がりなど、景観構造を規定していることが多い。設計に当たっては、整備対象が主要な景観要素と周辺景観を画する線を分断し、地域の景観構造を乱さないように配慮する。

検討例：「地域資源の視認性を確保する」

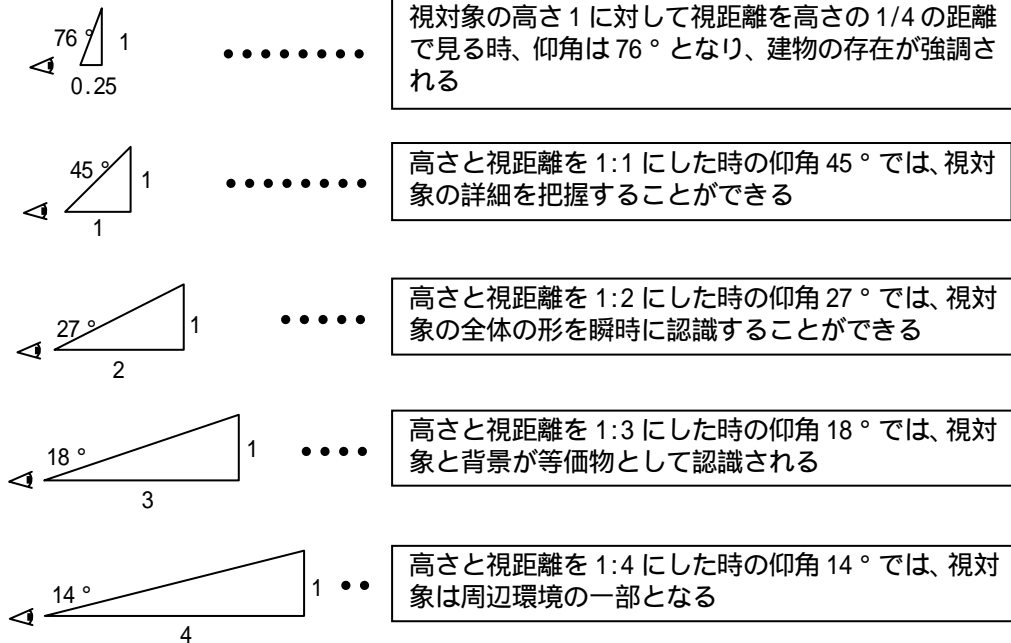


地域景観のアイデンティティを形成している自然資源（樹林地、河川、ため池等）や歴史的、文化的資源（寺社、遺跡、水利遺構等）等については、住民が日常的に視認できるような場所に立地している場合が多い。設計に当たっては、自然資源や歴史的、文化的資源の視認性を確保するように整備対象の規模・配置に配慮する。

【参考資料】高さ（幅）の関係

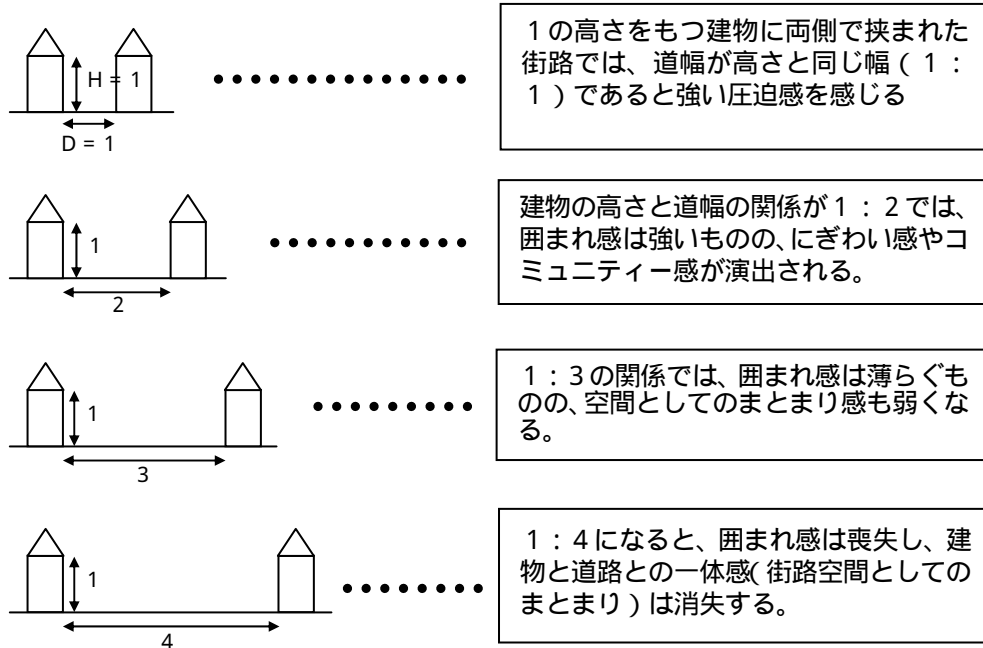
1. 「視角と視対象の見え方」の基本的考え方（メルテンス*1の理論）

景観配慮を検討する場合、施設の大きさについては、実寸とともに見え方（見え掛かり）の大きさに留意する必要がある。屋外においては、人間から施設までの距離と高さの対比関係によって、施設の見え方が変化する。



2. 施設の高さによる圧迫感（囲まれ感）

景観の中で高さを有する施設は見る人に圧迫感を感じさせ、そうした施設に囲まれると息苦しさや窮屈な景観として知覚される。このような圧迫感を軽減するためには、施設の高さと施設間の距離の関係を適度に保つように留意する必要がある。



『新建築学大系 13 建築規模論（視覚と建物の見え方）』をもとに作成

* 1 メルテンス ... 19世紀のドイツの建築家

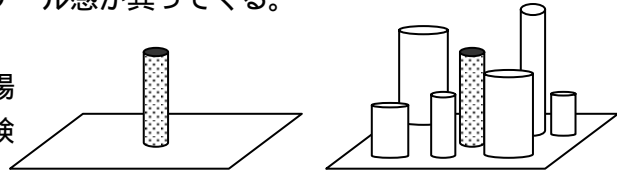
【参考資料】施設規模の考え方

景観配慮の検討において、施設規模は「スケール」の概念を用いて考えることが重要である。施設のスケール感は、施設が設置される場所の周囲に存在する物や周辺空間の大きさとの関係から導き出される。

1. 対象物の相互関係におけるスケール

下図のように、同じ高さの施設でも、設置される場所の周囲に何も存在しない場合と他の建造物が建ち並んだ場合とではスケール感が異ってくる。

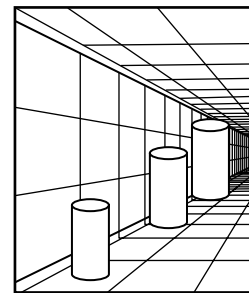
機場や頭首工等の一定の高さをもつ施設では、可能であれば、配置される場所の工夫やスケールに配慮した規模の検討を行う。



2. 背景によるスケールの相異

右図の円柱は3本とも同じ大きさであるが、背景として視線に平行する面が存在することにより、等しい大きさの円柱に見えなくなっている。

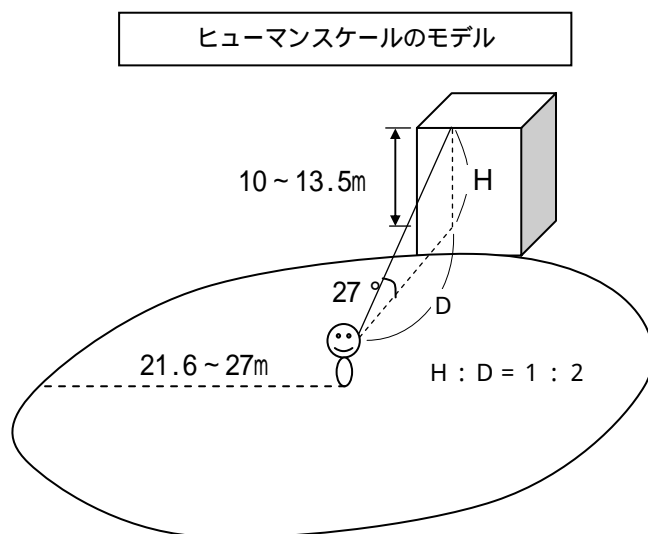
大規模施設の規模による圧迫感を低減する手法として、スケールを小さく見せるような背景をもつ場所に配置するなどの工夫が考えられる。



『The Ecological Approach to Visual Perception』をもとに作成

3. ヒューマンスケールの導入

ヒューマンスケールとは、施設や空間の大きさを人間のサイズと比較して違和感のないスケールのことをいう。このため人体、人間の感覚、行動に合った空間の大きさが基準となる。ワン・テンス・セオリー^{*1}によれば、日本人の感覚として、広がりでは1辺が21.6~27m、建築物の人間の視線から上の高さとしては10~13.5mが親密な外部空間を形成するスケールとされている。



*1 ワン・テンス・セオリー
(one-tenth theory)

外部空間の設計経験から得られた理論で、芦原義信が提唱。「外部空間においては、内部空間の8~10倍のスケールを用いることができる」とし、このことから日本の伝統的な内部空間として和室4.5畳(約2.7m×2.7m)を想定して、その8~10倍つまり21.6~27mが外部における親密な空間単位に相当する、とされている。

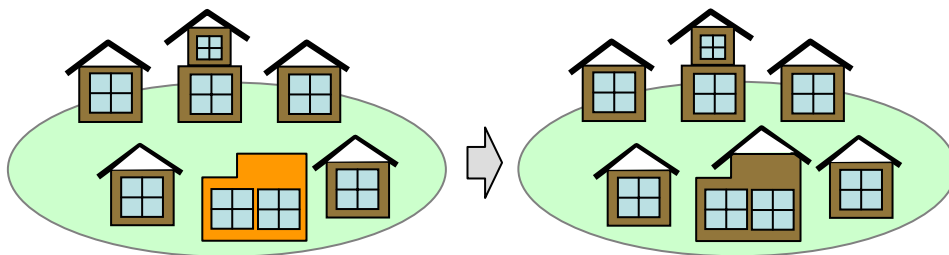
(2) 形の検討

整備対象の種類によって、形の現れ方やその操作性は大きく異なる。ほ場整備では畦畔の線形や法面形状、農道や管理用道路では道路線形、水路では線形と護岸形状、機場やカントリーエレベータでは建築物の形、ファームポンドではその表面形状、橋梁ではその構造形式、トンネルではその坑口の形状など、それぞれ多様な形状が考えられる。

こうした整備対象の形状が、地域の景観の中で調和するように工夫するための手掛かりとしては、地域で収集されたデザインコードを用いることが有効な場合がある。同時に、規模・配置や色彩、素材などの面からも検討し、デザインコードを用いることが相応しいのか否かについて、吟味することが重要である。

なお、特定の用途の木造建築に適したデザインコードを、鉄筋コンクリートの建築に適用した場合や異なるスケール又は用途の違う建造物に適用した場合、周辺景観に調和しないデザインを生み出してしまうこともあるので注意が必要である。

検討例：「景観の統一性を図る」



景観における図の現れ方では、形や色彩が類似したものはまとめて認識されやすい(「類同の法則」)。このため建造物等の整備においては、周辺の民家や建物と類似した形、色彩、素材等を活用して、周辺景観との一体感や連続感を醸成するように工夫を行う。

(3) 色彩の検討

擁壁や水路護岸などのコンクリート構造物の壁面、機場やカントリーエレベータの壁面や屋根、ファームポンドのタンクの表面、橋梁、防護柵などは、色彩の選択や描画の自由度が高い。その一方、色彩の選択や描画内容を誤ると、周辺景観に調和しないものとなってしまい整備対象によっては景観が大きく損なわれることも少なくない。周辺景観の基調色調（全体を構成している基本的な色調）を踏まえて、適切な色彩や描画内容を選択することにより、景観との調和を図ることが可能となる。



ほ場内の外灯における色彩的な調和の例

ほ場の中に設置された外灯は、平坦な景観の中で目立つ存在になる。落ち着いたほ場景観を損なわないように、色彩をほ場の土の色や農作物の緑色と調和する暗褐色系の配色とすることにより、融合調和が期待できる。



大規模構造物における色彩的な調和の例

機場や頭首工等の大きな構造物は、存在するだけで周辺景観に圧迫感を与える。外壁や屋根の配色において川面や河畔木の基調色調に違和感の無いように、グレーや白、黒などの中立的な色相を選択することや明度、彩度を抑えることなどの配慮を行うことにより、周辺景観を落ち着かせる効果が期待できる。

コラム：農村の色彩

農村景観の基調をなす景観構成要素は、農作物の生育する農地や周辺の樹林などの「みどり」である。しかしながら「みどり」という言葉から単純な「緑色」が基調だと考えるのは早計である。農作物や樹林の色彩は、植物の枝や葉の集合体であるため、そこには無数の枝葉の間に無数の暗い陰影が含まれている。このため葉1枚を取り出してきた時の色彩よりも景観としては暗い色（明度の低い色）となっている。樹林などでは、そのマンセル表色系^{*1}の明度は2程度のかかり暗い、黒に近い色彩となることも多い。

こうした低明度の樹林等を背景に高明度のいわゆる白っぽい色彩の整備対象が配置されると、背景と整備対象との明度の対比（コントラスト）が強く現れ、整備対象が目立つこととなる。このような状態では、整備対象が背景とは異質の物であることが容易に認識され、調和のない景観を発生させることとなる。

また、柵などは人の自由な行動を制限する働きをもつため、目立たない方が景観的に好ましい場合が多い。空を背景としている場合を除き、目立つ必要のないものの色彩には低明度（黒、チャコールグレイ＝濃灰色、濃褐色などの黒っぽい色）の色彩を用いるのが有効である。

* 1 マンセル表色系

物体色のための色を表す記号で、日本工業規格(JIS)。色相、明度、彩度の三種の色の性質（色の三属性）を、記号と数値の組合せによって表示する形をとる。表記方法は、HV/C（色相 明度 / 彩度）の順に書き表し、例えば5R 8/2などと表記する。

【参考資料】色彩の検討の例

富山県では、富山県景観条例のもとに公共事業による先導的、総合的な景観づくりを進めるために「富山県公共事業の景観づくり指針」を取りまとめている。指針では、公共事業におけるデザインコントロールについて詳細に解説されており、特に色彩については色彩ガイドラインとしての10のポイントを下表のように整理している。

配慮事項	考え方
景観色彩の秩序	秩序ある景観をつくるために、景観の中で公共性の高い交通標識や季節感のある花などを目立たせ、建築物や土木工作物など、永い時間同じ場所にあるようなものの色彩は控えめにする。
地域性、地区性	立地する場所の特性を考慮し、商業地では、賑わいを持たせ、住宅地や田園、山間などでは落ち着きが得られるようにするなど、それぞれの雰囲気になじむような色彩の使い方を考える。
町並みの連続性	計画対象の周囲にある現況の色彩を把握し、それらと連続性や共通性を持たせ、町並みとして共通の雰囲気が醸成されるように工夫する。
建築物等の慣例色と騒色	建築物等によく用いられる暖色系の中、低彩度色を尊重し、周囲の人が不快に感じるような奇異な色彩や配色を避けるようにする。
建築物等の色彩調和	周囲の建築物等と色相やトーンをそろえ、調和感のある町並みをつくる。 また、建築物の各部位の色彩を同色相でそろえるなど、バランスのとれた外観となるよう工夫する。
建築物等の規模や形態との調和	色彩の面積効果を理解し、大面積で用いられる建築物等の色彩は慎重に検討する。色の塗り分けは建築物等の形態を考慮し、凹凸等形態の特徴をいかすように行う。
景観と色彩の心理的効果	明暗、寒暖など色彩の心理的効果を理解し、建築物等のイメージづくりに生かす。一方、色彩の心理的効果を偏重し、自然景観の中の派手な緑など、安易に派手な色彩を用いないように注意する。
色彩の経年変化とメンテナンス	色彩の経年変化を考慮し、大きな面積には褐色や汚れに強い低彩度色を用いる。また、美観を保つために定期的なメンテナンスを心がける。
安全性とバリアフリー	景観の中で重要な情報を担っている交通標識や公共サインなどの色彩を妨げないようにして、多くの人が安全に過ごせる景観を整える。
屋外広告物と景観の調和	屋外広告物も色彩景観の一端を担っていることを理解し、単に目立つだけの広告物から、周囲の町並みと調和し、建築物等のイメージをより良くするような広告物へと発展させる。

『水と緑といのちが輝く景観づくりをめざして - 富山県公共事業づくり指針解説書』より抜粋編集

(4) 素材の検討

素材は、整備対象の質感を決定する重要なデザイン要素であり、素材の材質と素材が創り出すテクスチャ（肌理）を知ることがデザインのイメージを膨らませることになる。形や色彩を十分に検討しても、採用される素材が景観配慮方針にそぐわないものであれば、造形的調和は著しく阻害されてしまう。

また、素材の選択に当たっては、経年変化がもたらす風格の発現（エージング）からの調和についても検討することが必要である。

素材の選択

整備対象によっては、その機能や耐久性を満たすために素材の選択の自由度が限られていることもある。農村景観を対象としたデザインの場合、一般的に素材の選択に当たっては、石、木・竹、土・砂といった自然素材や自然素材のリサイクル材を活用することを検討する。特に、地元産の自然素材を利用することにより、統一感の高い景観を醸成することができるだけでなく、地域産業の活性化や石積み技術などの伝統的技術の保全につながることから、これらの状況も考慮に入れ、素材の選択を行う必要がある。

テクスチャ

自然素材が作り出すテクスチャは飽きのこない味わいを持ったものが多いことから、造形的調和の観点からは、自然素材の活用を積極的に検討する。コンクリート等の人工素材を採用する場合は、無機質な質感を緩和するために、表面に型枠などで凹凸の模様を施したり、緑化ブロック等を活用するなど、自然的な要素を加えることを検討する。

なお、凹凸の変化によって生み出されたテクスチャの場合、日の当たり方によって陰影の方向が変化し、見る方向によってもテクスチャの現れ方が変化することにも留意する。



自然素材（間伐材）を活用した例

伝統的木造家屋が建ち並ぶ集落の周辺に農業集落排水処理場等を設置する場合は、木造家屋のデザインコードを踏襲することで景観的調和が図られる。地場の間伐材を細木の簀の子状に加工して施設外壁を取り囲むことにより、新規施設としての違和感が薄れ、伝統的な集落景観の保全が可能となる。

【参考資料】自然素材、伝統素材、伝統的工法の事例

木材・・・外装材として使用される木材は、スギやヒノキ、マツなどの針葉樹、ナラやケヤキ等の広葉樹がある。通常の加工された木材による板壁の他、丸太材や間伐材等があり、使用方法を工夫することによって、自然の景観に馴染む景観を創ることができる。その他、屋根の伝統的工法として、板葺きや檜皮葺きがあり、自然景観、歴史的景観に馴染む素材となる。

石材・・・石材は、自然の形をそのまま利用した自然石、割石仕上げのものなどあり、自然景観に馴染む素材である。また、擁壁や護岸などの土木構造物には、玉石を使用した玉石積み、割石の形を生かした野面石積み、ある程度形を整えた石材を使用する亀甲積みや間知石積みなど、自然石を使用し、伝統的な工法によって築造されるものも多く見られる。これらは歴史的に重要な施設に使用されてきた経緯もあり、伝統的景観を形成する上で重要な要素となる。

陶器・・・窯業の盛んな地域では、壁面に陶片を埋め込んだり、瓦を積み上げて塀としているものも見受けられる。

煉瓦・・・明治以降の倉庫や工場などが多くあった地区では、煉瓦が使用された施設が多い。これらの地区では、煉瓦は歴史的景観を醸成する伝統素材となっている。煉瓦は、木造との調和関係が優れて高いので、木造民家などが建ち並ぶ集落内に施設を整備する場合、煉瓦を採用することは造形的調和に有効である。

瓦・・・瓦には地域独特の色合いや風合いを持つものがあり、町並みの個性の表現に強い影響を与えている。

鋳物・・・重量感や素材の暖かみがあり、伝統的なデザインから近代的なものまで造形が容易であることから、自然景観や歴史的景観をはじめ、幅広く利用されている。

その他・・・その他の伝統的素材としては、漆喰でつくられた土壁や、なまこ壁などがある。これらは、周囲の景観の歴史的景観に馴染む重要な素材といえる。また取り壊した木造家屋の部材の再利用など、その場所に応じて入手可能な素材も自然景観や歴史的景観に馴染む素材である。

『水と緑といのちが輝く景観づくりをめざして - 富山県公共事業づくり指針解説書』より抜粋編集

(5) 植栽、盛土の検討

整備対象の本体だけでなく、周辺の植栽や盛土など外構整備に工夫を凝らすことにより周辺景観との造形的調和を図ることを検討する。

植栽

整備対象の周辺に植栽を施すことで、施設を隠したり、目立たなくしたり、あるいは控えめに見せたりすることができる。また、鎮守の森や辻などの一本松や一本桜など巨樹を生育させることによって、地域のランドマークとしたり、地域の歴史を留める重要な役割を担わせることができる。

農村においては、主たる景観構成要素の一つとしての樹林や農地などの植物がある。植栽によるデザインを用いた調和の効果は大きいことから、樹種等の選定に当たっては周辺植生の季節変化に対して違和感のないようにして、年間を通じての造形的調和を図るよう留意する必要がある。さらに、植栽を工夫することにより、農村空間において「入り隅み」*1の空間を設けるなど「眺望隠れ場所理論」における快適な休息空間を生み出すことも可能である。



地域のランドマークとなっている鎮守の森の例

多くの農村で見ることのできる鎮守の森は、水田の中に位置している場合には、自分のいる場所や距離感覚の助けとなり、地域イメージを分かりやすくするランドマークとして機能する。圃場整備において、こうした鎮守の森はできるだけ保存し、ランドマークとなるような樹木を植栽するなどの工夫を行う。



眺望の効く隠れ場所を提供する一本桜の例

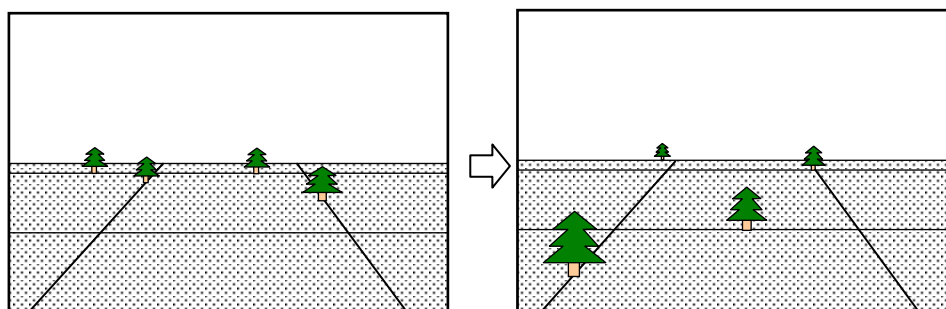
農地内を横切る農道からの眺望は、平坦で単調な景観の場合が多い。こうした景観の中では人は茫漠とした不安な気持ちになりやすい。沿道に緑が生い茂る高木や花を付ける樹木を植栽することで、農道利用者に安心感や落ち着いた気持ちを与える。平坦な空間の中で道路や水路などの線形の施設を整備する場合には、眺望の効く隠れ場所を提供する一本桜などの植栽を工夫する。

盛土

整備対象がオーバースケールになっている場合、周囲に盛土をすることにより、施設の見える部分を減らしたりあるいは隠したりすることが可能となり、圧迫感を軽減する効果が期待できる。さらに整備対象の周辺の盛土の上に高木の植栽を併用すれば、高い効果が期待できる。

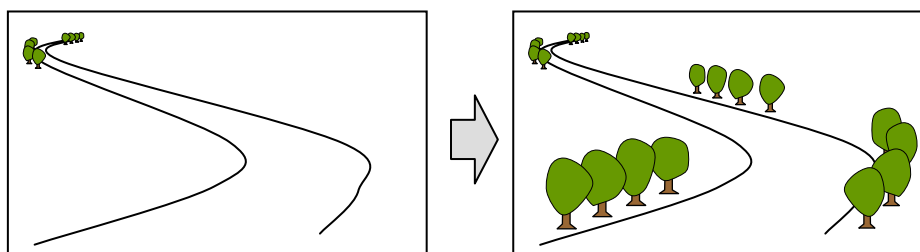
* 1 P99【参考資料】を参照

検討例：「遠近感、奥行き感を確保する」



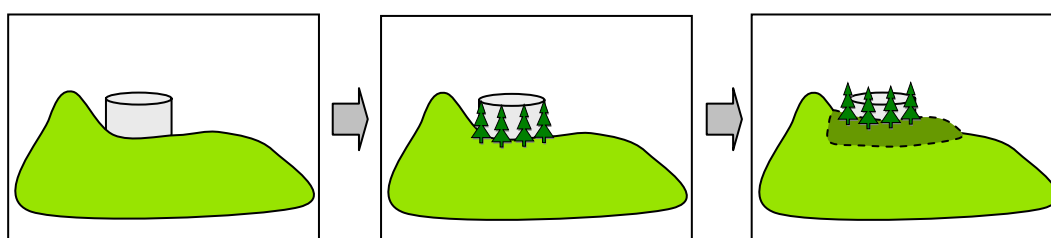
景観において奥行き感の有無は重要である。奥行き感のない景観は、印象の平板な貧弱なイメージとなりやすい。ほ場整備などの面的整備では、ほ場空間が単調で味気ない景観とならないように奥行き感を演出するように樹木を配置する等の工夫を行う。

検討例：「景観にアクセントを付ける」



平坦な空間の景観は単調で茫漠とした印象になる。こうした景観にアクセントとして垂直に立ち上がる高木の植栽を施すことにより、景観の引き締め効果や見る人の位置認識の手掛かり、道路の先行きの誘導効果を期待することができる。道路や水路等の線形の施設では、曲折箇所に植栽するなどしてアクセントを持たせる工夫を行う。

検討例：「圧迫感を軽減する」



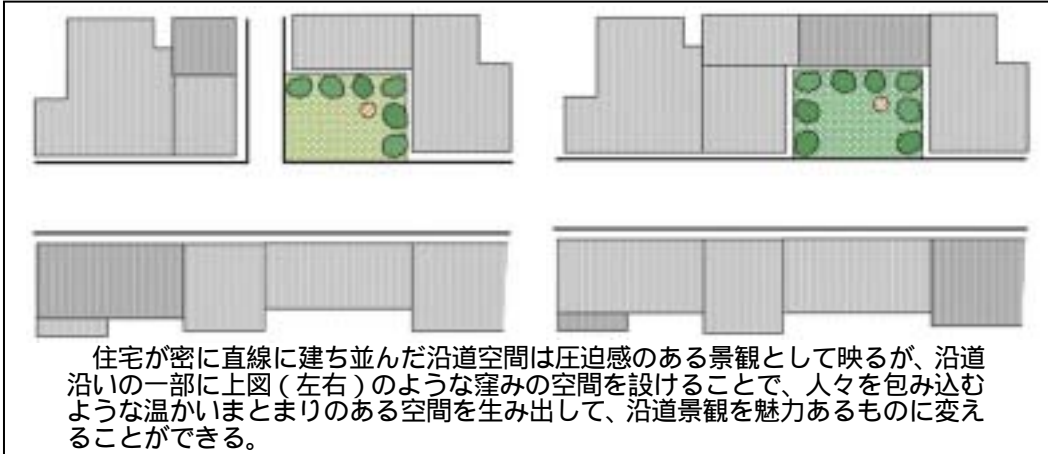
山の中腹に配置された大規模なファームポンドを平野部から仰観すると圧迫感を感じる景観となることが多い。ファームポンドの周囲に高木の植栽を施して施設の可視部分を少なくすると、周辺景観に対する圧迫感を緩和するのに有効である。さらに植栽基盤に盛土をすれば、さらに高い位置まで施設を隠すことが可能となり圧迫感の軽減効果が高まる。高さのある大規模施設の整備に当たっては、外構整備において植栽と盛土を組み合わせる等の工夫を行う。

【参考資料】植栽による空間デザイン手法 - 「入り隅み」のデザイン

1. 「入り隅み」の空間

「入り隅み」の空間は内側に入り窪んだ空間を指す。四方すべてが障壁で囲まれるのではなく、一方が開放されたポケットのような空間である。このような空間は、隅が固められていることで人間に安心感や包容感を与える。輪郭線によって取り囲まれていたり、内側に包み込むようになっていると、「図」としてより見やすく、好感の持てる景観となる。

農村では、農道沿いや往還道沿いに樹木に囲まれた小さな祠の空間が快適な休息場所となるなど、こうした「入り隅み」空間が点在していることがある。



芦原義信「入り隅みの図」(1990)をもとに作成

2. 施設整備における「入り隅み」のデザイン

景観設計要素の配置と植栽によって「入り隅み」の空間を創出して、快適で美しい景観とすることも景観配慮の工夫の一つである。



(6) 景観設計要素の操作自由度

景観設計では、景観配慮方針に基づき、整備対象に要求される機能を満たすことを前提条件とし、景観設計要素（規模・配置、形、色彩、素材等）に関する必要条件の確認を行い、それらのデザインの自由度を明らかにすることが重要である。これにより、実現不可能なデザインの検討を回避し、実現可能なデザインに向けた検討を効率的に行うことができる。

なお、造形的調和を強く規定する規模や配置のわずかな変更によって、格段に良い景観設計の可能性がある場合には、用地確保や必要規模の再検討などのより上位のプロセスにフィードバックさせて、制約を取り払っていく努力も必要である。

【 デザインの自由度や制約条件等を把握する視点の例 】

景観設計の検討事項	視 点
規模・配置	配置はどこまで確定していて、何m程度までならば移動可能か。 地形の凸部の背後に配置することが可能か。 樹木の背後に配置することが可能か。 施設等の構成要素の位置をどの程度まで変更することが可能か。
形	線形、区画形状等の操作の自由度はあるか。 容積を満たしていれば、分割することが可能か。
色彩	色彩に関する誘目機能や注意喚起などの必要条件はあるか。 マンセル表色系における色彩選定の基準値、色彩範囲はあるか。
素材	機能を担保していれば素材の自由な選択は可能か。 表面の凹凸によってテクスチャを付けることが可能か。 表面の塗装によってテクスチャを作り出すことが可能か。
植栽、盛土	施設等の表面に蔓性植物を這わせることが可能か。 施設等の周囲に植栽できる空間と植栽基盤を確保することは可能か。 施設等を植栽で隠しても構わないか。 施設等の維持管理上、植栽できない部分はあるか。 施設等の周囲に盛土をすることは可能か。 施設の上に植栽することは可能か。
デザインコード	景観設計要素の中のどの部分にデザインコードを適用するのが望ましいか、あるいは適用すべきではないか。
法的規制	景観法や建築基準法等の制度的な制約に適合しているか。

【参考資料】景観設計要素の操作の例

ほ場整備における景観設計例



コンクリート畦畔が白く目立ちやすいため、自然的な空間の中で固い印象をもたらしやすい。



コンクリート畦畔の明度を抑え、さらに随所に植樹することによって、仮想的な休息空間を作り出すことができ、樹木がアクセントとなった居心地の良さそうな農村景観を生み出すことができる。

用水路整備における景観設計例



水路の護岸及び農道がコンクリートの打放しの状態である。



水路の護岸や農道との境に石積みなどを用いることで、生態的にも景観的にも農村らしい景観設計が可能となる。

ファームポンドにおける景観設計例



タンク式のファームポンドの場合、円柱状のタンクが垂直に立ち上がるため、その外壁面が目立ちやすい。この表面に様々なペンキ絵や文字などを描くことも多いが、景観の中では煩雑さを強調しマイナスの影響が大きくなる。



タンク式のファームポンドが見える必要のあるものなのか否かを十分に検討し、景観的に見える必要のないものであれば、目立たない色彩にしたり周辺への植栽で隠したりすることが有効である。

【参考資料】設計上の工夫による景観上の「意味付け」の確認

景観設計に当たっては、周辺景観との規模・配置、形、色彩、素材などに着目した造形的調和の検討のほかに、整備対象の「農村に必要な機能」の視点から「意味付け」について整理、確認する必要がある。

ほ場整備における「意味付け」の例



(現況の整備構想)
営農効率を優先し、大型機械や輸送車の乗り入れが可能なように、区画や道路、用排水路を造成。
(方針)
景観配慮方針では「修景・美化」



(景観が持つ意味)
地形に沿った形状とし、ほ場内に樹木を配したことにより、「生」を育む安定感、休息感のある景観を形成。

用水路整備における「意味付け」の例



(現況の整備構想)
コンクリートにより効率的な営農のための水利用が優先された水路構造。
(方針)
景観配慮方針では「修景・美化」



(景観が持つ意味)
生態系へ配慮した形状とすることで、生物の多様性を感じさせる景観を形成。

農業集落排水処理施設整備における「意味付け」の例



(現況の整備構想)
周辺に屋敷林(えぐね)をもった散居集落が広がる景観のなかに、処理施設のような点的施設(赤丸内)を設置。
(方針)
景観配慮方針では「除去・遮蔽」
「修景・美化」



(設計上の工夫)
施設周辺に屋敷林と同じ樹種で植栽を行い、歴史性、地域性を保全した景観を創出。

7.2.2 景観設計案の作成

整備対象のデザインの予測を視覚的に表現しながら、観点を明確にし、景観設計案を作成する。

【解説】

1. 景観配慮方針に即した景観設計

整備対象が実際の周辺景観の中に導入されたときの景観を具体的に予測し、意味的及び造形的な観点から周辺の景観構成要素との調和を確認する必要がある。

このため、景観配慮方針を前提とし、景観設計の検討を踏まえ、観点を明確にし、複数の景観設計案を作成する。

2. 地域住民の意見を反映させるための景観設計案の作成

地域住民にとって、整備対象の図面や寸法あるいは言葉により表現された資料を手掛かりに、実際の景観を予測することは困難であることが多いことから、地域住民の意見を景観設計案に反映するには、景観設計案の作成段階で視覚的な方法を用いて検討することが必要となる。

このため、ワークショップ等において、模型、合成写真、パースなどの手法を用いて検討することについて考慮する。

3. 景観設計案の作成の留意点

(1) 景観予測資料の作成

景観設計案の比較検討に用いる景観予測資料は、機能性、経済性、安全性、維持管理の容易さ、景観配慮の効果などを踏まえて、地域住民の意向、専門家、有識者の助言、指導に基づいて作成する。

(2) 景観予測資料の限界

景観の空間的な奥行き感やスケール感、農村特有の音、風、香り、温度、湿度等の情報、歴史的、文化的背景に関する情報など画像や模型では把握することが困難な情報も、景観のとらえ方に影響する。

このため、景観予測手法に限界があることを踏まえ、安易に予測画像や模型に頼って、判断を急ぐことは避けなければならない。景観の評価において、意味的な評価、機能面からの評価、維持管理面からの評価など、視覚的に表現できない要素については、言葉による解説など視覚表現以外の方法を用いて補足する必要がある。

(3) 資料作成の時間とコスト

景観予測資料の作成は、方法によって制作時間やコストが大きく変わることから、検討内容及び検討の熟度に応じてこれらをうまく使い分けることが必要である。

7.3 景観設計案の比較検討と最終案への合意形成

景観設計案の比較検討に当たっては、複数の視点場から見た景観予測をもとに、地域住民や専門家等によって多面的な評価を行い有力案への絞り込みを行う。少数の有力案を基本にして、専門家等の意見を取り入れながら景観に関する地域の協議会等での検討を踏まえて施工に向けた最終案を決定する。

【解説】

1. 実現可能な景観設計案の有力案への絞り込み

ワークショップ等の住民参加活動を通じて地域住民、専門家等とともに景観設計案の予測資料を比較検討し、少数の有力案への絞り込みを行う。

なお、絞り込むに当たっては、判断根拠を明確にしておくことが重要である。

例えば、景観的に最も優れている案ばかりでなく、景観的には2番目の評価であっても経済性で優位な案や、さらに多面的な条件を考慮し総合的に優位な案など、景観設計案の性格を明らかにし、残すようにすることが望ましい。

2. 最終案の決定と地域住民の合意形成

絞り込まれた少数の有力案を基本に、景観に関する地域の協議会等を開催し、地域住民、専門家、有識者等の意見を取り入れながら、施工に向けた景観設計案を決定する。

このとき、多数決だけに依存せず、参加者相互で議論し、その優劣評価の考え方について意識統一を図り、合意形成を進めることが重要である。

なお、ワークショップ等において有力案を評価するために、定量的な評価の方法であるSD法^{*1}や評価結果に関する議論、意見交換の方法であるKJ法^{*2}などが用いられることもある。

また、広報や報告会等の手段を用いて、地域住民に対して、最終案が決定されるまでの経緯を説明するなど、地域における合意形成の醸成を図る。このとき整備後の維持管理面での作業量、管理費及び年間スケジュールについて、ある程度分かるようにしておくことが重要である。

【参考資料】複数の景観設計案の比較検討による最終案選定の考え方の例

検討の視点	検討の項目	(案1) 景観重視型	(案2) 経済性重視型	(案3) 総合バランス 型
各視点場からの 景観への影響を 評価する	視点1 視点2 視点3 視点4 視点5 (ウェイト)	景観影響...小 景観影響...なし 景観影響...なし 景観影響...中 景観影響...小 (4)	景観影響...大 景観影響...中 景観影響...中 景観影響...大 景観影響...大 (13)	景観影響...小 景観影響...中 景観影響...中 景観影響...小 景観影響...中 (8)
景観配慮に伴う コストのかかり 増し	初期費用 維持費用 (ウェイト)	中 小 (3)	小 小 (2)	中 中 (4)
生態系への配慮 状況	良否 (ウェイト)	おおむね良好 (1)	不良 (3)	おおむね良好 (1)
維持管理に要す る労力の程度	清掃 草刈り (ウェイト)	容易 やや大変 (3)	大変 不要 (3)	容易 容易 (2)
総合評価1		(11)	(21)	(15)
総合評価2		(略)	(略)	(略)
総合評価3		(略)	(略)	(略)

(ウェイト例) 景観影響：なし=0, 小=1, 中=2, 大=3

総合評価1... ~ のウェイト(加重値)を均等にした場合。

総合評価2・3... ~ のウェイト(加重値)を合議により変更した場合。



(案1)を最終案とする

* 1 S D法 <Semantic(意味的) Differential Method >

設計案画像に対して連想されるような形容詞の対(両極端の形容詞(満足 不満足等)を5ないし7段階程度に区分した評定尺度(非常に、やや、どちらでもない、やや、非常に等))を並べた調査票を用いて行う方法。

* 2 K J法 (川喜多二郎(1967))

多くの情報、気づきの中から関連の記事をグループにまとめていって、創造的なアイディアの展開や問題の解決の糸口を探り出す方法。

7.4 施工及び維持管理

景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、留意すべき事項を「景観配慮のための施工指針」として取りまとめ、関係者間で周知、徹底を図ることが重要である。

また、整備後の維持管理では、経年変化に伴う景観の劣化を防ぐことを目的として、施設管理者が地域住民、行政等と連携し、地域的な取組により管理を行う。

【解説】

1. 施工

(1) 施工

設計段階で配慮した内容が施工関係者に正確に伝わらず、施工時に意図したデザインが達成できなくなるケースもある。

こうした問題を回避するために、図面類には、適宜コメントや参考写真や図などを丁寧に挿入して、デザインの意図を的確に施工者に伝えるように努めることが必要である。例えば、色彩や素材の指定に際しては、それらを表現する客観的な数値（例えば色彩ならばマンセル値）を示すとともに、数値に一定の幅を持たせることによって、調達できる素材の選択肢を増やすなど、意図したデザインへと導きやすくすることが大切である。

また、設計の意図を含めこれらを「景観配慮のための施工指針」として取りまとめ、関係者間で周知、徹底を図ることが重要である。

(2) 住民参加による施工

地域住民等による施工は、整備対象や地域景観に対する愛着心の醸成につながることから、整備対象周辺での植樹や植栽、案内板の設置など比較的軽微な内容については、例えば、植樹祭や案内板作成のためのワークショップ等の開催と併せて、地域住民による直営施工を促進することが重要である。

2. 維持管理

(1) 維持管理

維持管理の目的は、計画、設計において意図された景観を継続的に保つことである。整備対象が施設などの場合は、摩耗や損傷により色彩の劣化やテクスチャの消失、形状の微妙な変化が生じ、整備直後の景観を変容させてしまうことがある。また、施設周辺に施された植栽においても樹木の生育による枝葉の繁茂がブッシュ化して意図した緑化景観を崩してしまうこともある。

こうした整備後の経年変化に伴う景観の劣化を防ぐためには、日常的な清掃や更新等の維持管理が必要である。日常的な清掃等については、施設管理者が地域住民の主体的な参加を促しつつ、行政、NPO等が密接に連携し地域的な取組により管理していくことが重要である。また、利活用による摩耗や損傷、植栽の手入れ等は、施設管理者が主体となって定期的な点検を実施し、適宜、補修や更新を心がけることが重要である。

(2) 維持管理協定

持続的な維持管理を行うためには、維持管理計画の策定時において、整備後の景観を保全するための維持管理協定の締結などの検討を行う。また、協定を維持するため

の管理組織の構築、それぞれの集落あるいは個人単位での作業頻度と内容など、管理の継続的实施に向けた詳細な内容について、施設管理者、行政等を含め地域住民の間で合意を形成することが重要である。

【参考資料】グラウンドワーク活動による維持管理

静岡県三島市では、市民、行政、企業のパートナーシップによるグラウンドワーク活動により、農業用水路の生態系や景観の保全創造活動に取り組んでいる。

1. 取組の経緯

市街地を流れる源兵衛川（農業用水路）がごみの廃棄や雑排水流入による水質悪化等により周辺環境に悪影響を与える要素となっていた。静岡県と三島市では市民の農業用水路や水辺の自然に対する関心の醸成が必要であるとの考えから、市民参加による水路の再生整備を市民に提案した。これにより三島ゆうすい会、土地改良区、商工会議所等の市内8つの団体と三島市、地域企業は「グラウンドワーク三島実行委員会（現在は特定非営利活動法人グラウンドワーク三島）」を設立し、整備計画立案から整備後の維持管理に至るまでをグラウンドワーク活動により取り組むこととした。

2. 活動の内容

グラウンドワーク活動の中で提案された「エコロジカル・デザイン5原則」（岸辺の自然状態の復元、川底の構造の多様化、蛇行などの流路線形の多様化、生き物の聖域部分の確保、川沿いの樹木の豊富化）を、静岡県と三島市は水路整備に当たって設計指針として取り入れた。このことにより、市民の水路に対する積極的な関与意識が高まり、さらに四季折々の具体的な維持管理方法を示した市民管理マニュアルを策定したことで、整備後の維持管理も市民の創意工夫により主体的・自主的に行われている。



住民参加による水路の清掃管理

市民は、創意工夫によって源兵衛川（農業用水路）の良好な景観を取り戻す整備計画を立案し、昔のような自然度の高い川づくりを行った。

またごみの散乱していた川に入り、3年間にわたり地道な河川清掃を続け、地域住民の汗と具体的な行動によって、昔の美しい水辺の自然環境を取り戻した。

渡辺豊博「グラウンドワーク三島の地域再生への取組」（2006）をもとに作成

【引用文献】

- 新建築学大系編集委員会，『新建築学大系 13 建築規模論』，彰国社，1988
- 樋口忠彦，『景観の構造』，技法堂，1975
- 芦原義信，『街並みの美学』，岩波書店，1990
- Gibson J.J.，『The Ecological Approach to Visual Perception』，Houghton Mifflin Com.，1979（ギブソン.J.J.，（古崎敬、古崎愛子、辻敬一郎、村瀬旻共訳），『生態学的視覚論』，サイエンス社，1985）
- 富山県，『水と緑といのちが輝く景観づくりをめざして - 富山県公共事業づくり指針解説書』，2003
- 渡辺豊博，「グラウンドワーク三島の地域再生への取組み」『農業土木学会誌 Vol174/2』，（社）農業土木学会，2006

【参考文献】

- 新建築学大系編集委員会，『新建築学大系 18 集落計画』，彰国社，1986
- 新建築学大系編集委員会，『新建築学大系 6 建築造形論』，彰国社，1985
- 芦原義信，『続・街並みの美学』，岩波書店，1990
- 中村良夫，『風景学・実践編 - 風景を目ききする』，中公新書，2001
- 高梨隆雄，『美的設計方法論』，ダヴィット社，2002
- 三井秀樹，『美の構成学』，中央公論社，1996
- 農林水産省農林水産研修所生活技術研修館，『美しい農村景観づくりへのアプローチ』，1995
- 佐藤誠監修，（財）日本交通公社編，『魅せる農村景観』，ぎょうせい，2004
- 石井一郎・元田良孝，『景観工学』，鹿島出版会，1990
- Martens.H.，『Der Optische-Masstab in den bildenden Kuensten(2nd Edition)』，Berlin Wasmuth，1884
- 富山県，『田園空間整備事業となみ野地区 田園空間整備実施計画書』，2000
- 多摩美術大学環境色彩研究会編，『むらの色まちの色 - 農村環境の色彩計画 - 』，（社）農村環境整備センター，2002
- 篠原修編，『景観用語事典』，彰国社，1998

農業農村整備事業における景観配慮の手引き用語集

本手引きにおける用語の説明であり、一般的に使用されている意味と異なるものもある。

アイストップ：P57,P82

外部環境において、視野の一部に人の注意を向けるように設けられたもの。

出典：都市計画国際用語辞典

エージング：P17,P35,P96

エージング（aging）の一般的な使われ方は、「古くなる」「歳をとる」「熟成する」であるが、本手引きでは、時間の経過により「周辺に馴染む」、「風格を発現する」という意味を含んだ用語として用いている。

可視領域：P22,P45,P59

ある視点からいちどきに見渡すことのできる領域。本手引きでは、整備対象を注視したときに的確に把握できる視野の範囲のことを指している。景観に配慮した整備を考えていく上で、様々な視点からどの部分が見え、どの部分が見えないかを明らかにすることは基本的な検討事項である。例えば、構造物を設計する際には、その構造物が重要な視点場から見える範囲に入っているか否かが問題となる。複数の重要な視点場からの可視領域の大きさや重なり、構造物の見え方が対象のデザイン上の条件となる。

出典：景観用語事典、『景観の構造』（樋口忠彦）を基に作成

グラウンドワーク：P107

1980年代にイギリスの農村地域で始まったトラストの一つ。住民、行政、企業が対等な立場（パートナーシップ）で、地域組織を作り、身近な水辺や自然環境の改善を行う。住民意見の計画への反映、環境整備の円滑な推進、適切な維持管理体制、住民の地域への愛着や連帯感の醸成等に効果がある。企業の資本、技術や人材の環境改善への貢献、全国組織による技術的支援や地域組織化のノウハウ提供等に特長がある。

出典：改訂5版農業土木標準用語事典

景観シミュレーション：P4,P18,P34,P44,P59,P82

景観予測資料：P70

景観シミュレーションは、整備対象が周辺景観に及ぼす影響を事前に把握するための景観予測手法の一つ。現状の景観を変更し、新たに仮想の景観を作ること、景観配慮計画・景観設計などにおける景観予測資料を提供する手法である。模型、パース、合成写真、CGなどの技術がある。

出典：改訂版農村整備用語事典より作成

景観設計：P3,P30,P36,P59,P82

景観設計は、良好な農村景観を保全、形成することを目的として、農業農村整備事業における整備対象を「よい造形」にしつらえることである。このため、景観設計では、周辺景観の状況を踏まえ、整備対象の景観設計要素について検討する必要がある。

景観設計要素：P30,P37,P71,P82

造形論においては、造形の基本的な要素を形、色、材料（テクスチャ）としており、このほかに対象の動き方（運動）、光（残映）も造形要素として考えている。

本手引きでは、具体的に操作の対象となる「配置・規模」、「形」、「色彩」、「素材」、「植栽・盛土」等のことを景観設計要素と呼んでいる。

出典：『美の構成学』（三井秀樹）を基に作成

景観特性：P24,P44,P59

地域景観特性：P36,P44,P59

景観特性は、景観の性質を表現するものである。本手引きでは、三つの景観要素の構成状況や歴史的・文化的な背景、地域住民の意向、デザインコードの存在状況などが総合化されて、景観として表れているものを指している。なお、整備対象の周辺に限定された空間の場合は景観特性と呼び、市町村レベル等の地域的な広がりの中で把握される景観特性を地域景観特性と呼ぶ。

景観配慮区域図：P66

地域景観特性と住民の意向を踏まえて設定された景観配慮区域を地図上に表現したもの。

景観配慮の方向性：P37,P60

基本構想の中で地域全体の景観保全目標を実現していくために、景観配慮区域ごとに作成する、景観の保全、形成の方向性。景観配慮の方向性は、具体的な景観配慮計画立案の前提となる。

景観配慮方針：P36,P59,P82

景観配慮の基本原則により、基本的な方向性を明らかにした上で、景観上の役割、調和の方向、景観設計要素を取りまとめたもの。景観設計を立案する上での前提となる。

景観要素：P8,P15,P36,P44,P82

景観構成要素：P8,P18,P34,P51,P65,P82

本手引きにおいて「景観要素」は、景観を構成している諸要素の3分類（「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽」）を指している。景観を検討するためには、この景観要素の3分類を念頭において、具体的に景観を成立させている個別の「景観構成要素」である河川、山、農地、宅地、住宅、公園などについて把握する必要がある。

ゲシュタルト心理学：P19

ゲシュタルト心理学とは心理学の分野の一つで、20世紀初頭にドイツで提起された。ゲシュタルトの概念は、対象を部分としてではなく全体としてとらえるということである。例えば、人は連続した点で輪郭を描いた円を見たときに、個々の点の集合体ではなく、円の外周の線として認識し、円という形として理解する。これを「錯視（錯覚）」といい、「群化の法則」なども含めた知覚認識の法則性から、人の記憶、思考を探ろうとするのがゲシュタルト心理学である。

散居集落、環状集落：P16,P53,P64,P82

農村地域の集落の形態は、住戸の分布状態から集居、密居、散在、散居の四つに大別される。また、集落形態は、住戸の並び方により列状、環状、層状といった類別や、成立過程により干拓、屯田、開拓等に類別されたりする。

出典：改訂版農村整備用語事典より作成

色彩：P17,P34,P57,P71,P82

色彩とは、色を感じさせる物体や光の特性、色を表現する表記法などの意味を有するが、一般には物や光を見たときに感じられる視知覚特性の一つである。色彩は、色味の相異としての「色相」、明るさの違いとしての「明度」、鮮やかかすんでいるかの違いとしての「彩度」という三つの属性（「色の3属性」）により知覚され判別される。「色の3属性」を模式的に整理したものが表色系と呼ばれている。その代表的なものが3属性をコード的（例えば5R8/2）に表現した「マンセル表色系」であり、（財）日本規格協会から「JIS 準拠標準色票」として発行され、幅広く利用されている。

出典：景観用語事典より作成

シークエンス景観：P57

歩きながら、車を運転しながらなど、視点を移動させながら次々と移り変わっていくシーン（場面）を体験していく場合に見る景観を、シークエンス景観という。道路における景観配慮を検討する際に重要な考え方となる。

出典：景観用語事典より作成

視点：P20,P44,P68

視対象：P20,P44,P70,P90

視点場：P20,P50,P68,P82

「視点」はある景観を眺めるときの人間の目の位置を代表するもので、景観配慮においては重要な視点の発見、抽出が主要な課題となる。「視対象」は眺める対象であり、木や森、地形、構造物等のあらゆるものがその対象となる。「視点場」は、視点の周囲を指し、ある視対象を見るときに、見る者が意識する空間である。

出典：景観用語事典より作成

スカイライン：P57,P70

山並みや家並みなどの輪郭線。山並みの場合は稜線ともいう。輪郭線とはある視覚現象において図となる領域と地となる領域との境界につくりだされる線のことであり、ゲシュタルト心理学では、図の領域の末端として図に所属し、地の領域には所属しないものとされる。

出典：景観用語事典より作成

整備対象：P4,P18,P34,P44,P59,P82

農業農村整備事業等において整備される、ほ場、水路、農道、ため池、機場、堰、ダムなどの農地、農業水利施設等をいう。

生物のネットワーク：P64

生物の生息・生育環境と移動経路のことをいう。農村地域に生息する生物は、繁殖、成長といった生活史を通じて様々な環境を利用しており、必要な生息環境を求めて、ある生息環境と他の生息環境との間を適当な時期に移動している。したがって、農村地域における生物を保全するためには、生物が生活史を全うするとともに、種が継続的に存続できるよう、生物のネットワークが確保されていることが重要である。

出典：環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針

造形：P14,P34,P50,P77,P86

本来は「形体をこしらえること」の意であるが、美術や芸術において造形は造形芸術として展開して、「形体に美的内容を与える行為(操作)」との解釈が示されている。本手引きは、芸術論的な立場に立つものではないが、造形を整備対象と周辺景観の調和を図るための「しつらえ方」としてとらえている。なお、デザイン学や美学では、造形の要素として「形と色彩」、「材料とテクスチュア」、「運動と光」、造形の秩序として「分割とプロポーション」、「シンメトリー」、「装飾とパターン」、「立体構成と平面構成」という視点が示されている。

出典：『美の構成学』(三井秀樹)を基に作成

ゾーニング：P67

ゾーニングとは、ある空間を機能や用途などに基づいていくつかの小部分や区域に分類し、配置する作業のことを指す。景観配慮を検討していく上でのゾーニングは、それ自身が計画のアウトプットである場合と、それ以降に続く計画作業のベースマップとなる場合がある。

出典：新体系土木工学 59 土木景観計画より作成

地域のアイデンティティ：P17,P48,P73,P88

アイデンティティ(identity)の訳語は「身元、正体のほか独自性、主体性、個性」(新英和大辞典、研究社)であるが、地域計画の分野で用いる場合は、地域づくりにおける地域性、歴史性、共同性、社会性、文化性が景観整備や地域振興活動を支える概念として表れている状態を指す。本手引きでは、地域景観特性を支える主要な概念の一つとしてとらえている。なお、こうした眺望物はランドマークやアイストップとしての景観的な機能を有する場合が多い。

出典：改訂版農村整備用語事典より作成

直営施工：P38,P106

農家・地域住民等の参加（参加型）で実施が可能と考えられる作業について、農家・地域住民などの参加要望に基づく、参加型で行う施工のこと。直営施工の効果として、工事コストの縮減と農家負担の軽減が図られ、併せて造成した施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理が期待される。

出典：農業農村整備事業等における農家・地域住民参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け農林水産省生産局長・農村振興局長通知）をもとに作成

デザイン：P16,P39,P51,P77,P82

デザイン（design）の一般的な翻訳は、「図案」や「意匠」とされ、ものをつくるときの形状や表面の模様や装飾、色彩などの個々の計画及び立案を意味する。また、ものや空間を「一つの統一したよい形」にまとめ上げる行為のことを指すこともある。

出典：景観用語事典より作成

デザインコード：P24,P36,P44,P59,P82

本来、コード（code）は「法則、規則」という意味を持ち、ドレスコード（服装規則）やモラルコード（道徳律）などのように極めて強い拘束性のある言葉として用いられる場合が多い。

デザインコードは、地域の景観を形成している景観構成要素間の秩序（自然条件や歴史文化条件と景観構成要素間の関係、生活様式と景観の因果関係等）のうち、景観構成要素に共通する建築様式や植栽の配列等であり、造形的な調和を検討する上での重要な手掛かりである。

二次的自然：P1,P6,P14

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然。

出典：環境基本計画 用語解説

俯瞰（仰瞰）：P25,P57,P68

俯瞰は、視対象を視線の水平線より下方向（視線の視対象に対する角度は俯角となる）に見下ろした眺望であり、仰瞰は、視対象を視線の水平線より上方向（視線の視対象に対する角度は仰角となる）に見上げた眺望となる。俯瞰は視界のひろがりが大きく、一般に広角な眺望が得られる。細部を把握することはできないが、対象を一挙に、全体の構造のなかに位置付けて把握することが可能となるのが俯瞰された景観である。これに対して仰瞰は限定的、閉鎖的な眺望となる。人間の安定した視線の方向が俯角であるので（本文68頁参照）、仰瞰は非日常的な眺望の場合が多く、崇高感、圧迫感、威圧感などの印象を受ける。

出典：景観用語事典、『景観の構造』（樋口忠彦）を基に作成

ランドマーク：P17,P57,P73,P88

土地の目印となる建物や構造物、樹木、歴史的建造物など。

レイヤー整理：P48

レイヤー整理は、一般的にはコンピュータ上で図面を作成するときに用いられる手法であり、CADソフトや描画ソフト等でよく使われる。例えば一枚の地形図を、地形、地図記号、地名、標高、道路、集落などの情報に分けて作成することをいい、レイヤーの組合せにより、「地形、道路、集落のみを表した図面」や「集落名を除いた図面」のように必要な情報のみを表した図面を容易につくることができる。

引用文献

- オールコック（山口光朔翻訳），『大君の都（中） 幕末日本滞在記』，岩波書店岩波文庫，1978
- イザベラ・バード（高梨健吉翻訳），『日本奥地紀行』，平凡社東洋文庫，2002
- 中村良夫編著，『土木工学大系 13 景観論』，彰国社，1977
- 富山県，『田園空間整備事業となみ野地区 田園空間整備実施計画書』，2000
- Appleton J.，『The Experience of Landscape』，John Wiley and Sons Ltd.，1975
- 和田陽平・大山正・今井省吾編，『感覚・知覚ハンドブック』，誠信書房，1969
- （財）農村開発企画委員会・（独）農業工学研究所集落整備計画研究室編集，『改訂版 農村整備用語事典』，（財）農村開発企画委員会，2001
- 篠原修編，『新土木工学大系 59 土木景観計画』，技法堂出版，1982
- 多摩美術大学環境色彩研究会編，『むらの色まちの色 農村環境の色彩計画 - 』，（社）農村環境整備センター，2002
- 篠原修他，『景観づくりを考える』，技法堂出版，1989
- Henry Dreyfuss，『The Measure of Men』，Human Factors in Design,Whitney Publications,New York,1959
- 新建築学大系編集委員会，『新建築学大系 13 建築規模論』，彰国社，1988
- 山梨県勝沼町，『勝沼町まちづくり計画（都市計画マスタープラン）報告書』，2004
- 樋口忠彦，『景観の構造』，技法堂，1975
- 芦原義信，『街並みの美学』，岩波書店，1990
- Gibson J.J.，『The Ecological Approach to Visual Perception』，Houghton Mifflin Com，1979
- （ギブソン.J.J.，（古崎敬，古柵愛子，辻敬一郎，村瀬旻共訳），『生態学的視覚論』，サイエンス社，1985）
- 富山県，『水と緑といのちが輝く景観づくりをめざして 富山県公共事業づくり指針解説書』，2003
- 渡辺豊博，「グラウンドワーク三島の地域再生への取り組み」『農業土木学会誌 Vol174/ 2』，（社）農業土木学会，2006

参考文献

- 中村良夫，『風景学入門』，中公新書，1982
- 中村良夫，『風景学・実践編 風景を目ききする』，中公新書，2001
- 勝原文夫，『村の美学』，論創社，1986
- 坂和章平，『わかりやすい景観法の解説』，新日本法規，2004
- 美の里づくりガイドライン編集委員会，『美の里づくりガイドライン』，農林水産省農村振興局，2004
- 柳宗悦，『民藝四十年』，岩波書店，1995
- 樋口忠彦，『日本の景観』，筑摩書房，1993
- 堀繁・斎藤馨・下村彰男・香川隆英，『フォレストスケープ』，（社）全国林業改良普及協会，1997

篠原修編,『景観用語事典』,彰国社,1998
進士五十八・森清和・原昭夫・浦口醇二,『風景デザイン 感性とボランティアのまちづくり』,
学芸出版社,1999
栃木県,(藤本信義監修),『栃木県農村景観ビジョン』,1997
藤本信義・(財)農村開発企画委員会編集,『村づくりワークショップのすすめ』,(財)農林
統計協会,1994
農林水産省農林水産研修所生活技術研修館,『美しい農村景観づくりへのアプローチ』,1995
マルクス・ウィトルウィウス・ポリオ(森田慶一翻訳),『ウィトルーウィウス建築書』,東海
大学出版会,1979
(財)農村開発企画委員会,『農村工学研究4 農村土地利用計画と景域計画』,1975
(財)農村開発企画委員会,『農村工学研究53 農村景観形成の基本的考え方』,1992
井手久登・武内和彦,『自然立地の土地利用計画』,東京大学出版会,1985
五十嵐敬喜・野口和雄・池上修一,『美の条例』,学芸出版,1996
新建築学大系編集委員会,『新建築学大系13 建築規模論』,彰国社,1988
Martens.H,『Der Optische Masstab in den bildenden Kuensten(2nd Edition)』,Berlin
Wasmuth, 1884
佐藤誠監修,(財)日本交通公社編,『魅せる農村景観』,ぎょうせい,2004
石井一郎・元田良孝,『景観工学』,鹿島出版会,1990
新建築学大系編集委員会,『新建築学大系18 集落計画』,彰国社,1986
新建築学大系編集委員会,『新建築学大系6 建築造形論』,彰国社,1985
芦原義信,『続・街並みの美学』,岩波書店,1990
高梨隆雄,『美的設計方法論』,ダヴィット社,2002
三井秀樹,『美の構成学』,中央公論社,1996